

リットン報告書全文

解説並に關係條約文その他付録

朝日新聞社版

6 7 8 9 40 1 2 3 4 5 6 7 8 9 5

始



リットン報告書訂正誤

頁行	正	誤	頁行	正	誤
六	これ(トル)	れこを	全	一せらるべし	せられべし
八	讀者	理事會代表等	全	如き支那諸港	營口(牛莊)の如きは支那
二	張作霖	張作相	六	在滿支那人	支那支那
三	断たざりき	の	七	地續地域	持續地域
五	解決策	海決策	九	理由の下に	理由の下に
二	攪亂	攪亂	九	必要なる	必要する
五	抱かしむ	拘かしむ	三	せられたり一	たられたり一
六	又(イレル)	支那代表は決	二	關係なく支那	關係なる支那
八	理事會議長に	理事會に依り	三	志望	死亡
三	送付せり(附	送付せり。	二	一再ならず	一切ならず
六	西洋よりの影	歴史より影響	二	去れるに	去られるに
七	欲したりき	保したりき	四	支那側は	支那人は
七	中央國庫	中央金庫	六	含まず	含まず
八	他方	多方	六	支那	支那
三	異りたる	異りたり	三	支那	支那
六	ありたり	ありあり	三	ものなりとい	ものなり。
三	早魁	早魁	二	實力	軍力
元	るにも拘らず	るに拘らず	二	日本國民をし	日本國民の
三	二日間其の	二日間の其の	五	準備をなし	出づるに備へ
三	不法徴収、横	より生ずる怨	六	軍部の不満、	軍部の不満、
三	領及兵卒又は	を以て、不法	八	政策、次に凡	政策、全て
二	匪賊による掠	徴収、横領及	八	出現、次に物	出現、物價下
五	生じたる不平	兵卒又は匪賊	八	出現、次に物	出現、物價下
二	二日間其の	二日間の其の	三	無かりき	無かりき
三	二日間其の	二日間の其の	三	維持し	維持し
三	領及兵卒又は	を以て、不法	三	南部	南部
二	匪賊による掠	徴収、横領及	四	無かりき	無かりき
五	生じたる不平	兵卒又は匪賊	九	自治委員會	自治委員會

リットン報告書訂正誤

頁	行	正	誤	頁	行	正	誤
六	九	これを	れこを	全	一	せらるべし	せられべし
八	七	(トル)	理事會代表等	全	四	營口(牛莊)の	營口を(牛莊)の
二〇	二	讀者	讀者	全	四	如き支那諸港	の如きは支那
二〇	八	張作霖	張作霖	八	九	在滿支那人	支那支那人
三	一	斷たざりき。	の	六	七	地續地域	持續地域
三	八	解決策	海決策	六	四	理由の下に	理由の下に
二	一	擾亂	擾亂	全	九	必要なる	必要する
五	五	抱かしむ	拘かしむ	三	三	せられたり一	たられたり一
六	二	又(イレル)	支那代表は決	二	二	關係なく支那	關係なる支那
八	六	理事會議長に	理事會に依り	三	三	志望	死亡
三	二	送付せり。(附	送付せり。	二	二	一再ならず	一切ならず
六	六	西洋よりの影	歴史より影響	二	二	去れるに	去られるに
七	三	欲したりき	保したりき	二	四	支那側は	支那人は
八	三	中央國庫	中央金庫	二	六	含まず	含まず
三	一	他方	多方	二	三	支那	支那
六	六	異りたる	異りたり	二	三	ものなりとい	ものなり。
三	三	ありたり	ありあり	二	四	ふなり。	軍力
元	一	早魁	早魁	二	五	實力	日本國民の
三	九	るにも拘らず	るに拘らず	三	五	日本國民をし	日本國民の
三	八	二日間其の	二日間の其の	三	六	軍部の不満、	軍部の不満、
三	二	不法徴發、横	より生ずる怨	三	八	出、次に物	出現、物價下
三	二	領及兵卒又は	嗟の存在する	三	八	現下物が原	現下物が原
三	二	匪賊による掠	を以て、不法	三	九	生ずること、	至れること、
三	二	奪の結果より	兵卒又は匪賊	三	九	次に事業	事業
三	二	は極度に利用	に依る掠奪は	三	九	これ等の要因	これ等の事情
三	二	せられたり	極度に行はる	三	九	は	は
三	二	而して右分野	然して、これ	三	九	これ等の事情	これ等の事情
三	二	和にして不調	離が	三	九	は	は
三	二	境を接す	境に接す	三	九	は	は
三	二	其の舊同盟者	其の同盟者	三	九	は	は
三	二	構成部分	完全なる一部	三	九	は	は
三	二	關聯して行	關聯した行	三	九	は	は
三	二	駐屯せる	樹立せる	三	九	は	は
三	二	變改	編改	三	九	は	は
三	二	通商	商務	三	九	は	は
三	二	異議	異議	三	九	は	は
三	二	廢棄	排棄	三	九	は	は
三	二	四月迄	四月頃迄	三	九	は	は
三	二	一九二四年	一九二四滿	三	九	は	は
三	二	吾人	吳人	三	九	は	は
三	二	意圖の宣	意圖も宣	三	九	は	は
三	二	否認	排除	三	九	は	は
三	二	支那側に於て	支那側は	三	九	は	は
三	二	強硬	強抗	三	九	は	は

リットン報告書全文

解説並に關係條約文その他附録

朝日新聞社發行



員委查調那支盟聯際國
(佛)軍將ルテーロク (英)卿ソムナリ (伊)伯イマンマダロポルテ (獨)士博ーキユシ (米)軍將イコツ▼ (リ)上右)

目次

序 篇

調査委員の履歴と印象……………一

「報告書」が出来るまで……………四

報告書中妥當、不妥當の諸點——政府當局一部の見解……………一〇

外務省
假譯文 國際聯盟支那調査委員會報告書

結論……………一

第一章 支那に於ける近時の發展の概要……………一五

第二章 滿洲……………二六

第三章 日支兩國間の滿洲に関する諸問題……………三三

第四章 一九三一年九月十八日當日及び其後に於ける滿洲に於て發生せる事件の概要……………三〇

第五章 上海……………一〇

第六章 滿洲國……………二七

第七章 日本の經濟的利益及び支那の「ボイコット」……………二〇三

第八章 滿洲における經濟上の利益……………三三

第九章 解決の原則及條件……………三三

第十章 理事會に對する考察及提議……………二四

附 録

事變關係の國際法規……………一

國際聯盟とその諸機關の活動……………一

不戰條約……………四

九國條約……………五

滿洲國承認と帝國政府の聲明……………八

日滿議定書……………八

帝國政府の聲明……………九

序 篇

調査委員の履歴と印象

リットン卿(イギリス) Victor Alexander George Robert Lytton

「ボンペイ最後の日」の筆者として世界的に有名な作家リットン卿の孫に當り、父君がインド總督時代にインドの夏の首府シムラに生れた。今年とつて五十六歳である。四歳のときイギリスに歸り學生時代はイートン、ケンブリッヂの貴族的教育を受けた。一九一六年より一九一九年に至る間イギリス海軍省參事官及び政務次官等に歴任し、一九二〇年インド省軍務次官に任じ一九二三年には四十七年ぶりに生れ故郷インドの土を踏んだ。彼は六年間、そこにベンゴール州總督を務め途中レディング印度總督の歸途中、代理總督をした。職歴でもインドやイギリスの代表として數回總會に出席し、その上品な風格と明晰な頭腦は他國代表間に異彩を放つた。見るからに英國の貴族らしい容貌、黒深い眼、廣い額、高い鼻の持主で英國紳士らしいあか抜けのした服装と處作には人を惹くものがある。彼は然し政治家といはんよりは學者としての特色を有し、教育、社會問題等に造詣が深い。現に各種の會社に關係しながら一方各種の著述をつとめてゐる。

クローデル將軍(フランス) Henri Edouard Clandel

將軍は一八七二年の生れだから、今年六十二歳、調査團中の最年長者であるが、紅顔無幾くばかり若い。調査委員中最も政治家的見識に富みフランス流の機智と沈着の持ち主である。半ヶ年にわたる支那、滿洲調査中調査團が添着した幾多の

議院はク將軍の謙遜にして敬愛なる忠告によつて打明された。特に馬占山會見申入問題の如きその一例である。又、北平で最終報告起草中、リットン卿がその草案をみて、他の委員に隨意に字句を加筆修正されることを求めたところが、クロードル將軍の返答が振つてゐる。「余の修正せんと欲するものは字句ではありません、草案全體の調子に不同意であります」と。これは噂話である。彼はサンシール陸軍大學校卒業後各地師團長、軍團長に歴任し、大戦後支那駐屯軍參謀長として支那に勤務し支那に對する認識も相當ある。大戦の初期には第十七軍團長として米、佛の兵士を率ゐて勇名を馳せた。大戦後西アフリカ軍司令官や佛領インド支那軍司令官として海外殖民地軍政を掌り、現に殖民地防禦委員會議長、軍事參謀官、殖民地軍總監などの要職にある。

マツコイ將軍 (アメリカ) Frank Ross MacCoy

クロードル將軍を靜的智謀の勇者とすればマツコイ將軍はあくまで動的攻勢的勇者である。廣く秀でた體、けいよくたる眼光、確く結ばれたる口元、そして肩をほり天を向いて邁歩する將軍の全體から米國式の朗らかな軍人氣質が湧き出でる。將軍は今年とつて五十八歳、米國陸軍中でも屈指の東洋通である。多年海外に勤務し、殊にウッド將軍に愛せられその姪を夫人に迎へてゐる、ウッド將軍がアイリツピン總督時代、彼の顧問格で腕を振り、ウッド將軍の黒幕として恐れられたものだ。一九二八年ニカラガに内亂が起きた時はクーリツチ大統領の命を受け同國大統領選舉監視の大任を果し、翌年には南米のパラガイ、ボリヴィヤ紛争に際し選ばれて紛争調停委員長となり、その政治的手腕を發揮した。その功により米國

議會は一九三〇年時に拔擢進級を大統領に進言した結果少將に任命された。一九三三年南東大震災の時は、米國救濟準備指揮官として來朝し大に日本の爲に働き勲章をも賜はり多くの友人を日本に持つてゐる。

アルドロヴァンチ伯 (イタリア) Luigi Marasco Aldrovandi

伯は調査委員中唯一の外交官出身で國體防衛の才人、一行中の最年少者ではあるが一行中隨一の仲役として、又文書作成上の權威者として各委員の複雑多岐な希望を一の表現中に作り上げるといふ難業に寄與した。報告書中クロードル將軍の發案になる新事態發生に對して報告書中の提案の適用を加減擴充すべしとの用心條項はクロードル將軍とリットン卿との反對意見をアルドロヴァンチ伯がそのお筆先で巧に調和したものであると傳へられてゐる。伯は一八七六年の生れで一九〇〇年外交官生活に入り、大戦の頃イタリー外務大臣の官房長をしてをり、ヴェルサイユ會議には伊國代表部の首席書記官として活躍した。その後各地の大公使を歴任し、一九二六年、ドイツ大使を拜命した。例のイタリー大使館暗殺紛失事件以來選いて野にあつたが今回グランヂ外相の推薦で調査委員に任命されたのである。常にフアツシヨの襟章をつけ、ムソリニ御大に對する忠勤振りには日常の行動にも散見するが奉天ヤマトホテルでその常用自動車につけたイタリー國旗が他の國の國旗よりも何寸とか小さいとて大きいのに取り換へさせたなどは少し稚氣が過ぎた。

シュネー博士 (ドイツ) Heinrich Schnee

博士は調査委員中クロードル將軍と共に六十二歳の最年長者、一行中の學究である。植民政策家で一九二一年ドイツ領東

部アフリカ總督となり、現に人民黨代議士として在外ドイツ人同盟の委員長などをしているが根拠からの學者肌で、歐洲旅行中も一番の資料好き、恐らく歐トンにも及ぶと思はれる日、支、滿各方面より提供の参考資料を眞から喜んでこれに目を通し、一々考へ込むのはシユネー博士獨りであつたらう。何か部厚な資料が調査團に提供されると委員の一人は小聲で「又シユネー博士の喜びの種が一つ殖えた」とささやいたものである。クローデル將軍やマツコイ將軍等の實際家肌な政治的見識に對比してシユネー博士のこの學究ぶりは調査團のバランスをとつたものと思はれる。報告書中の經濟的、社會的、産業的部分にはシユネー博士の良かれ悪かれこのドイツ流の學究振りが發揮されてゐると見てよからう。博士はドイツ國會議員であると同時にベルリン大學付屬東洋學校の講師をして植民政策や言語學上の教鞭をとり、「世界政策論」や「ドイツ興亡論」等の有名な著書があり、人口問題の權威である。

「報告書」が出来るまで

國際聯盟文那調査委員會が正式に設立されたのは昨年十二月十日の聯盟理事會決議第五項によるものである。滿洲事變に關する第一回、第二回の聯盟理事會では、聯盟側は歐米式の第三國による調停乃至監視の意味合に於ける調査委員會設立を頭を一杯にしてゐた。だから聯盟側の行動はますます當時行詰つてゐた聯盟情勢を實際的に打開する氣運から遠ざける結果となつた。即ち日本側でも五大國問題の提出が形勢不利なること、支那側が急規則第十五條適用の請求をなすらしき雲行を襲取し、聯盟が終始、前記中立委員會派遺案にとりつかれてゐる事實を洞察して、今度は日本側から進んで一種の中立委員會派遺案を提出するの作戦に出た。

かくして日本は支那側の第十五條提議を喰ひ止め、九月卅日の第一回理事會の決議事項以上に無用なる制限を聯盟より受けることを防止し、更に又聯盟側のためから考へても、この一案によつて表面聯盟の體面をつくるひ、聯盟の責任を將來の調査委員會の事業に肩懸りして、一と先づ理事會は滿洲問題の處理を手打ちする段取りとなつた。いはゞ調査團派遺は暗礁に乗り上げた聯盟の外交的逃げ道であつた。

もともと調査委員の派遺は日本側の提案で、日本はこれによつて聯盟の極東問題に對する豪を啓き、將來再び従前の如き失敗を重ねしめない念願からしたものであつて、決して、この第三者的機關によつて我國の對滿國策を檢討批判せしめ、その拘束を甘受するが如き意圖は有しなかつたのである。

いよく調査團派遺に決した聯盟理事會はその後調査委員の人选に没頭し、その間大中國國の割込み運動が猛烈な極めたが、遂に一月十四日、別記五名が選定せられるに至つた。

かくて、委員一行は本年二月三日フランスを出發し、米國經由、二月廿九日日本に到着、我が政府、軍部並に實業界等の代表者等と接觸の後、三月十一日神戸より支那に向ひ、十三日上海着、爾來一ヶ月余りの間、上海、南京、漢口、北京等を視察し、關係當局者と會見を遂げたる上、四月十九日北京發、海陸兩路より滿洲に向つた。

◇ ◇ ◇
調査團一行は支那の視察を一通り済まして、四月二十一日奉天に發着して、急、滿洲問題の現地調査に着手したのであ

る。彼等は月余に渡つて、奉天、徽京、吉林、ハルビン、チチハル、大連、瀋州等の各地を訪問し、日、韓、支各方面と接
觸を策し、その間滿洲國當局との接觸問題は数多の悲喜劇を生んだ。殊に支那側參與員顧維鈞氏の入滿問題や馬占山との會
見要求等は良かれ悪しかれ最も強く調査團に對して滿洲國の存在を印刷したものであつたらしい。そして、この印象が報告
書の第六章滿洲國の部分に鮮明ならしめたのである。

調査團は瀋陽に到着後、再び北平及び東京を訪れて日支兩當局者と意見の交換を行つた。北平では南京政府代表者羅文幹、
汪兆銘、宋子文の來平を求め、飛行機で駆けつけた三人は、二日間に及んでリットン卿一行と談合したが、その際支那側より
滿洲問題の解決案として提示したものは

- 一 滿洲に廣汎なる自治を許すも、名目上の主權は支那に保存すること。
- 二 滿洲における日本の權益はこれを承認す。
- 三 滿洲より軍隊を撤退し、一切の軍政状態を改めて純然たる文治制度を敷く。

の三點にあつたと傳へられ、この支那側の「提案」なるものはリットン卿らに相等的強い同情的印象を與へたらしく、たまた
ま日本に於て滿洲國承認即行の氣運濃厚化しつゝありし際であつたから、一行は急いで七月初め東上し、内田外相との會見
となつた次第である。内田外相との會見は世人周知の如く、滿洲國承認問題に關し、調査團と日本當局の意見全く不一致で
物別れとなつた。そして一行は憂鬱裡に三度北平に去つた。殊に其時東京着初々病を得たリットン卿は心身共に極み抜い
て、北平でいよいよ最終報告作成中も病舎の寢台に呻吟しつゝペンを執るといふ有様であつた。支那問題乃至滿洲問題の復

雑特殊なる性質と手處にわたつて終始難問題の矢面に立つて調査事業に當つたリットン卿の健康は遂に過勞のために漸く害
さるゝに至つた。この委員長の病氣が報告書作成の上不幸な影を投じたことも推察に難くない。北平よりの新聞電報は幾
度か報告書起草を續つてリットン卿の明瞭なる政治家的見識の欠乏が傳へられ、他の委員との衝突が報ぜられた。リットン
卿が純理論にのみ立脚して現實的數量を缺き、委員中の政治家クロードル將軍の注意を受け、報告書の體裁調査が變更され
たとも傳へられた。



調査團報告書は一箇月余りの日子を費して九月四日完成した。ジュネーヴには極秘裡に隨員の一員としてシペリア經由に
れを進行せしめ、職監本部へ寄託されたのは九月二十二日であつた。原文は越えて九月三十日特使により日支兩國外務當局
に手交され、去る十月二日をもつて一般に發表されるに至つたのである。

報告書は本文三百八十九頁、(外務當局の翻譯約十八萬語)別に附屬書といふ大部の文書で、日支關係の歴史的背景より滿
洲問題の財政、經濟、政治、産業、社會的考察に及びその間、九月十八日の滿洲事變突發事件や、上海事變を敘述し滿洲國
及び日貨排斥問題にわたり、最後の二章を以て、紛争解決の原則を掲げ、これに準據して日支紛争の處理の實際的方法を理
事會に對して提示して居る。

而して右の廣汎なる報告書の骨子中には前記支那側の「提案」「簡條」の要件が全部含まれ、反對にわが方の解決案たる
滿洲國承認に報告書が反對を表明してゐるのは特に注目すべき點である。

リットン委員會任命は理事會をして滿洲問題解決の責務を免れしめんとする一蹶の外交的打撃であつたことは前述の如くである。理事會はこれで聯盟の面目を維持しホツと二思ついた形であつた。然るに、本年一月末上海事變の突發は聯盟に於ける支那代表團恩惠の躍起の奔走と、これに引ずられた歐洲小國等の妄動との渦巻の裏に、遂に我國民がもつとも不快としつつあつた規約第十五條を適用することとなり、臨時總會の開會、日支紛争の全般的再檢討といふこととなつた。

その結果、滿洲問題は折角理事會の處理で調査委員を派遣して圓滿なる進行を示してゐた矢先き、途中から總會が介入し來り世界の大小五十餘國代表をもつて成るこの龐大なる會議における重復混亂を極めた無益なる殿則的討論を餘儀なくした。これは支那側の思ふ重であつた。支那は總會代表等が理事會代表等、理事會代表よりも極東の實情に暗く、大國の行動に疑心暗鬼の小國多きを奇貨とし、巧に聯盟規約を適用して總會を引きずり現實を無視した幾多の行動を取てせしめた。

日本は大勢の赴く所如何ともなし難く、しばらく反對を保留しつゝ懸戦せねばならなかつた。かくて十九人委員會が總會議長、紛争軍事部を除く理事會代表十二名及び秘密投票によつて選ばれた他の六名(スキス、チエツコスロヴァキヤ、コロンビヤ、ポルトガル、ハンガリー、スエーデン各代表)をもつて構成され、滿洲問題の審議を我物に奪ひ取つた形となつた。何となればこの委員會が昨年九月三十日及び十二月十日の理事會決議の實行を注視し、紛争解決の準備をなし、場合によつては解決案を作り、その他あらゆる緊急手段をも提出することが出来ることとされ、理事會はこの委員會に必要書類並に意見を送付することになつてゐるからである。かくして臨時總會は會期を終了し、従つて委員會も繼續存在して理事會からの

調査委員の最終報告を待ちかまへてゐた譯である。

所が聯盟規約の第十二條及び第十五條によれば總會は事件付託後六ヶ月の期間内に事件解決に關する報告を作成することになつてをり、右六ヶ月の期限は八月十八日に満期となるが、最終報告書のジュネーヴ到着は九月中旬以後となつたため、特に臨時總會はこの期限延長を決議し、併せて十一月一日以前に十九人委員會が調査委員の右報告審査を開始するに至らんことを希望した。然し日本の立場は滿洲問題に規約第十五條を適用することに不本意であつて總會が滿洲事變を取扱ふこと、従つて十九人委員會の行動全部に對して投票を保留し積極的承諾を與へないで進んで來たのであるから、日本側としては、調査委員會の報告が規約第十一條の下に理事會で審議される以外の手續に對してはなほ異議をはさむ余地が残されてゐるのである。



帝國政府は調査報告書内容の重要性に鑑み、右報告書接受後最少限六週間に、それに對し意見書を作成して聯盟に提出し度き旨を提議したが、この提議は九月二十三日より睨かれた第六十八回理事會により二十四日の會議に於て受諾され、十一月十四日迄報告書の審議は延期されることとなつた。従つて、理事會の審議後、報告書が問題の臨時總會に移されるのは二週間後、大體十二月初旬と豫想せられるが、列國關心の焦點はいふまでもなく支那より新たに獨立して成立せる滿洲國の實體であり、これに報告書の發表に先立つて承認を與へた帝國の立場である。報告書完成の時より發表迄の一ヶ月足らずの間には正に重大なる新事態が發生してしまつたのである。日本の對滿洲態度は九月十五日日滿議定書の調印によつて

正式に明瞭にされた。新しい事態はそれのみではない。過去一ケ年の間、滿洲には新事態に次ぐに新事態を以てしたと云つた方が正しい。其處には三月一日新國家の獨立宣言より日本の公式承認に至る迄の飛躍的新事態が展開してゐる。三月一日滿洲國が事實上獨立して以來、日支紛争の關係は全く局面を轉換して滿洲國と日本との關係に於ては過去の東三省舊政體と日本の紛争は解消してしまつた。



この滿洲國發生の新事態こそ報告書の内容に重大なる變更修正を余儀なくするものでなければならぬ。今秋の聯盟會議が果して右の新情勢に如何に對應せんとするか、國際的關心は來らんとする聯盟の諸會議を繞つて將に白熱點に達するものと云ふべきである。

報告書中妥當、不妥當の諸點

— 政府當局一部の見解 —

諸者の參考に供せんが爲め、本報告書に對する我政府當局一部の批評、即ち、日本の見地より見て妥當なりと肯つける諸點と然らざる諸點とを左に摘記して見る。

◇ 妥當と認められる諸點

- 一 支那の内亂狀態 に關する所論は適切で、支那の實情をかなり明瞭に把握し、滿洲事態の遠因を支那の無秩序無理想なる混亂にありとし、内亂によつて受ける諸外國の損害中日本が他の何國よりも最も痛切なるものあることを指摘してゐる點。
- 一 滿洲の歴史 日露戰爭により日本は滿洲をロシアの手から奪ひ、滿鐵を初め日本の資本と技術とが入り關東州を初め鐵道付屬地といふ特殊區域が出来た爲め治安が維持されるやうになり内亂の爲め疲弊してゐる漢人はこの北方の樂土を求めて國々入り込み今日の繁榮を致したものである。報告書に日露戰爭前後に於て滿洲が支那から抛棄せられてゐたことを記述せる點。

- 一 滿洲に於ける排日抗日運動 近年は特に排日熱高潮し滿鐵に對し有害なる鐵道建設政策を採るに至り、日本が各種の條約及び取極めによつて取得せる特權の利用を漸次容認しないとすの傾向を持つて來たことを擧げた點。又張作相は日本が黨派的關係に關係せず専ら滿洲の開發に努力するやう勸告したのを監視し、學良もまた彼れに做つたと日本の誠意ある忠告を斥けたことを認めてゐる點。又在滿朝鮮人に對する支那側の壓迫、迫害の組織的になされ、排日的命令及び訓令が發せられてゐる事實も認め、日支關係の緊張が何等日本の積極的行動によつて生れたものでないことを裏書してゐる點。

- 一 作霖、學良時代の滿洲の内政 作霖、學良時代に於ける滿洲の内治状況に關する報告書の記述によれば「約二十五萬に上る大官備軍維持せられ又二億兩(銀)以上を費したりと傳へられる大兵工廠が保持せられ居たり。軍事實は全經費の八割に達したりと推計せられ、其の殘額を以て行政警察司法及び教育の費用に充てたるも到底これを支弁する能はず官憲に對する俸給すら支拂はれざりき。而して凡ゆる權力は少數軍人の手に歸したるを以て、官職は彼等の手を通つてのみ得られ、所

る事態の避け難き結果として、特種、廢敗、悪政は斷たざりきの當委員會は右惡政に對する甚大なる不平が廣く各地に存するを認めたり」と述べ、この事態は特に滿洲に於てのみ見られるものでなく、實に支那全土に於て行はれてゐる施政の實情なる言を付言してゐる點。また軍隊給養の爲め軍糧を課しそれでも足りないので不撓紙幣を濫發したこと等を列舉してゐる點。

◇不正當と認められる諸點

一 調査委員の越權的態度 調査委員會は日支紛争の解決案作成を依頼されたものでないことは、委員會成立の際の文書に照して明かである。然るに本書の解決案には、前文句で弁解しては居るが右委員會は日支兩國の紛争を裁定するが如き態度が現れ過ぎてゐる點。更に報告書を通過して見ると委員會が最初からある先入主に支配され、結論を得て然る後その證據を求めたのではないかといふ感も興へる。外國の新報紙中にも調査委員は余りに支那側を庇護し過ぎてゐると評してゐるのも可なり多くある。

一、滿洲は支那の一部なりとの所説 報告書は滿洲の住民に漢人種が大多數であるとの理由により「完全なる支那の一部」と説いてゐる點。これは論理の甚だしい飛躍である。

一、滿洲事變と軍事行動 第四章の滿洲事件に關する記述は多くの部分に於て真相を無視せるものが多い。「九月十八日事件を」九月十九日十時日の朝奉天市民が醒むるや同市は日本軍の手中に歸したるを發見せり」と多大の暗示を含む言辭を

以て冒頭し日本軍は支那軍との間に起ることあるべき越權行為につき慎重に準備し十八十九日夜本計畫は迅速且正確に實施せられたと如何にも九・一八事件を日本の計畫的行動であるかの如く云ひ支那側については支那軍は日本軍に攻撃を加へ又は特に右の時及び場所に於て日本人の生命或は財産を危険ならしむるが如き計畫を有したるものにあらずと斷じ、進んで次の如き結論を作成してゐる「九月十八日午後十時より十時半の間に於て鐵道線路上若くは其付近に於て爆發ありしは疑ひなきも鐵道に對する損傷は若しありとするも事實長春よりの直下列車の定期到着を妨げざりしものにして其れのみにては軍事行動を正當なる自衛手段とするものにあらず、同夜に於ける日本軍の軍事行動は正當なる自衛手段と認むることを得ず、尤も之により調査委員は現地にありたる日本將校が自衛の爲め行動しつゝありと信じつゝありたるなるべしとの假説を排除せんとするものにあらず」となるの點。鐵道線路の損害が少いから自衛行動ではない、支那側は全然無抵抗で發砲せず、若し發砲したものがあつたとしてもそれは命令を受けて攻撃したのではない、日本軍の攻撃もその後の行動に狼狽してやつたのだと、支那弁護に等しい口調に陥つてゐる點。

一、錦州爆撃問題 錦州爆撃について報告書は何等の抵抗をも試みざる錦州市民に突如日本軍は飛行機による爆撃を加へ爆撃は病院や大學に落下したと記述し「兵力により政府を爆撃するは正當とすることを傳す」との斷言を下してゐる點。何故に日本軍が爆撃をなしたかといふ原因については一言も觸れてゐない。奉天を承はれた學長が錦州に政府を置き匪賊敗殘兵を集中してわが滿鐵沿線を脅威せんことを計畫してゐるのを察知したわが軍が飛行機で偵察をなし、善良なる市民に對し日本軍は何等危害を加ふるものでないとのパンフレットを撒布してゐるのを支那軍の爲め射撃せられたが爲め、止むを

學事應戦したといふ點は一切黙過し、恰も日本軍は理由なく錦州市民に擧撃を加へた如く結論してゐることは驚いて容認し難い點である。殊に調査團が唯一の證據として採用してゐるのは支那政府顧問米人ルイスが十二月十二日錦州に赴いて調査したといふもので、病院の擧撃せられてゐる事實には室内のみ擧撃されて屋根にも擧撃がないといふ滑稽なるものまで引きあひに出してゐるのは單なる證據不足とだけで片づけられぬ節がある。

一、滿洲國に對する住民の意向 調査團は「種々の困難を排して滿洲國に對する住民の意向を察知する爲め實業家銀行家、政員、醫師、巡警、商人等とひそかに會見し、又千五百五十通の無名の投書により判斷するに官吏、實業家、商人、農民等何れも新國家に敵意を持ち投書は僅に二通を除き他は何れも日本及び滿洲國に對し極度に敵意を表白せるものにして「何れも眞實にして自發的意思なるやう魚料」せられたと記してゐる點。恐らく右投書は「二通を除き他は何れも學良の指揮によつてなされたるものゝ如きも」の前提を脱落したものであらうが、それにしても重大なる責任を持つ調査團が何處の馬の骨か判りもしない投書を證據に採用する不謹慎な態度はどうしても瞭解し難い處である。又學良政權の要人が盡く迷亡した後に成立した滿洲獨立運動を「曾て滿洲に於て耳にしたることなき獨立運動は日本軍隊の存在により始めて可能となれること疑ふの余地なし」と皮肉なる觀方や、わが參謀本部が滿洲獨立運動を補助し指揮したとの臆測を付加してゐるのは日本政府として最も見逃し難き點である。

一、日貨排斥と武力行使 日貨排斥が南京政府を形成する國民黨によつて組織せられ、統制せられ、命令せられ、且つ脅迫的方法により強行せられる不法行爲なる點を認めながら、結論に於て「日支兩國が經濟上相互に依賴せざるを得ざる關係

にありながら一方は兵力を他方はボイコットを用ゐる間は兩國間の經濟的接近は實現し得ず」と云つてゐる點。日本は未だ曾て支那の日貨排斥の爲め兵力を用ひた事實は一回もない。常にボイコットに對しては外交的手段を盡すに過ぎなかつたことに故ら言及せず、恰もボイコットある毎に武力を行使してゐるかの如き印象を與へる記述である。

一、安全保障問題 滿洲は法律的に支那の一部分であるが、滿洲自身は自治の状態にあることを認めながら、滿洲國の成立については反對し又原狀回復も徒らに時局を混亂させるのみと云ひ、滿洲を如何にすべきかについて提案してゐる安全保障案。滿洲の四圍の情況から見て、「安全の問題は世界の他の地方に於て採用せらるゝ手續に似たる方法にて解決することが日本の利益なり」といふは空談に過ぎない。

一、日支紛争解決策 日支紛争の海峽策として報告書が列擧せる十項目中見道し難い點は支那の滿洲に於ける宗干權を認め「東三省の地方的状況及特徵に應ずるやう工夫せられたる廣泛なる範圍の自治を確保するやう改め」とする案である。滿洲事變勃發直後に於てならいざ知らず、日本が滿洲國を承認せる今日宗干權も自治權も解消してゐるので、日本の立場からこの問題及び他の勳獎は總て考慮の餘地がない。

一、内部的秩序及び外部的侵略に對する保障 滿洲を非武装地帯となし、内部的秩序は有効なる地方的憲兵隊によつて確保しやうとの案。調査團はかつて滿洲には二十萬の正規軍あり、此の外相當多數の警察官の存在してゐたことを叙述してゐる。二十五萬の正規軍があつても尚且つ秩序紊亂し治績頗る振はざりし處へ一切の武装隊を撤退し憲兵によつて秩序維持をしようなど思ひも寄らざる處である。

外務省假譯文

國際聯盟支那調查委員報告書

緒論

一九三二年九月二十一日の支那の正式出訴

一九三二年九月二十一日在「ジュネーヴ」支那政府代表は聯盟事務局長に書翰を送り、九月十八日より十九日に至る夜中奉天に於て發生せる事件より起れる日支間の紛争に關し理事會の注意を喚起せんことを求め、日規第十一條に基き「國際の平和を危殆ならしむる事態の此の上の進展を阻止する爲即時手段を執らんこと」を理事會に訴へたり。九月三十日理事會は左の決議を可決せり。

九月三十日の決議

理事會は

- 一 理事會議長が日支兩國に致せる緊急通告に對する右兩國の回答及該通告に従ひ爲されたる措置を了承す。
- 二 日本が滿洲に於て何等領土的的の目的を有せざる旨の日本政府の聲明の重要なるを認む。
- 三 日本政府は其臣民の生命の安全及其財産の保護が有効に確保せらるるに従ひ、日本軍隊を鐵道附屬地内に引かしむる爲め既に開始せられたる軍隊の撤退を出來得る限り速に續行すべく、最短期間内に右の意圖を實現せんことを希望する旨の日本代表の聲明を了承す。

- 四 支那政府は日本軍隊撤退の履行並支那地方官署及警察力恢復の成就に従ひ、鐵道附屬地外に於ける日本国民の安全及其財産の保護の責任を負ふべき旨の支那代表の聲明を了承す。
 - 五 兩國政府が兩國間の平和及良好なる了解を擾亂する虞ある一切の行爲を避けんことを欲するを信じ、兩國政府は各自に事件を擴大し又は事態を悪化せざる爲の必要なる一切の措置を執るべしとの保障を日支兩國代表より與へられたる事實を了承す。
 - 六 兩當事國に對し其間の通常關係の恢復を促進し、且之が爲前記約定の履行を續行且速に終了する爲兩國が一切の手段を盡すべきことを求む。
 - 七 兩當事國に對し事態の進展に關する完全なる情報を屢々理事會に送らんことを求む。
 - 八 緊急會合を餘儀なくするが如き未知の事件發生せざる限り、十月十四日(水曜日)同期日に於ける事態審査の爲更に壽府に會合す。
 - 九 理事會議長が其同僚特に兩當事國代表の意見を求めたる後、事態の進展に關し當事國又は他の理事會員より得たる情報に依り前記理事會招集の必要なきに至れりと決定する場合は右招集を取消すことを議長に許可す。
- 右決議案採前議中支那代表は「日本の軍隊及警官の迅速且完全なる撤退並に完全なる原狀恢復を確保する爲に理事會の計畫すべき最良の方法は中立の委員會を滿洲に派遣することなり」との支那政府の見解を表明せり。
- 十月十三日乃至二十四日の理事會
- 理事會は紛争を考究する爲め更に十月十三日より二十四日迄會議を準備したるが、日本代表の反對の結果、該會議に於て採案せられたる決議に對し全會一致を得ること能はざりき。

理事會は再び十一月十六日「パリ」に會合し、約四週間の間熱心に事態を研究せり。

十一月十六日乃至十二月十日の巴里に於ける理事會

十一月二十一日、日本代表は九月三十日の決議が其の精神に於て且條章に於て遵守せらるべきことを日本政府は念し居るものなることを述べたる後、一の調査委員會を現地に送らんことを提案せり。右提案は次いで他の一切の理事會員の歡迎する所と爲り、一九三二年十二月十日、左の決議は全會一致を以て採擇せられたり。

十二月十日の決議

理事會は

- 一 兩當事國が嚴肅に遵守する旨宣言し居れる一九三一年九月三十日理事會全會一致可決の決議を再び確認す。依て理事會は右決議の定むる條件により、日本軍の鐵道附屬地内撤収が成るべく速に實行せられんが爲め日支兩國政府に對し右決議實施を確保するに必要なる一切の手段を講せんことを要請す。
- 二 十月二十四日の理事會以來事態更に重大化したるに鑑み、理事會は兩當事國が此の上事態の悪化するを避くるに必要なる一切の措置を執り、又此の上の戦闘又は生命の喪失を惹起することあるべき一切の主動的行爲を差控ふべきを約することを了承す。
- 三 兩當事國に對し、情勢の進展に付引續き理事會に通報せんことを求む。
- 四 其他の理事會に對し其關係地域に在る代表者より得たる情報を理事會に提供せんことを求む。
- 五 上記諸措置の實行とは關係なく

本件の特殊なる事情に顧み日支兩國政府に依る兩國間紛争問題の終局的且根本的解決に寄與せんことを希望し、國際關係に影響を及ぼし、日支兩國間の平和又は平和の基礎たる良好なる了解を攪亂せむとする虞ある一切の事情に關し、實地に就き調査を遂げ理事會に報告せんが爲め五名より成る委員會を任命するに決す。

日支兩國政府は委員會を助くる爲め各一名の參與委員を指名するの權利を有し、兩國政府は委員會が其必要とすべき一切の情報を實地に就き入手せんが爲めの各般の便宜を委員會に供與す。

兩當事國が何等かの交渉を開始する場合には、右交渉は本委員會所定任務の範圍内に屬せざるべく、又何れかの當事國の軍事的施措に苟も干渉することは本委員會の權限に屬せざるものと了解す。

本委員會の任命及審議は日本軍鐵道附屬地外撤收に關し九月三十日の決議に於て日本政府の與へたる約束に何等影響を及ぼすものに非ず。

六 現在より一九三二年一月二十五日に開かるべき次回通常理事會期迄の間に於て、本件は依然理事會に緊關するものにして議長に於て本件経過を注意し若し必要あらば新に會合を召集せんことを求む。

議長の宣言

右決議を採用するに當り、議長「ブリアン」氏は左の宣言を爲せり。

「茲に提出せられたる決議は異なる二方針に則りて措置すべきことを規定す。即ち(一)平和に對する直接の脅威を終熄せしむること。(二)二國間に存する紛争の原因の終局的解決を容易ならしむることなり。日支兩國の關係を攪亂するが如き事情の調査は夫れ自體望ましきことなるが、今回の會期中右調査が兩當事國に對し受諾し得べきものなることを認見したるは理事會の欣快とする所なり。依て理事會は十一月二十一日理事會に提出せられたる委員會設置案を歓迎せり。

決議の末項は右委員會の任命及職能を規定す。余は茲に決議に付項を逐ひて説明を加へんとす。

第一項 本項は九月三十日理事會が全會一致を以て採擇せる決議を再び確認し、同決議中に記されたる條件の下に日本軍を成るべく速に鐵道附屬地内に撤退することを特に強調するものなり。理事會は此の決議を最も重視し、且つ兩國政府が、其の九月三十日に爲したる約束の完全なる履行に努むべきことを確信す。

第二項 前回の理事會以來事態大に悪化し、且つ當然の憂慮を拘かしむるに至りたる諸種の事件の發生したるは不幸なる事實なり。此の上戦闘を惹起することあるべき一切の主動的行爲及事態を惡化せしむる虞ある他の一切の行動を差控ふること最も緊要なり。

第四項 本項に於て當事國外の理事國は、現地に在る自國代表者より接受する情報を引續き理事會に提供せんことを求めらる。

此の種情報は過去に於て頗る價値あるものなることを證したるを以て、諸地點に斯くの如き代表者を派遣し得る各國は現在の方法を繼續し、且つ之を改善する爲出來得る限りのことを爲すべきことに同意せり。之が爲め兩當事國にして希望するに於てはこれ等代表者を派遣すべき地點を兩當事國が右各國に指示し得る様右各國は兩當事國と接觸を保つべし。

第五項 本項は調査委員會の設置を規定す。本委員會は純然たる諮問的性質を有するものなるも其の所定任務は廣泛なり。本委員會が調査の要ありと認むる問題は、苟も國際關係に影響を及ぼし、日支間の平和又は平和の基礎たる良好なる了解を攪亂せんとする虞ある事態に關するものなる限り、原則として除外せられざるべし。兩國政府は何れも其の特に審査を希望する問題に付之が考慮を委員會に請求するの權利を有す。委員會は理事會に報告すべき問題を定むることに付充分なる考慮を有し、且つ望ましき場合に於て中間報告をなすの權能を有す。

九月三十日の決議に遵ひ、兩當事國の爲したる約束が委員會の到着の時迄に實行せられざる場合に於ては、委員會は出來得る限り速に理事會に對し其の事態につき報告すべし。

「兩當事國が何等かの交渉を開始する場合には、右交渉は本委員會所定任務の範圍内に屬せざるべく又何れかの當事國の軍事的施措に苟も干渉することは本委員會の權限に屬せざる」旨特に規定せらる。此の後段の規定は何等委員會の調査權能を制限せず又委員會が其の報告に必要な情報を得る爲行動の充分なる自由を有すべきこと明白なり。

兩當事國の留保及批判

日本代表は決議を受諾するに當り、決議第二項に關する留保を爲し

「本項は滿洲各地に於て猖獗を極むる匪賊及不逞分子の活動に對し、日本臣民の生命及財産の保護に直接備ふるに必要なるべき行動を日本軍が執ることを妨ぐるの趣旨に非ずとの了解の下に」

日本政府の名に於て本項を受諾するものなる旨を述べたり。支那代表は決議を受諾せるも原則に關する其の或意見及留保が左の如く議事録に挿入せられんことを求めたり。

一 支那は規約の一切の規定、其の加入せる一切の現存條約並に國際法及國際慣例の承認せられたる原則に基き支那の有し又は有し得べき一切の權利、救済方法及法律的地位を完全に留保するを要し且之を留保す。

二 支那は理事會の決議及理事會議長の聲明に依り明白ならしめられたる施措を以て必要にして、且つ相關關係を有する左の四個の本質的にして相關關係を有する要素を包含する實際的措置と認む。

イ 敵對行爲の即時停止

ロ 日本の滿洲占領の能ふ限り短期間に於ける清算

ハ 今後生じ得べき一切の事件に關する中立國人の觀察及報告

二 理事會の任命したる委員會に依る全滿洲の事態に關する現地の包括的調査。

右施措は條章及び精神に於て右の基本的要素に基くものなるが故に、其の完全性は右要素の一たりとも豫定の如く具體化せられ且實際に現實化せられざる場合には明白に破棄せらるべし。

三 支那は決議中に規定せらるる委員會は其の現地に到着せるとき日本軍隊の撤退が完成せられざるときは右の撤退に關し調査し且報告を載せたる報告を爲すことを其の第一任務と爲すべきものと了解し且希望す。

四 支那は右協定は滿洲に於ける最近の事件より發生せる支那及支那人に對する損害賠償の問題を直接にも暗黙的にも審することなきものと想定し此の點に關し特別な留保を爲す。

五 茲に提出せられたる決議を受諾するに當り、支那は理事會が此の上戦闘を惹起することあるべき一切の主動的行爲及事態を惡化せしむる虞ある他の一切の行動を避くる様日支兩國に命令し、以て此の上の戦闘及流血の慘を阻止せらるゝことに付、理事會の努力を謝す。決議が終熄せしむることを眞に目的としたる事態より生じたる無法律の状態が存在することの口實を以て、右の命令を破るべからざること之を明白に指摘せざるべからず。現に滿洲に在る無法律の状態の多くは、日本軍の侵入に依りて生じたる通常生活の中絶に因る所多きことを看過すべからず。通常の平和的生活を恢復する唯一の確實なる方法は、日本軍の撤退を迅速ならしめ且つ支那官憲をして平和及び秩序維持の責任を負はしむることに在り。支那は如何なる外國の軍隊に依りても其の地域の侵入及占領を許容することを得ず。支那官憲の警察職務を冒すことを右軍隊に許すことは一層爲し得ざる所なり。

六 支那は他の列國の代表者を通じて爲す中立的意見及報告の現在の方法を繼續し、且つ改善するの意圖を充足を以て了承す。而して、支那は斯かる代表者を派遣すること望ましと思考せらるゝ地方を時々必要に應じ指示すべし。

七 日本軍の鐵道附屬地内への撤收を規定する本決議を受諾するに當り、支那は右鐵道附屬地内に於ける軍隊維持に關

し、其の常に執り來れる態度を何等放棄するものに非ざることを了解せられざるべからず。
八 支那は其の領土的又は行政的保全を害する如き政治的の紛議(例へば所謂獨立運動を助くるが如き又は之が爲に不逞分子を利用するが如き)を挑發せんとする日本側の一切の試を以て専断の此の上の悪化を避くべしとの約束の明白なる違反と看做すべし。

調査委員會の任命

委員會委員は次で理事會に依り選定せられ、兩當事國の賛成を得たる上、一九三二年一月十四日の理事會に於て、左の如く最終的に承認せられたり。

- エイチ・イー・アルドロヴァンデイ伯爵 (伊國人)
- アンリ・クロードル中將 (佛國人)
- リットン伯爵 (英國人)
- フランク・ロツス・マツコイ少將 (米國人)
- ハー・エー・ハインリツヒ・シュネー博士 (獨逸人)

委員會の構成

歐洲諸國の委員は米國委員の代表者と二月二十一日「ジュネーヴ」に於て二回の會合を催したるが右會合に於て「リットン」

等は諸國一致を以て委員長に選定せらるゝと共に、委員會の事業の假計畫は承認せられたり。

日支兩國政府は十二月十日の決議に基き、委員會を補助する爲め夫々一人の委員を指名する權限を有したるに付、右委員として「トルコ」駐米特命全權大使吉田二郎及前總理大臣、前外交部長顧維鈞を任命せり。國際聯盟事務局長は國際聯盟事務局局長「ロバート、ハース」に委員會の事務局長を委嘱せり。

委員會は其の事業中「ジー、エイチ、ブレイクスリー」教授(米國「クラーク」大學教授)「ドクトル、オヴ、フィロソフ」
「エル、エル、デイ」、
「デネリー」氏、(佛蘭西大學教授)、
「ベン、ドルフマン」氏、「ビー、エー」及「エム、エー」、米國「カリフォルニア」大學「ウィリアム、ハリスン、ミルス」
「フェロー」
「エー、デイ、エー、デ、カット、アン」
「ゼリノ」博士、「デイ、エー、ハイアム」
「天佐(カネー)デイアン、ナシオナル」鐵道會社社長補佐員、
威海衛駐在英國領事「ジー、エス、モツス」氏、「シー、ビー、イー」
「エイチ、ビー、エム」
「シー、ウォルター、ヤング」博士、「エム、エー」
「ドクトル、オヴ、フィロソフ」
「イー、ニュー、ヨーク」世界時事問題協會の極東代表者の専門的進言に依り補助せらるる所ありたり。

(註) 事務局長は委員會書記局員として左記諸氏を配置せり

- 「ペルト」氏(情報部員)、
- 「フォン、コツツエ」氏(國際事務局に關する事務擔任の事務次長補佐員)、
- 「バステューホフ」氏(政治部員)、
- 「ダブリュー、ダブリュー、アスター」氏(臨時事務局員にして委員長の秘書役)、
- 「シャレール」氏(情報部員)
- 「ビー、ジュネーヴレー」少佐(佛國軍醫、
- 「クロードル」將軍の隨員)
- 「ビッドル」中尉
- 「マツコイ」將軍の隨員にして又事務局の一般事務にも協力せり)
- 「ドベイル」氏(在橫濱佛國領事にして日本語通譯者)青木氏及吳秀峰氏(情報部員にして委員會書記)

委員會の歐洲諸國委員は二月三日「ル・アール」及「ブリュクス」を出版し二月九日「ニューヨーク」に於て米國委員の参加を得たり。

聯盟規約第十條、第十一條及第十五條に基く支那の聯盟出訴

斯かる間に於て極東の形勢の發展は支那政府をして一月二十九日聯盟規約第十條、第十一條及第十五條に基き聯盟に對し新たな出訴を爲さしめたり。一九三二年二月十二日支那代表者は理事會に對し聯盟規約第十五條第九項に基き紛争を總會に附託することを陳請せり。然れども委員會は理事會より何等の新たな指令をも受領せざりしに付十二月十日の理事會決議に従ひ理事會よりの命令を解釋し行けり、右の中には左記のものを含む。

- 一 理事會に付議せられたる日支間の紛争の調査、但し原因其の發展の狀態及調査當時の情況を含む。
- 二 兩國間の根本的利益を調整すべき日支紛争の解決策に對する考慮。委員會の使命に關する此の概念は事業の計畫を決定せり。

一九三二年二月二十九日委員會東京到着

紛争の本舞台たる滿洲に到着せざる以前に、兩國の利害關係を確むる爲めに日支兩國政府及各方面の意見を代表する人士と接觸を保ちたり。即ち、委員會は二月二十九日東京に到着し、同地に於て日本委員の参加を受けたり、同委員は日本國皇帝陛下より謁見の光榮を賜はりたり。東京には九日間の滞在を爲したる處、右期間中は日日開會（及其他）との會見を爲したるが、右の中には大藏總理大臣、外務大臣、陸軍大臣荒木中將、海軍大臣大角大將を含みたり。右の外、有力親

行家、實業家及種々の團體の代表者等とも意見を述べたり。吾人は右等人士より滿洲に於ける日本の利益及日滿の歴史的關係に關する情報を受領せり。上海事件に關しても議する所ありたり。東京出發後吾人は京都に於て「滿洲國」なる國名の下に滿洲に建國ありたる次第を知りたり。大阪に於ては實業界の代表者との會見の手筈を定めたり。

上海（三月十四日—二十六日）

委員會は三月十四日上海に到着し、支那委員の参加を得たり。同地滞在二週間を一般調査の外、吾人が既に東京滞在中荒澤外相と議したる最近の戰局に關する事實及休戦の可能性に關しても成るべく知らんことを努むるに用ひたり。吾人は荒澤外相を訪ひ、最近の戰局動作に關する日本の陸海軍當局の陳述を聴取せり。吾人は又若干の支那政府職員及廣東をも含む實業、教育界其他の主眼者とも會見せり。

南京（三月二十六日—四月一日）

三月二十六日委員會は南京に赴きたるが、其の一部途中杭州に立ち寄りたり。翌途中、委員會は國民政府主席に面談するの榮を得たり。行政院長汪精衛氏、軍事委員會委員長蔣介石將軍、外交部長羅文幹氏、財政部長宋子文氏、交通部長陳紹勳氏、教育部長朱兆華氏、其の他の政府要員とも會見せり。

揚子江沿岸（四月一日—七日）

吾人は更に充分代表的要論及支那各地の現状を知らんが爲め、途中九江に立ち寄りたる上、四月一日漢口に赴きたり。委員會の代表者は湖北省及四川省の官長、軍隊及軍隊を視察せり。

北平(四月九日—十九日)

一一

四月九日委員会は北平(北京の現稱)に到着したるが、同地に於ては張學良將軍及九月十八日遼瀋洲の施政に參與したる官吏と會見せり。九月十八日夜奉天兵營の指揮官たりし支那將軍より證據の提出ありたり。吾人の北平滞在は支那參與員顧維鈞博士の入瀋困難の爲め延びせり。入瀋に當りて委員会は二團に分れたり。即ち、一行中の或者は山海關を經由して鐵道に依り奉天に赴きたるが、顧博士を告ぐ他の者は海路大連を經由し日本の鐵道附屬地内に止まることと爲れり。

滿洲(四月二十日—六月四日)

顧博士に對する「滿洲國」領域入國の反對は、委員會が日本の鐵道附屬地の北方における終點たる長春到着の際終に撤回せられたり。吾人は滿洲内に六週間止まりたるが、其の間奉天、長春、吉林、哈爾濱、大連、旅順、鞍山、撫順及錦州を視察したり。吾人は又齊々哈爾濱にも赴かんと欲したるも、哈爾濱滞在(中附近)に間斷なき戰鬪あり、且つ當時日本の軍當局より、東支鐵道の西部線の旅行に關し委員會の安全を保障し得ざる旨を告げられたるに鑑み、隨員の一部のみ航空機に依り齊哈爾濱に赴きたり。彼等は同地より洮昂鐵道及四洮鐵道に依る旅行に依り奉天に於て委員會の一行に合せり。滿洲滞在(中)吾人は豫備報告を起草し四月二十九日之を「ジュネーヴ」に送付せり。

吾人は國軍司令官本庄中將、其の他の陸軍將校及日本の領事官數と數次の會談を爲したり。長春に於ては「滿洲國」執政(即ち目下は其の「ヘンリー」譯名なる名に依り知らるる)前皇帝宣統帝を訪問せり。吾人は又日本の國籍を有する官吏、顧問を含む「滿洲國」政府委員及各省省長とも會見を重ねたり。各地方住民代表をも接見したるが、右は概ね日本人又は「滿洲國」當局に依り引合はされたり。公の會見の外に吾人は支那人及外國人の多數と會見を遂ぐるを得たり。

北平(六月五日—二十八日)

委員會は六月五日北平に歸着したるが同地に於て蒐集したる膨大な資料の吟味開始せられたり。行政院長汪精衛氏、外交部長羅文幹氏及財政部長宋子文氏とは更に二回の會見を遂げたり。

東京(七月四日—十五日)

六月二十八日委員會は朝鮮經由東京に向へり。委員會の日本への出發は、海軍大將齋藤實子爵の内閣に於ける外務大臣の任命を見ざりし爲め遅延せり。七月四日、東京到着後總理大臣海軍大將齋藤子爵、外務大臣内田伯爵及陸軍大臣荒木中將を含む新内閣の首腦と會見したるが、之に依り、吾人は滿洲の情況の發展並に日支關係に關する政府の現在の見解及政策を知りたり。

北平(七月二十日)

斯の如くにして日支兩國政府と重ねて接觸を遂げたるに付委員會は北平に歸着し報告書の起草に着手せり。

參與員

委員會の事業に對して終始多大の精力を惜まざりし兩參與員は、數多の貴重なる證據書類を提出せり。一參與員より受領せる材料は、之を他の參與員に掲示し、以て之に對する批判を爲すの機會を與へたり。是等の書類は發表せらるべし。附屬書に表示せられたる如く會見せる人物及團體の數の多きことは、以て吾人の審査したる證據の如何に多數に上りたる

かを知るに足るべし。更に吾人の旅行中、吾人は多量の印刷物、講義、要説及書籍を受領せり。單に滿洲に於てのみにも英文、佛文及日本文のものを除き、約千五百五十通の漢文の書籍及四百通の露文書籍を受領せり。是等の書籍の整理、翻譯及研究は多大の努力を必要としたるが、一地より他地への間断なき移動にも拘らず、之を遂行し七月北平に歸來後日本への最終訪問に用務前^ニ成することを得たり。

委員會の事業の計畫及旅程を決定したる委員會の使命に關する概念は又同様に報告書の構想を指導せり。

十二月十日の決議に基く使命の概念は委員會の報告書の構想を定めたり

吾人は先づ第一に紛争の根本的原因を成す滿洲に於ける兩國の權益を記述して歴史的背景を明かならしめんと試みたり。次で現在の事態發展前に於ける個々の案件を審議し、更に一九三一年九月十八日以來の事件を記述せり。終結問題の考察に當りては、吾人は過去の行爲に對する責任よりも、寧ろ將來に於て之を繰返すことを避くる方法を發見することの必要を強調せんとするものなり。最後に報告書は委員會の直面したる種々の問題に關し、理事會に附議せんことを欲する若干の省察及考察前に紛争の永続的解決を計り、且日支兩國間の良好なる了解の再建を成就する爲め吾人の可能なりと認むる方針に基く若干の提言を以て結ばれ居れり。

第一章 支那に於ける近時の發展概要

現在の紛争の完全なる了解に必要な事前の状態に關する知識

現在の紛争が始めて國際聯盟に持出さるるに至れる一九三一年九月十八日の事件は、日支間の關係緊張を加へ來れるを示せる長期のより重要ならざる軋轢の連鎖の結果に外ならず。現在の紛争を完全に理解せんが爲めには、右二國間の最近の關係の主要なる要素に關する知識を必要とす。従つて、問題の研究を滿洲事變以外に及ぼし且つ現在の日支關係を決定する有らゆる要素を最も廣汎なる同面に付觀察する必要ありたり。例へば、支那共和國の國民的期望、日本帝國及露西亞帝國の膨脹政策、現時「ソ」聯邦よりの共產主義宣布及右三國の經濟的及軍略的的必要等の如きは、如何なる滿洲問題の研究に當りても、根本的に重要視せらるべき要素なり。

支那の此の部分は、地理的に日露兩國の領域の間に介在するを以て、滿洲は政治的に紛争の中心となり、右三國間の紛争は、此の土地に於て行はれたり。實に滿洲は相衝突する要求及政策の濃縮點にして、現在の紛争の具體的事實を充分に正解するに先立ち、先づ右等の相衝突する要求及政策を考査するを要す。故に吾人は先づ右根本的要素を順次檢討せんとなす。

支那は進展しつつある國家なり

支那に於ける主動的要素は、徐々に行はれつつある國民自體の近代化なり。現代支那は其の國民生活の有らゆる方面に於

て、過渡的證據を示しつつ進展しつつある國家なり。政治的擾亂、内亂、社會的及經濟的不安は中央政府の衰微を齎すと共に、一九一一年の革命以來支那の特徴となりたり。之等の状態は、支那の接觸し來れるあらゆる國家に不利なる影響を及ぼし來れるものにして、臣教せらるるに至る迄は、常に世界平和に對する脅威たるべく、又世界經濟不況の一原因たるべし。

一八四二年支那始めて外國人に開放せらる

現在の状態に至る迄の諸段階に就きては、本報告に於ては詳細なる歴史を記載するを得ず、單に簡單なる概要を述ぶるに止むべし。支那は、個々の西洋人と交際したる最初の數世紀中は、歴史より影響の關する限りに於ては、實際上孤立せる國家たりき。此の孤立状態は、第十九世紀の初に當り、近代的交通機關の改良が距離を狭め、極東を他の諸國より容易に到達し得るに至らしむるに及びて、當然終了すべき運命にありたり。然れども、此の時に當りても支那が此新たなる接觸に應ずんとするの用意無かりき。一八四二年の戰爭の終末を告げたる單京條約の結果として、支那の數港は外國人の貿易及居住の場と開かれたり。外國の影響は、之を採り入るゝ何等の準備をも爲し居らざる政府を有する國に導入せられたり。外國の商人は政府が外國人の行政的、法律的、司法的、知識的及衛生的の必要に對する設備を爲し得ざる以前に、此の諸港に居住し始めたり。外國商人等は自己の慣れたる状態及標準を齎したり。諸條約港には、外國都市建設せられ組織、行政及商賣の外國式方法採用せられたり。外國と支那との此の對照を緩和し得べかりし兩方よりの努力も効果なく、軋轢と誤解との長年月之より繼續するに至れり。

度々の武力衝突に於て、外國武器の大なる効力を見たる支那は兵器廠を建て西洋式方法に依りて、軍隊を教練し力をもて

力に對抗せんとしたり。範圍に於て、限られたる支那の此の方向への努力は、結局、失敗すべき運命に在りたりき。支那が外國人に對抗し得んが爲には、更に根本的なる改革を必要としたるも、支那は斯かる改革を望まざりき。寧ろ反對に支那は外國人に對し支那の文化と主權を護らんと保したりき。

日本との比較

日本も始めて西洋の影響に對し國を開きたる當時、同様なる諸問題、即ち擾亂的なる諸思想との新となる接觸、相異なる標準の衝突、其結果たる外國居留地の設定、一方的關稅協定及治外法權要求等の諸問題に面せざるを得ざりき。然れども、日本は内政上の改革に依り、自己の近代的要求の標準を西洋の標準迄高むる事に依り、及外交交渉に依り之等の諸問題を解決せり。日本に依る西洋諸思想の同化はまだ完全ならざるやも知れず、又、相異なる時代の新舊思想間の軋轢は、時に之を見ることあるやも知れず。然れども、日本が自己の古き傳統の價値を減することなく、西洋の科學と技術と同化し西洋の標準を採用したる速度と完全性は偏く賞嘆せられたり。

支那の問題は更に頗る困難なり

日本の同化改革の問題が如何に困難なりしにもせよ、支那が直面せる諸問題は、支那の領土の擴大なること、支那の人民に國家的統一の缺如せること及徴收せられたる收入の全額が中央金庫に到達せざる傳統的財政組織を有することに依り、更に頗る困難なり。支那が解決することを要する問題は、日本が直出したる問題に比し、更に頗る複雑にして二者を比較するは不正當なりとするも、然も支那の必要とする解決は、結局日本の採用せる如き方針に依らざるを得ず。支那の外國人を

受することに對する露思、及支那在住外國人に對する支那の態度は當然重大なる結果を生むべきものなりき。此の態度は、其の當事者の注意を外國人の勢力に對する反抗及其制限に集中せしめ、支那が外國居留地に於ける進歩せる諸狀態の體驗に依り利益することを妨げたり。其結果として、支那をして新しき諸狀態に對抗し得しむる爲めに必要なる建設的改革は、殆んど全く着手せられざりき。

諸外國との衝突に依る支那の損害

各自の權利及國際關係に關する相容れざる二思想の不可避的衝突は、戦争及論争となり、其結果は次第に主權の割譲及一時的又は永久的の領土喪失となれり。支那は黒龍江の北岸に於ける大地域及沿海州、琉球諸島、香港、「ビルマ」、安南、東京、「ラオス」、交趾支那(印度支那の諸地方)、台灣、朝鮮其の他數個の朝貢國を失ひ、又其の他の領土を長期に渉り租借したり。又、外國法廷、行政、警察及軍事施設を支那の領土に於て許容せり。自國の輸出入關税を自由に規定する權利は、一時喪失せられたり。支那は外國人の生命及財産に對する危害に對する賠償を支拂ひ、又戰敗しては巨額の償金を支拂ひたるが、之等は其後常に支那財政の重荷たるに至れり。支那領土の諸外國の勢力範圍への分割に依り國家としての存在さへも脅かされるに至れり。

一九〇〇年國匪擾亂後改革運動起る

一八九四—一九五年の日支戦争に於ける敗北及一九〇〇年國匪反亂の慘狀たる結果は支那指導者中の心ある者の眼を開き根本的改革の必要を感じしめたり。改革運動は、當初は滿洲朝廷の指揮を甘んじて受くる意ありしも、其目的及指導者が西

太后の手に執き取られて後には、同王朝より離反し、光緒帝は其百日の改革代償として一九〇八年崩御に至る迄、事實上の半歐生活を営りたりき。

滿洲王朝の崩壊

滿洲王朝は支那を二百五十年間統治したりき。同王朝は其後年に至りては、太平圓(一八五〇—一八五五年)、雲南に於ける回教徒の叛亂(一八五六—一七三年)及支那「ターキスタン」に於ける叛亂(一八六四—一七七年)等度々の叛亂により力を失ひたりき。殊に、太平圓は同帝國の基礎を揺し、王朝は其威嚴上遂に回復する事を得ざる大なる打撃を受けたり。而して、一九〇八年西太后の崩御後、其内部の腐弱よりして遂に倒壊せり。

革命主義者は幾度か反亂の小計畫を試みたる後、南支那に於て成功せり。斯くて、短期間の間革命の指導者孫逸仙博士を臨時大統領とする共和政府南京に樹立せられたりき。一九二二年二月十二日、當時の皇太后は幼兒たる皇帝の名に於て、退位の勅書に署名し、次で袁世凱を大統領とする臨時立憲政治開始せられたり。皇帝の退位と共に各省、驛及地方に於ける皇帝の代表者は皇帝の權威に基きて彼等が有し來れる勢力及道徳的權威を失へり。彼等は、普通の人間となり、其決定を強制し得る限りに於てのみ、人民は彼等に從服することとなれり。斯くて、各省に於て文官都督が武官たる都督に依りて代らるるに至りたるは當然の結果なり。中央主權者の地位も亦同様に、最も強大なる軍隊を有する軍閥首領又は省又は地方の有力軍閥の最も強大なる一團に依り支持せられたる軍閥首領によりてのみ保持せられ得るに至れり。

北方に於ける軍閥專制の傾向

南方よりも北方に於て顯著なりし軍閥獨裁の傾向は、軍隊が革命に對して與へたる援助に依りて人氣好かりし事實に依りて容易となりたりき。首領軍人は革命を成功せしめたる功勞に對し報酬を要求するに躊躇せざりき。彼等の大部分は、北方の首領にして、或程度迄所謂北洋軍閥——日支戰爭後袁世凱に依りて訓練せられたる模範軍隊に於て、低き身分より高き地位に上りたる人々——として一群を爲したりき。之等の軍人は、袁世凱にとりては、西洋に於ける組織の特徴たる團體に對する忠實の觀念未だ發達せざる支那に於ては最も重要な個人的忠誠の絆に依り結ばれ居るを以て比較的信頼し得るものなりき。之等の軍人は袁世凱に依り其支配下に在る諸省の督軍に任命せられたり。之等の諸省に於て權力は彼等の手中に止まり、從つて省の收入は彼等が自由に取つて以て自己の個人的軍隊及部下の爲に使用し得るに至れり。

南方に於ける状態

南方諸省に於ては、一には清國との交際の結果として、又一には人民の異なる社會的慣習の爲に事態を異にしたり。甯支那の人民は、常に軍閥の獨裁政治及外部上りの公幹干渉を好まざりき。孫逸仙博士其他南方の指導者は立憲主義の理想に忠實なりき。然れども楊子江の南方の諸省に於ては、軍隊の改造は未だ餘り進歩し居らず、又設備整へる造兵廠を有せざりし爲め、彼等は其背後に有力なる軍隊を有せざりき。

一九一三年に於ける袁世凱に對する叛亂

選任に選ばれ重ねたる後、一九一三年第一の議會が北京に於て開催せられたる時は、袁世凱は既に其軍事的地位を確立し只缺くる所は各省軍隊の忠誠を確保するに足る財源のみなりき。世に善後借款と云はるゝ大外債は、彼に必要な財力を供給せり。然れども、彼が右借款を議會の同意を得ずして締結したる行爲により、國民黨に關する彼の政治的反對者は、孫博士の指導の下に結合し公然彼に背反するに至れり。軍事的の意味に於ては、南方は北方よりも弱かりしが、北方の勝ち誇れる督軍達が、南方の數省を征略し、之を北方の將軍の下に置くに至りて更に其勢力を加へたり。

一九一四年より一九二八年に至る内亂及政治的不安

其の後袁世凱に解散せられたる一九一三年の議會を回復せしめ、又は舊國會を開かんとする數次の企畫、王政を樹立せんとする二度の計畫、大總統及内閣の幾度となき變更、軍隊首領間に於ける服屬關係の不斷的變化及一省又は數省の一次的獨立の多くの宣言を見たりき。廣東に於ては、孫博士と首班とする國民黨政府は一九一七年以來時に活動を止めたることあるも兎も角存続するに成功せり。此十數年間に於て、支那は各軍閥間の戰爭に依り荒廢せられ至る所に存在する匪賊は零落せる農夫、飢饉に襲はれたる諸地方の絶望せる住民及給料不渡の兵士を加へて、愈々其數を増し、有力なる軍隊を成すに至れり。南方に於て戦ひつゝありし立憲主義の人々さへも、幾度となく彼等自身の中に發生する軍事的轉軌の危險に曝されたり。

國民黨の改組

一九二三年自己の主義の勝利を得るの爲めには確定せる「プログラム」、嚴重なる黨規及組織的宣傳の必要なる事を露國革命に依りて確信するに至れる孫逸仙博士は、彼の「綱領」及「民主主義」(民族、民権、民生)の中に略述せる「プログラム」を以て國民黨を改造せり。系統的組織は、黨の規程及中央執行委員會の仲介に依る行動の統一を確保せり。政治訓練處は、宣傳者

及地方黨支部の組織者を教育すると共に、多方軍備に於ける軍官學校は、露國士官の援助の下に黨の理想を抱懐せる指導者を有する能率ある軍隊を黨の爲に作り上げたり。斯くして、國民黨は固もなく廣く民衆と接觸する用意なるに至れり。同情者は、斯くして地方黨支部又は黨と聯絡せる農夫工人組合に組織せられたり。先づ民衆の心を獲ち得たる國民黨は、一九一五年孫博士の死後國民黨軍の北伐に成功し、一九二八年の末には多年行せざりし名目上の統一に成功し、暫時は實際上の統一をも或程度迄實現せり。孫博士の「プログラム」の第一段即ち軍事的段階は斯くして成功するに至れり。

黨綱の下に於ける訓政の第二期開始せられ得ることなれり。右時期は民衆の自治政治の技術上の教育及國家の再建に厭げらるべき時期なりき。

中央政府の樹立

一九二七東京に中央政府樹立せられたり。同政府は黨に依りて統制せられたり。實際に於て、政府は黨の一重要機關に過ぎず。政府は五院（行政、立法、司法、監察、考試の諸院）より成れり。人民が一部は直接に又一部は其選舉せる代表者を通して自ら政府を指揮すべき最後の段階、即ち立憲政治の段階への推移を容易ならしむる爲めに、政府は能ふ限り、孫博士の「五院憲法」「モンテスキュー」の三權分立に支那の古來の二制度たる監獄と考試とを加へたるものゝ方針に依りて構成せられたり。

各省に於ても、同様に省政府の組織に付て委員制度採用せられたるが、他方村落、都市及地方に於ては、人民は地方自治政治實行上の教育を受くることとなり。黨は、今や其政治的及經濟的再建の計畫を實行するの用意なりたるも、内部

の不和、私的軍隊を有する諸將軍の定期的叛亂及共產主義の脅威の爲に實行し得ざりき。實際に於て、中央政府は幾度となく其生存の爲に戦ふこと必要なりき。

中央政府の權威は外部より否認せられ内部の不和に依り弱められたり

暫時は統一は表面に於ては保持せられたり。然れども、有力なる軍閥が相互に同盟を結びて、南京に向ひて進軍せる場合には、統一の外観さへも保持すること不可能なりき。これ等軍閥は、一度も目的を達せざりしも、彼等は戦敗の後には、輕視せられ得ざる潛勢力たりき。加ふるに、彼等は決して中央政府に對する戦争は、叛逆行為なりとの態度を採らざりき。彼等の眼中に於ては、此の戦争は單に彼等の黨派と單に國部に在在し諸外國に依り、中央政府として承認せられたる他の黨派との間の争鬪の戦鬪に過ぎざりき。此の上下關係の缺如は、黨そのものの中の重大なる不和に依り、中央政府が孫博士の疑ふ可からざる後繼者たるの資格弱めらるる爲め感して危険なり。この新たな分裂の結果として、南方の有力なる諸首領は離反し廣東に退きたるが、同地方の地方官憲及國民黨の地方支部は屢々中央政府と獨立に行動し來れり。右概要の敘述より見るに、支那の分裂的諸勢力は一向強きもの如し。此の結合の缺如の原因は、國民の大衆が支那と諸外國との間の關係緊張せる時期を除きては國家を基礎とせず、家族及地方を基礎として考ふる傾向に在り。現今に於ては、自己獨立主義的感情を超越せる指導者も在りと雖、眞の國家統一が齎さるゝが爲めには、先づ更に多數の市民が國家的見地を有するに至らんこと必要なるは明瞭なり。

現時の支那と薩府會議當時の支那との比較

避くることを得ざる政治的、社會的、知識的及道徳的困難を示しつつある支那の過渡期の状況は、支那の性急なる友人を失望せしむるものにして平和に對する危険となりたる不和怨恨を作りたるも、而も種々の困難、遅延及失敗にも抗らず、事實に於て相當の進歩が遂げられたるは事實なり。現在の紛争を論議する際に於て、常に聞く一議論は支那は「組織ある國家に非ず」又は「完全なる混沌及意料外の無政府の状態に在り」、而して支那の今日の状況は、當然支那より聯盟の一員たる資格を失はしめ、支那より規約に基く保護要求權を奪ふものなりとの言説なり。

これに關しては、華府會議に際し、參加各國が全く異なりたり態度を取りたることを記憶すること必要なるべし。而も當時に於ても支那は北京及廣東に於て二箇の全然異なる政府を有し、又異地の交通通信を屢妨害する多數の匪賊に依る擾亂を受けたる一方に於て、支那全體を其の渦中に投すべき内亂の準備行はれつつありたり。一九二二年一月十三日、即ち華府會議の同時進行中に在りたる時、中央政府に送達せられたる最後通牒に順き開始せられたる右内亂の結果として、中央政府は同年五月順復し右政府に代り北京に樹立せられたる政府に對する滿洲の獨立は同年七月張作霖に依り宣言せられたり。かくの如く、獨立を主張する政府は實に三個ありあり。而も實際上自立せる省又は省の部分若干存在せり。現在に於ては中央政府の權威は尙若干省に於て薄弱なりと雖も、中央の權力は少くとも、公然とは否認せらるることなく、若し中央政府が現在の儘に維持せらるゝに於ては、地方行政、軍隊及財政は漸次國家的性質を帯ぶるに至るべきものと期待することを得べし。就上の諸理由は、他の諸理由と共に職權會議として昨年九月支那を理事國として選舉せしむるに至りたるものなること疑ひを容れず。

支那の復興に對する努力

現政府は、其の歳出及歳入の均衡並に健全なる財政的原則の遵守に努め來れり。諸種の課税は統一せられ且簡單化せられたり。正常なる豫算の制度なき場合には、財政部は毎年度の歳出及歳入の説明書を發表し來れり。中央銀行は設立を見た。國家財政委員會任命せられ、其の委員には銀行及商業界の有力者包含せらる。財政部は又徴税の方法未だ満足ならざる地方の財政を監督するに努めつつあり。總て、これ等の新たな措置は政府の功に歸せらるべきものなるも、而も政府は間斷なき内亂の爲めに其の内債を一九二九年以來約十億弗(銀)増加することを余儀なくせられたり。政府は資金の欠乏に妨げられ、其の野心に満ちたる復興の諸計畫を實行することを得ず、又國內の殆ど總ての問題の解決に欠く可からざる交通通信の改良を達成することを得ざりき。政府は數多の事項に付失敗したること疑ひなきも、而も既遂の業績多々あり。

國民主義

近代支那の國民主義は、支那が今や過渡しつつある政治推移の時期に於ける一の通常なる事象にして、これと同様なる國民的感情及願望は同様の状態に置かれたる如何なる國に於ても見ることを得べし。然れども、國民的統一を意識するに至れる人民が外的制肘を離脱せんと欲する自然的欲望に加ふるに國民黨の勢力は、一切の外的勢力に益反感を抱かんとする異常なる色彩を、支那の國民主義に注入し來り其の目的を擴大して帝國主義的壓迫の下に在る一切の亞細亞民族の開放を包含せしむるに至れり。今日の支那の國民主義には、其の再現を希ふ過去の偉大さに對する記憶も亦多分に盛られあり。右主義は租借地、鐵道附屬地に於て外國の手に依り行使せらるゝ行政上及他の細部に商業的ならざる諸權利、租界に於ける

行政權、前に外國人が支那の法律、法廷及裁判に服従せざることを意味する治外法權の返還を要求す。輿論は國民的屈辱と看做さるゝ此等の權利の存續に強く反対なり。

二六

治外法權

諸外國は、概して此等の要望に對し同情ある態度を取り來れり。一九二二—一九二三年の華府會議に於ては右望望の安當なること原則として容認せられたるも唯之を満足せしむべき最善の時期及方法に付ては意見の相違存したり。

問題に對する諸外國の態度

此等の權利を直に拋棄するに於ては、財政上其他の內面的困難に基き支那が今直に達成することを得ざるが如き程度の行政、警察及司法を樹立する責任を支那に負擔せしむるに至るべしとすること當時の感想なりき。當時、單一に取扱はれたる治外法權の問題は、若之を尙早に撤廢するに於ては諸外國との間に他の別個なる諸問題を誘發したるなるべし。又、若し外國人が支那の多數の地方に於て支那國民の蒙りつゝありたると同様の不正なる待遇及過酷なる課税を受けることと爲るに於ては、國際關係は改善せられず、却て、悪化すべしとすること又當時の感想なりき。これ等の留保に拘らず、特に華府會議に於て又同會議の結果として達成せられたるもの多々ありたり。即ち支那は五箇所の租借地中の二、多くの租界、東支鐵道付屬地の行政權、關稅自主權及郵政權を回收し均等の基礎に立つ多くの條約も亦商議せられり。

支那は華府會議を機として其の困難を解決する爲の國際的協論の道程に上りたるを以て若し右道程に従ひ進みたるに於ては爾後の十年間に於て更に顯著なる進歩を遂ぐることを得たるなるべし。只支那は其の毒々しき排外宣傳の遂行に依り妨害せ

られたり。右宣傳は時に二方面に於て實行せられ其の結果現在の紛争を惹起せる愛國氣の醸成を誘導せり。即ち第七章に記述せる經濟的「ボイコット」の利用及諸學校に對する排外宣傳の注人之なり。

諸學校に於ける國民主義

一九二二年六月一日發布せられたる支那の臨時憲法には「三民主義は中華民國に於ける教育の基本的原則たるべし」との規定あり人民の教育の章第四十七條。孫逸仙の思想は、恰も從來古典の有したる權威を持つが如きものとして、今や諸學校に於て教授せられ、張先生の遺訓は革命以前に於て孔子の教訓が受けたると同様の尊敬を受けつつあり。然れども、不幸にして青少年の教育に當り、注意は國民主義の建設的方面に對するよりも、觀る其の否定的方面に注がれたり。諸學校の教科書と熟讀する者は其の著者が愛國心を燃すに憎惡の焰を以てし、男性的精神の養成と虐待を受け居れりとの意識の上に置くことに努めたりとの印象を得。此の結果として、學校に於て植付けられ且社會生活の有らゆる方針を通じて實行せられたる毒々しき排外宣傳は、學生を曠つて政治運動に従事せしむることと爲り、時には國務大臣其他の官憲の身體、居住又は官廳の團體又政府の願望と計るが如き事態に立至らしめたり。斯くの如き態度は、有効なる內部的改革又は國民的素質の改善に伴はずして諸外國を驚愕せしめ、現在諸外國の唯一の保障たる諸權利の拋棄を益々躊躇せしむるに至れり。

法律及秩序の諸問題 適當なる交通通信の必要

法律及秩序の維持の問題に關聯し現在支那に於て交通通信の手段の見るべきものなきは重大なる障礙なり。國家の軍隊を迅速に輸送すべき交通及通信の便が、十分に備はるに非ざれば法律及秩序の維持は假令全部に非ずとも其の大部分は地

地方官の手に委せられざるべからず。而して、地方官は中央政府の遠隔なる爲め地方的問題の處理に當り自らの裁量に依ることを許されざるべからず。斯の如き状態に在りては獨立せる考慮及行動は容易に法律の規矩を逸脱し、其の結果地方は漸次私有の領地なるが如き貌を呈するに至る。

地方軍隊

地方の軍隊は、其の指揮官に與するも國民に與せず。中央政府の命を以て一軍の指揮官を他の軍に轉任せしむることは、多くの場合に於て不可能なり。中央政府が全國に亘り、其の威令を敷設し且永久に行ふ爲めの物的手段を有せざる限り内亂の危険は存續せざるを得ず。

匪賊

支那の全歴史を通じて、存在し且今日も支那の有らゆる地方に存在する匪賊の問題に對しても、右と同様の考察を加ふることを得。匪賊は支那に於て嘗て解せたることなく、政權は未だ嘗て之を掃蕩することを得ざりき。適當なる交通及通信の便を缺きたることは、政權が四圍の状況に隨ひ、増減する此の害惡を交際することを得ざりし理由の一なり。之に加はる他の理由は、特に惡政の結果として支那に齎せたる地方的騷擾及叛亂に之を求むることを得べし。假令、斯くの如き叛亂が無事鎮壓せられたる後に於ても、叛民の投合したる匪賊團は支那の諸地方に於て活動を繼續せり。右は太平亂（一八五〇—一八六五年）の鎮壓後に於て特に顯著なりき。近時に於ては給料不渡にして他に生活の途を樹つることを得ず且内亂に従事して掠奪に慣れたる兵卒も亦匪賊の源と爲りたり。

支那の各地に於て、匪賊を増加せしむるに至れる他の原因は洪水及旱魃なり。これ等は寧ろ常規的に發生し、常に飢饉及匪賊を隨伴せり。問題は急速に増加する人口の壓迫に依り、惡化せられたり。人口稠密なる地域に於ては、通常の經濟的困難は更に増加し、僅に生命を支ふるのみにして、不時の災厄に備ふるの餘裕なき人民の間に在りては、其の生活状態の極めて些少なる悪化も多數の者を生活不能ならしむるに至れり。従つて、匪賊は當時の一般的經濟的状態の影響を蒙ること大なりしなり。匪賊は富有なる時代又は地方に於ては減少せるも、上記何れかの理由に依り、生存競争深刻と爲り、又は政治的状態が擾亂せられたる場合に於ては必ず増加したり。

匪賊が一旦或地域に於て、其の勢力を確立するに至れる時は、内地に於ける交通及通信の便缺如したるに依り、これを實力を以て鎮壓すること困難と爲れり。接近困難にして、數哩を行くにも幾日かを要するが如き、地方に於て武装せる多數の賊團は自由に行動し出沒を恣にし、其の居所及行動を知ることが得ざらしめたり。

匪賊の討伐を永く放置し、屢々ありしが如く、兵士もこれと内應するときは水陸の路に依る交通は妨害せらるゝに至る。かくの如き状態の發生は只適當なる警察力に依りてのみ、之を阻止することを得。奥地に於ては必然的に出沒戰を惹起するが故に匪賊の討伐益困難なり。

共產主義は中央政府に對する挑戰なること

地方軍隊の私兵及全國に瀰漫する匪賊の集團は、支那の内部的平和を掃蕩するものなりと雖も、これ等はそれ自體として、今や中央政府の權力に對する脅威たらざるに至れり。然れども、此處に他の原因よりする此の種の脅威あり、即ち共產

主義之なり。

一九二二年支那の共産主義の淵源

支那共産主義運動は、其の發生の初期に於ては、知識及労働の二階級に限られ一九一九年乃至一九二四年の期間に相當の勢力を得るに至れり。當時支那の農村地方は、殆ど此の運動の影響を蒙らざりき。一九一九年七月二十五日の「ソヴィエト」政府の宣言は舊帝政政府が支那より奪取せる一切の特権を喜んで抛棄すべきことを宣言せるものとして、支那全國殊に知識階級の間には好感を以て迎へられたり。一九二二年五月「中國共産黨」正式に組織せられ、宣傳は特に上海の労働階級の間に行はれ同地に赤色「シンデケート」組織せられたり。一九二二年六月の第二回大會に於て當時黨員三百を超えざりし共産黨は、國民黨との合作を決せり。孫逸仙は、共産主義には反対なりしも、支那共産黨員を個人として入黨せしむることには反対せず。一九二二年の秋「ソヴィエト」政府は「ヨソフエ」を主班とする一團を支那に派遣し、孫、ヨ兩者の間に行はれたる重要會談の結果、一九二三年一月二十六日の共同宣言と爲り、右宣言に依り「ソヴィエト」政府は支那の統一及獨立の爲に其の同情と援助とを與ふべき旨の保障を與へたり。一方共産黨の組織及「ソヴィエト」式統治組織は當時の支那に於ける状態の下に於ては之を輸入すること不可能なる旨明確に聲明せられたり。右協定に基き、一九二三年末迄に若干の軍事及政治顧問「モスコ」より派遣せられ、孫逸仙の監督の下に國民黨の内面的構成及廢留軍の改革に従事したり。

一九二四年三月召集せられたる國民黨第一回全國代表大會に於て、支那共産黨員は國民黨に加入することを正式に承認せられたるが、たゞこれに對しては、斯の如き黨員は以後「プロレタリア」革命の準備に参加すべからざる旨の條件附せられたり。斯して容共時代開始せらるるに至れり。

容共時代（一九二四—二七）

右時期は一九二四年より一九二七年に及ぶ。一九二四年初期に於て共産黨員は二千名又赤色「シンデケート」は六萬の會員を擁したり。

然れども、共産黨員は間もなく國民黨内部に於て勢力を扶植し、舊來の國民黨員をして之に對し不安を感じしむるに至れり。右共産黨員は、一九二六年末の中央委員會に於て一提案を爲したるが、右提案中には労働者、農民及兵士に屬するものを除く一切の不動産の國有、國民黨の改組、共産主義に反対する一切の軍閥頭目の排除、共産黨員二萬頭に労働者及農民五萬の武装の如きもの迄も包含せられたり。然れども、右提案は否決せられ、爲に共産黨員は従前國民黨の編成に最努力したるに拘らず、國民黨の企圖せる北方軍閥の討伐に對し援助を許與することを中止するに至れり。然るに、後に至り右討伐に加はり、北伐が中央支那に及び一九二七年武漢に於て國民黨政府樹立せらるるや國民黨要人が其の軍隊の南京及上海占領に至る迄、合作を肯せざるに乗じ同政府内の實権を掌握するに成功せり。武漢政府は、湖南及湖北の兩省に於て幾多の純然たる共産主義的施政を實行し國民革命は將に共産革命に轉化せしめられんとするに至りたり。

國民黨及共産黨の分裂、一九二七年

國民黨要人は遂に共産黨の脅威重大にして、最早之を寛容し得ざることを決斷し、自己の勢力が南京に確立せられ、一九二七年四月十日別個の國民政府同地に組織せらるるや布告を發して、南京政府は直に軍隊及行政部より共産主義を驅逐すべ

き命令せり。七月十五日、從來在滬京國民黨要人との合作を肯ぜざりし在武漢國民黨中央執行委員の大多數も國民黨より共產黨員を除去し、「ソヴィエト」顧問の支那退去を命ずる決議を採擇せり、右決定の結果國民黨は、其の統一を回復し南京政府は廣く同黨の承認を受くるに至れり。

南昌及廣東事件

其時代に於て、數箇の軍隊共產主義に加擔するに至れり。これ等軍隊は國民黨の北伐に際しては、大部分江西地方に遺留せられたるが、右軍隊と連絡し且國民政府に對し事を擧げんことを欲得する爲め共產黨員派遣せられたり。一九二七年七月二十日、江西省政府南昌の駐屯軍は、他の部隊と共に叛亂し人民に對し、幾多の暴虐を行ひたるも、八月五日政府軍の擊破する所と爲り南方に退去せり。十二月十一日、廣東に共產主義者の暴動あり。同市は二日間の其の手中に歸したり、南京政府は右二叛亂には「ソヴィエト」政府代表者の活潑なる干與ありたるものと認め一九二七年十二月十四日の命令を以て一切の支那駐在「ソヴィエト」職權事項の認可狀を撤回せり。

共產黨軍との武力闘争の繼續

内亂の再發は、一九二八年乃至一九三一年の時期に於て共產黨の勢力の伸張に幸せり。赤衛軍は編成せられ江西、福建兩省に於ける廣大なる地域は「ソヴィエト」化せられたり。中央政府が共產主義の擴張に力を用ふることを得るに至りしは、尙く一九三〇年十一月即ち北方軍閥の強力なる聯合を擊破したる稍後の事なり。共產黨は江西、湖南兩省の各地に策動し、當時二、三ヶ月の間に二十萬人の死者と約十億圓(銀)に上る物的損害とを惹起したる言報せられたり。これ等軍隊は、今や其

の勢力の強大と爲り、政府の第二回討伐軍を擊退し第二回の討伐軍を粉砕するに至れり。第三回討伐軍は總司令蔣介石將軍の指揮の下に數度の會戰に於て、共產黨を擊破し一九三二年七月半に至る迄に共產黨の最も重要なる根據地を陥れ共產黨は福建方面に總退却を行へり。蔣介石將軍は共匪の蹂躪したる地方の再興を目的とする政治委員會を組織する一方、赤軍を追撃して之を江西省南西の山岳地帯に擊退せり。

斯くの如く南京政府は、將に主要なる赤軍をして活動の餘地なからしめんとし居たる處、偶支那の各地に各種の事件發生し政府をして、其の攻撃を中止し、軍隊の大部分を撤退するの餘儀なきに至らしめたり。即ち、北方に於ては石友三將軍叛亂を起し一方廣東東湖南に侵入して右石軍に策應するあり、之と時を同くして奉天に於ては九月十八日事件發生せり。これ等の情勢に乗じ、赤軍は再び攻撃を開始し討伐の戰勝に依り收められたる成果は、幾何もなくして殆ど完全に失はれたり。

現在に於ける共產黨組織の範圍

福建、江西兩省の大部分及廣東の若干部分は、言輒すべき報道に據れば、完全に「ソヴィエト」化せられ居れり。共產黨の勢力範圍は更に廣大にして揚子江以南の支那の大部分前に揚子江以北の湖北、安徽及江蘇各省の諸地方に跨れり。

上海は共產主義宣傳の中心地と爲れり。共產主義の個人的同情者は恐らく支那の各都市に見せられ得べし。現在二箇の共產主義地方政府が江西及福建に於て組織せられたるに止まると雖も、比較的小なるソヴィエト組織は數百に達す。共產主義政府自身は、地方の労働者及農民の會議に依り選舉せられたる委員會に依り組織せらる。右共產主義政府は、實際は支

那共産黨の代表者に依り支配せられ居り、支那共産黨は其の目的の爲に訓練せられたる人員を派遣し、而も其の派遣人員の大多数は曩に「ソヴェエト」聯邦に於て訓練せられたるものなり。

支那共産黨中央委員會の支配下に在る地方委員會は先づ省委員會を支配し、省委員會は更に縣委員會を支配す。斯して工場學校、兵營等内に組織せられたる共産主義細胞に及ぶ。

共産主義者に用ひらるゝ方法

一 驟が赤軍に依り占領せられ、其の占領が多少なりとも永久的性質を有すと認めらるゝに於ては、其の驟を「ソヴェエト」化する爲め努力す。如何なる民衆の反對も恐怖主義に依り彈壓せらる。共産主義政府は、上記の如くして建設せらるゝなり。斯の如き政府の完全なる組織は左記の組織即ち内政局、反革命主義者に対する争闘の爲めの局（ゲ、ペー、ワー）、財政局、農業總局、教育局、衛生局、郵便及電信局、交通局並に軍事委員會及労働者及農民取締委員會を包含す。斯の如き複雑なる政府組織は完全に「ソヴェエト」化せられたる驟に於てのみ存在す。他處に於ては比較的徹底的なる組織なり。行動綱領は、債務を放棄し、並に私の大地主又は寺院、僧院及教會の如き宗教團體より強力を以て接收せる土地を「プロレタリア」及小農に分配するに在り。課税は簡單化せられ、農民は其の土地の生産高の一定部分と納付せざるべからず。農業改良の爲め灌溉、農村信用制度及組合と發達せしむる手段が講ぜらる。小學校、病院及調劑所も建設せらるることあり。斯くの如く最貧弱なる農民は、共産主義に依り驚くべき利益を得るに反し、富有及中産階級の地主、商人、並に地方紳士は即時没收又は徵稅及罰金の何れかに依り、完全に没落せしめらる。而して、此の農業綱領を適用することに於て共産黨は

群衆の支持を得ること期待す。此の點に關し、其の宣傳と行動とは共産主義原理が支那の社會組織と衝突するの事實にも抑らず非常なる成功を贏ち得たり。壓制的課税より生ずる怨嗟の存在するを以て、不法徵稅、横領及兵卒又は匪賊に依る掠奪は極度に於ける。特殊なる「スローガン」が農民、労働者、兵卒及知識階級の爲に又時に婦人に適する様工夫せられて使用せらる。

支那に於ける共産主義の特質

支那に於ける共産主義は「ソヴェエト」聯邦以外の多數の國に於けるが如く、既存の政黨員に依りて支持せらるゝ政治上の主義にも非ず。又、他の政黨と權力を争ふ特別の黨組織にも非ず。支那共産主義は、國民政府の事實上の競争相手と爲れり。支那共産主義は、其の獨特の法律、軍隊及政府並に其の行動の特別の地域的分野を有す。これ等の事應に關しては、他の如何なる國に於ても比較すべきものなし。加之、支那に於ては、共産主義の戰闘に依り生ずる混亂は國家が國內改造の重大時期を経過しつゝある事實に依り一層軍大化せられ、更に最近の十一月間の例外的軍大性を有する對外危機に依り一段と複雑化せられたり。國民政府は、共産主義の勢力を利用し、各縣の支配を再び得て一度此等の各縣に於て其の權力の回復したる曉には、經濟的更生の政策を遂行せんと決心したるものと認めらる。然れども、既述の國民政府の地位を弱めたる内外の困難を別とするも、軍事行動において國民政府は資本の缺乏と不完全なる交通とに依り儼然とされたり。支那に於ける共産主義の問題は、斯くの如く國民的改造の大問題と關聯する所あり。一九三三年夏、南京政府は重要なる軍事行動は赤色抵抗の徹底的鎮壓を其の目的とする旨聲明せり。軍事行動は開始せられ、上記の如く再獲得地方の全體的社會的及行

政治的再組織を伴ふべき者なりしが、現在に至る迄何等の重要な結果も公表せらるゝに至らず。

此等事態の日支關係に及ぼせる影響

日本は支那の最近接せる隣國にして、且最大なる顧客なるを以て日本は本章に於て記述せられたる無法律状態に依り他の何れの國よりも苦しむたり。支那に於ける居留外人の三分の二以上は日本人にして滿洲に於ける朝鮮人の數は約八十萬を算す。故に、現在の状態に於て支那の法律、裁判及課税に服従せざるべからずとせば、之に依り苦しむ國民を最も多く有する國は即ち日本なり。日本は其の條約上の權利に代はるべき濟足なる保護が期待し得られざるに於ては、到底支那側の願望を満足せしむること不可能なるを感じたり、日本の支那に於ける利益は、特に滿洲に於て著るしきものある處、他の大多數の國の利益が撤回せらるゝの時期に際し更に顯著に主張せらるゝに至れり。日本の支那に於ける其の臣民の生命及財産の保護に對する不安は、内亂又は地方的混亂に際し屢々干渉を行はしめたり。斯くの如き行動は、漸く支那の憤激を買ひ、特に一九二八年濟南に於て起れる武力衝突に依り行れたる時に於て然り。近年、日本の主張は支那に於ては、他の列國の總ての權利以上に國民的願望に對する重大なる挑戰なりと認めらるゝに至れり。

支那改造問題に對する外國の關心

本問題の日本に及ぼせる影響は列國以上に大なりと雖も日支間のみの問題には非ず。支那は例外的權力及特權は、其の國民的榮譽及主權を侵奪するものなりと感ずるの故を以て、これ等の特權を直に還付することを要求す。諸外國は支那に於ける状態がこれ等諸外國の國民の保護に充分なるに至らざる限り右支那側の希望に應ずることを躊躇せり。蓋し、此等外國人の利益は特別の條約上の權利に依り獲得せらるればなり。

本章が記述せんと試みたる過渡期に於て、不可避なる擾亂過程は、輿論の力を發達せしむるに至り、此の輿論の力は恐らく中央政府が國家の統一と改造とを完成するに失敗して弱められ居る限り、其の外交政策の遂行に當り中央政府を牽制せしむるものなるべし。外國關係に於ける支那の國民的願望の實現は、内政の分野に於て近代的政府の機能發揮する能力の如何に基くものなり。然して、これ等の機能の顯微が除去せられざる限り國際的動機及事件の發生の危險、「ボイコット」並に武力干渉は繼續せらるべし。

國際協力は解決の最善の希望を與ふ

現在の國際的動機の種類なる事例は、再び支那をして國際聯盟の干渉を求むるの余儀なきに至らしめたが、若し満足な解決が達成せらるゝに於ては、支那をして一九二二年華府に於て有益なる結果を以て着手せられたる國際協力の政策の利益を覺知せしむることを得べし。現在、支那は其の國民的改造を援助を藉らずして、完成するに必要な資本をも、訓練せられたる専門家をもち有せず。孫逸仙博士自身も、この事實を認め、現に同國の經濟的發展に對する國際的參加の計畫を作成せり。國民政府も亦、近年其の諸問題の解決に於ては、一九三〇年以來財政問題に於て、一九三二年國民經濟委員會の組織以來國際聯盟技術委員會と連絡して經濟的計畫及發展に關する問題に於て、並に同年の大洪水に依り蒙れる災害救済に於て國際援助を求め、且之を受諾せり。國際協力の此の行路に従ひ、支那は其の國民的理想の達成に向ふて最確實にして最速なる進歩を爲すべく、而して斯くの如き政策は諸外國にとり中央政府の求むる所のものも與へて、世界列國との平和關係を危

殆ならしむるの虞ある軌條の有らゆる原因を能く限り、速に且有効に除去することにて援助を興ふることを一層容易ならしむべし。

第二章 滿洲

第一節 序論

滿洲は、支那に於ては東三省として知らるる廣汎且豊饒なる地域にして、僅々四十年前には殆んど開發せられ居らず、現在に於てすら猶人口稀薄なるを以て支那及日本の過剰人口問題解決に益重大なる役割を演ずるに至れり。數百萬の窮乏せる農民は、山東省及河北省より滿洲に流入せる一方製豆及資本は日本より同地方に輸出せられ食料及原料と交換せられたり。斯くの如く、滿洲は支那及び日本の各自の必要に應ずることに依つて日支双方の有力なる伴侶たる實を擧げたり。即ち日本の活動なくんば、滿洲は斯くの如き大なる人口を誘致且收容し得ざりしなるべく、又支那農民及労働者の移住なくんば滿洲は斯くも急速に發展し、以て日本に對し市場並に食料肥料及原料を供給すること能はざりしなるべし。

滿洲は先づ軍略上の要地として續いて農業及礦業上の資源として垂涎せられたる地域なり

然れども他國の協力に依倚すること多大なる滿洲は、上述の理由に依り、先づ日露の間に於て、次で支那及其の二強隣邦間に於ける紛争の地域となるの運命を有したり。當初、滿洲は之等政策の大衝突の地域たるに止まり、滿洲の占據に依り極

東政治を支配し得るものと考えられたるが、其の後、滿洲の農業、鑛業及林業上の資源發見せらるゝに及び、滿洲其のものを垂涎せらるゝに至れり。先づ露西亞は支那の犠牲に於て、特殊の條約上の權利を獲得したるが、其の南滿洲に關するものは、後日、日本に讓渡せられ、而も斯の如くにして獲得せられたる特權は、其の後南滿洲の經濟的開發を促進する手段として行使せられたり。軍略上の理由は、依然として重要なるものもあるも、露西亞及日本は夫々滿洲開發に積極的に從事し、廣汎なる經濟的利益を得たる爲其の外交政策を固持すること益甚だしきに至れり。

支那農民の土地占據

支那は當初、開發の方面に活動することなく殆んど滿洲や其の支那より露西亞の手に移さむとせり。而して、滿洲に於ける支那の主權を再び確立せる「ポーツマス」條約後に於ても、同地方開發に當れる露西亞及日本の經濟的活動は、支那の夫れに比しより顯著に世界の目に映れたり。此の間、數百萬の支那農民移住したるが、右は將來に於ける土地所有の根據をなせるものにして、事實平和的にして目立たざるも實質的のものなりき。露西亞及び日本が北滿及南滿に於ける各自の勢力範圍の設定に従事せる間に、支那農民は土地を所有するに至り、今や滿洲は正しく支那のものなり。斯かる状態に於て支那は再び其の主權を主張するの好機會を待望することを得たるが、一九一七年の露西亞革命は北滿に於て支那に此の機會を興へたり。支那は、過去久しきに亘り等閑に附し居たる地方の開發及統治に一層積極的活動を開始し、近年に於ては南滿洲に於ける日本の勢力を減少せしめむと試みたるが、右政策の結果輿論高まり遂に一九三二年九月十八日其の頂點に達せり。

人 口

全人口は約三千萬と算せられ、其中、二千八百萬は支那人又は同化せる滿洲人なりと稱せらる。朝鮮人の數は八十萬にして、其の大部分は朝鮮國境の所謂間島地方に集り、爾餘の者は滿洲に廣く分散す。蒙古種族は内蒙古に接する牧地に居住し、其の數少し。滿洲に於ける露西亞人は約十五萬ある模様なるが、其の大部分は東支那鐵道沿線地方特に哈爾濱に在り。約二十三萬の日本人は、南滿洲鐵道沿線の居留地及關東州租借地（遼東半島）に主として集中し居り。滿洲に於ける日本人露西亞人及其他の外國人（朝鮮人を除く）は四十萬を超過せず。

面 積

滿洲は佛蘭西及獨逸を合したる大ききの面積を有する廣大なる地域にして約三千八百萬平方哩と算せらる。支那に於ては之を常に「東三省」と稱す。蓋し其の行政區劃は南部に遼寧（奉天）、東部に吉林、北部に黑龍江の三省に分たるを以てなり。遼寧は面積七萬平方哩、吉林は十萬平方哩、黑龍江は二十萬平方哩以上と算せらる。

地 理

滿洲は其の特性大陸的なり、而して東南部に長白山脈、西北部に大興安山脈の二山脈あり。右兩山脈間に滿洲大平原横たはり、其の北部は松花江盆地に南部は遼河盆地に屬す。右兩盆地の分水界は、歴史的に相當重要なるものなるが、滿洲平原を南北に分つ一の山脈なり。滿洲は西は河北省及内外蒙古に境に接す。内蒙古は以前二個の特別行政地域即熱河、察哈爾及

綏遠に分れ何れも一九二八年國民政府に依り省としての完全なる地位を賦與せられたり。内蒙古、特に熱河は常に滿洲と關係を保ち滿洲問題に多少の影響を與へ居り。滿洲は其の西北、東北及東に於ては「ソ」聯邦の西伯利亞に、東南に於ては朝鮮に隣し南に於ては黃海に臨む。遼東半島の南端は、一九〇五年以來日本に保有せられ其の面積千二百平方哩を越え日本の租借地として統治せらる。加之日本は租借地外に亘り南滿洲鐵道を敷設せる狹き地帯に對し、或種の權利を行使す。右地帯の全面積は僅々百八平方哩なるも鐵路の長さは六百九十哩に達す。

經濟的資源

滿洲の地味は一般に豐饒なるも、其の開発は交通の利便に左右せられ多數の重要都市は河川及鐵道に沿ひて繁榮す。過去に於ける開發は大體河川系統に頼りしものなるが、右河川系統は鐵道が交通機關として第一位を占むるに至れる今日に於ても、依然として甚だ重要なり。大豆、高粱、小麥、粟、大麥、米、燕麥の如き重要穀産物は十五年間に倍加し一九二九年此の種穀産物は八億七千六百萬「ブッシェル」以上と算せられたり。一九三一年の滿洲年鑑所掲の算定に依れば一九二九年には全面積の二八・四「パーセント」は耕作し得るに拘らず僅々二二・六「パーセント」開墾せられ居るに過ぎず従つて經濟状態改善せらるゝに於ては將來生産額の著るしき増大を期待し得べきが如し。一九二八年度に於ける滿洲の農産物の全價格は一億三千萬金以上と算せられ其の大部分は輸出せらる。絹織又は柞蠶又滿洲の他の重要輸出品なり。

木材及礦物

山嶽地方は木材及礦物共に石炭豐富なり。鐵及金の礦床も亦存在すとせられ他方良質の油頁岩、白雲石、菱苦土石、耐火

粘土、滑石、珪土も多量に發見せられたり。従つて鑛業は極めて有望なりと期待せらる。(第八章前に本報告附圖の特別研究第二及第三参照)

第二節 支那の他の部分との關係

清朝没落に至る迄の歴史

滿洲は有史以來、各種「ツングース」族居住し、蒙古雜種人と自由に雜居したるが優越せる文明を有する支那移民の影響を受け、團結心に目覺め數個の王國を建設し、此等王國は時に滿洲の大部分並に支那及朝鮮の北部地方を支配せり。殊に遼、金及清朝は支那の大部分又は全部を征服し數世紀間之を支配したり。一方、支那は有力なる皇帝の下に、北方の侵入を防止し、之に代つて自ら滿洲の大部分に其の主權を樹立するを得たり。移民支那人の植民は、古代より行はれ、周圍の地方に支那文化の影響に及ぼしたる支那人の都邑は、同じく古代より存在せり。即ち、二千年間、永久的の據所維持せられ支那文化は滿洲の極南部に於て常に行はれたるが、右文化の影響は事實上滿洲全體に其の權力を振へる明朝(二三六八年—一六四四年)の統治中極めて強大となりたり。滿洲人が、一六二六年滿洲に於ける明朝の施政を覆へし、一六二八年萬里長城を越えて支那を征服せる以前、既に滿洲人の間には、支那文化普及し著るしく支那人に同化せられたり。滿洲軍中には、多數の支那人ありて旗として知らるゝ別箇の部隊に編成せられたり。

右征服後清朝は、支那の重要都市に守備兵を置き滿洲人の一定職業に従事するを禁じ、滿洲人支那人間の雜婚を禁止し、支

那人の滿洲及蒙古移住を制限せり。右の措置は、人種的差別よりは寧ろ政治的差別に基き清朝の永久的支配を擁護するの目的に出たるものなり。而して、右措置は多數の支那人には及ばず、彼等は事實上滿洲人同様の特權的地位を享有せり。

滿洲人及其の味方たる支那人の出境は、滿洲の人口を著るしく減少せしめたるも、南部に於ては支那人の部落は依然として存在し、右部落より少數の移住者は奉天省の中央部を横斷して分散せり。而して、其の數は排斥法を藉るに成功し、又は時々同法の變改を利用して支那より斷えず移住民入込める爲増加したり。滿洲人及支那人は、益々同化し支那語は實際上滿洲語に代はるに至れり。尤も蒙古人は同化せられず之等移住民の爲異地に後退せしめられたり。最後に、北方よりする露西亞人の南下を阻止する爲め清朝政府は支那移民を獎勵するに決し、一八七八年滿洲各地を開放し、且つ移住民に各種の獎勵を與へたる結果、一九二一年の支那革命當時滿洲の人口は千八百萬と算せられたり。

一九〇七年、即ち遜位の數年前、清朝は滿洲に於ける施政を改革することに決定せり。滿洲各省は、従前獨自の政體を有する關外領域として統治せられ、省行政を考試に及第せる學者の手に委する支那の慣例は滿洲に於ては行はれずして、純粹なる軍政施かれ、右軍政の下に滿洲官吏及僧侶維持せられたり。支那に於ては官吏は、其の出生せる省に於ては、官職に就くを許されざりき。滿洲各省には督軍ありて軍事のみならず、一切の施政に付き完全なる權力を行使したるが後に至り、文武政の分離試みられたるも、其の結果は、満足ならざりき。即ち各權限の分界妥當ならず、屢々誤解及陰謀あり、其の結果、能率を擧ぐるに至らざりき。依つて一九〇七年右の試みは放棄せられ、特に外交政策の方面に於ける權力集中の目的を以て、三名の督軍に代ふるに至る滿洲に對する調督を置くこととし、調督の監督の下に省長省行政を盡りたり。右改組は、支

那の省政府組織を招來せる後日の行政改革の爲路を開きたるものなり。清朝の右最後の措置は一九〇七年以後滿洲の政治を掌れる有能なる爲政家に依り、大なる効果を收めたり。

清朝没落後

一九一二年革命起るや、共和政體に賛せざる滿洲官憲は、後日滿洲及北支の獨裁官となるに至りたる張作霖に對し、革命軍の前進阻止を命じ、以て内亂の騷擾より此等の省を救ふに成功したり。共和國建設せらるゝや、滿洲官憲は既成事實を受諾し進んで共和國第一大統領に選任せられたる袁世凱の統率に従ひたり。各省には、省長及督軍任命せられたるが、滿洲に於ては支那の他の部分と同様督軍は忽ち同僚たる省長を無力の者ならしめたり。

一九一六年、張作霖の奉天省督軍任命

一九一六年、張作霖奉天省督軍に任命せられ、同時に省長の職を執りたるが、其の實力の及ぶ所は、遂に大なりき。對獨裁の問題起るや、彼は支那將領と共に之に反對せる議會の解散を要求せり。而して、右要求大統領に依り拒絶せらるゝや、彼は奉天省は北京中央政府より獨立せることを宣言したるが、後に至り右宣言を取消し、一九一八年其の中央政府に對する功績により、東三省巡撫使に任ぜられたり。斯くて滿洲は再び特別の制度を有する一の行政單位となりたり。

一九二二年、張の北京中央政府に對する忠誓斷絶

張作霖は中央政府の興へたる顯職を受領したるも、其の態度は變遷なき中央政府の支配者たる重慶との個人的關係の如何に依り變化せり。彼は自己と政府との關係を視るに個人的同盟の意味を以てしたるもの、如し。一九二二年七月、其の職

力を長城以内に樹立するに失敗し、其の政敵北京政府を支配したる際彼は中央政府に對する忠誠を放棄し、滿洲に於て行動の完全なる獨立を維持し、遂には其の權力を長城以南に及ぼし北京の支配者となりたり。彼は外國の權利を尊重するの意あるを表明し、支那の義務を承認したるも外國に對し滿洲に關する一切の事項に付ては今後自己の政府と直接交渉せむことを要求せり。

一九二四年「ソ」聯邦との奉天協定

依て彼は一九二四年五月三十一日の露支協定が支那に有利なるに拘らず之を廢棄し、一九二四年九月「ソ」聯邦を設き、之と別個の協定を締結せるが、右は一九二四年五月三十一日の中央政府との協定と實質的に同一なり。右の事實は張作霖が内外政策に關し完全なる行動の自由を固持せることを明證するものなり。

張作霖元帥吳佩孚將軍を破る

一九二四年、彼は再び支那に侵入したるが、馮玉祥將軍(現在元帥)が、其の上官吳佩孚將軍(現在元帥)を戰鬪の最も重要な時期に裏切りたる爲成功せり。其の結果、中央政府は忽ち顧祝同南方と海に至る迄張元帥の勢力擴大せり。

一九二五年張元帥は又々武力に訴へ、其の同盟者たる馮將軍に對抗せり。此の戰鬪に於て彼の部下將軍の一人郭松齡は最も重要な時機に際し彼を裏切り馮將軍に味方せり。

郭松齡の反逆

一九二五年十一月の郭松齡の反逆は「ソ」聯邦及日本にも關係し、前者の行動は間接に馮將軍に有利にして、後者の夫れは

張元帥に有利なりしを以て、軍に一時的の問題たるに止まらざりき。郭松齡は元帥の部下たりしに拘らず、社會改革に關し馮將軍と見解を同くし、上官の没落が内亂終熄に必要なりとの信念より彼に對し餘を逆さにせるものなり。右反逆は元帥を甚だしく危機に陥れたり。郭松齡は鐵道の西方の地域を占領し居り、元帥は著るしく減少せる兵力を擁し、奉天に在りたるが、此の時、日本は南滿洲に於ける自己の利益より南滿洲鐵道の兩側に各二十支里（七哩）の中立地帯を宣言し、軍隊の之を通過せることを禁止したり。右は郭松齡の元帥に對し進軍するを妨げ、黒龍江より援軍到着の余裕を興へたり。援軍は現金を以て運賃を支拂はざる限り、鐵道運送の許可を拒否せる「ソヴィエト」鐵道吏員の行動に依り遲延したるも、他の行路に依り進むことも得たり。右援軍の到着及多少とも日本の興へたる公然の援助は、戰闘を元帥に有利に導き、郭松齡は敗北し馮將軍は後退を余儀なくせられ北京を張元帥の爲遺棄したり。張元帥は右の際に於ける東支鐵道吏員の行動を憤り該鐵道の權利を絶えず侵犯し、以て報復す所なかりき。右事件の興へたる經驗は、彼をして滿洲三省の首都を連絡する獨立の鐵道網を建設せしめたる重要なる要因たるの觀あり。

滿洲獨立の意蘊

張作霖元帥が時と異にし宣言せる獨立なるものは、彼又は滿洲の人民が支那との分離を希望せることを意味せるものには非ず。彼の軍隊は支那が恰も外國なるかの如く之を侵略したるに非ずして、軍に内亂に参加したるに過ぎず。他省の軍閥と同様元帥は或は援助し、或は攻撃し又は其の領域を中央政府より獨立せるものと宣言したるも、右は支那と個々の國家に分別するに至るが如き道方にて爲されたるに非ず、之に反し支那の内亂の多くは眞に強力なる政府の下に同國を統一せむとする何等かの大計畫に直接又は間接關係あるものなり、従つて一切の戰爭及獨立の期間を過し滿洲は終始支那の完全なる一部たりしなり。

張作霖及國民黨

吳佩孚に對する戰爭に於て、張作霖及國民黨は同盟せるに拘らず前者自身は國民黨の主義を承認せざりき。彼は孫博士の希望せる如き憲法は、支那人民の精神と調和するものと見受けられざりしを以て之を是認せざりき。然れ共、張は支那の統一を希望せり。而して滿洲に於ける「ソ」聯邦及日本の利益範圍に對する張の政策は、出來得べくんば兩者を一掃せんと欲したるを示せり。「ソ」聯邦の範圍に關しては張は右政策の實行に殆ど成功し、又南滿洲鐵道を同鐵道の培養地域の或部分より切斷する結果を生ずべき上述の鐵道建設政策に着手したり。張が滿洲に於ける且「ソ」兩國の利益に對し、斯かる態度に出でたるは、一は張が其の且「ソ」兩國との關係に於ける自己の權威の制限を堪へ難しとせると、他は張が支那に於ける外國人の特權的地位に關し、各種の支那輿論と共に感したる憤怒に因るべし。事實、一九二四年十一月、張は孫博士を改革會議に招請したる處、同博士は會議議題中に生活標準の改善、國民會議の召集及不平等條約の廢棄を包含せしめんことを求めたり。右會議は博士の軍患に陥りたる結果、開催を見ずして止みたるが、右孫博士の提議は孫と張元帥との間に一脈の涼解の相通するものあり、且つ兩者の間に支那外交政策に關し合意の基礎を求め得べかりしを想はしむ。

張作霖の晩年

張作霖元帥は、其の晩年に於ては日本に對し日本が各種の條約及取極に依り取得せる特權の利益を漸次容認せざる意向を

示すに至れり。日本との關係は、時に稍緊張したり。支那に於ける黨派的鬭争に關係せず専ら力を滿洲の開發に用ふべしとの日本の忠告に對し、張は憤怨を感じし之を無視したるが、其の子の學良又彼に倣へり。馮將軍敗北後張作霖は大元帥の稱號の下に北方軍閥同盟の盟主となれり。一九二八年張は第一章に説述せる北伐に際し、國民黨軍の爲め敗られ、日本より早きに及んで、其の軍隊を滿洲に引揚ぐべき旨勅告せられたり。日本の目的は、當時言明したる如く戰捷軍に追撃せられたる敗殘兵の滲入に依り、滿洲が内亂の災禍に投せらるゝことを防止せんとするに在りたり。

一九二八年六月四日張作霖元帥の死

右勅告に對し元帥は憤慨したるも結局之に従ふの外なかりき。張は一九二八年六月三日北平(元)の北京より奉天に向け出發したる所、翌日奉天市外即ち京奉線が南滿洲鐵道線の鐵橋下を通過する地點に於て爆裂の爲其の搭乘せる列車破壊せられ死せり。

右殺害の責任は今日迄確定せられず。慘事は神秘の幕に蔽はれ居れるも、當時右事件に日本が共謀したるやの嫌疑起り、既に緊張し居たる日支關係に一段の緊張を加ふる原因となれり。

後繼者張學良

張作霖の死後、其の子張學良は滿洲の支配者と爲れり。學良は新時代の國民的野望を多分に有したるを以て、内亂を中止し國民黨の統一政策を援助せんと欲したるが、既に國民黨の政策及傾向に付多少の齟齬を有したる日本は、斯かる勢力が滿洲に侵透せんとする形勢は之を歓迎せざりき。日本は若き元帥に對し、右の趣旨を勅告する所ありたるが、彼は父と同じく

斯かる勅告を不快とし、自己の判斷に従ふべく決心せり。

若き元帥中央政府への忠順を重す

斯くて彼と國民黨及東京との關係は緊密を加へ、一九二八年十二月彼は易職を行ひ、中央政府に對する忠順を宣言し、東北邊防軍總司令に任せらるゝと共に、内蒙古の一部約六萬平方哩の面積を有する熱河を加へたる滿洲政權の長官たることを確認せられたり。

滿洲が國民黨支那と合體せる結果、滿洲の行政組織は中央政府の夫れに近似する様多少の變更を必要とするに至り、委員制度採用せられ國民黨の各級支部設立せられたるが、事實は從來の通舊制度の下に舊人物活動せり。

國民黨との聯繫は實質上よりも名義上のものなり

支那に於て不斷に行はれたる如き國民黨支部の地方行政に對する干渉は、滿洲に於ては容認せられず、總ての主要文武官は國民黨員たるべしとの規定は單なる形式として取扱はれ軍事、政務、財政、外交等總ての問題に付中央政府との關係は滿洲側の自發的協力を必要とせり。無條件服従を要求するが如き命令又は訓令は容認せられざりしなるべく、滿洲官憲の意に反したる任免の如きは想像し得られざりき。政府及黨の問題に關する右の如き行動の獨立は、支那の其他の各地方に於ても存したるが、斯かる場合、總ての重要な任命は地方官憲に依て行はれ中央政府は單に之を承認するに止まれり。

國民政府との合體が滿洲に於ける外交政策に及ぼしたる影響

外交政策の範圍に於ては、地方官憲は依然多大の行動の自由を有したるに相違なきも、然も滿洲と國民政府との合體は相

重要なる結果を招来せり。東支鐵道の滿洲に於ける地位に對する張作霖元帥の執拗なる攻撃、及日本の要求せる或る種の權利に對する無視は、滿洲に於ては、既に國民黨との合體以前より「進取政策」の採用せられ居たることを示すものなるが、國民黨との合體後は滿洲は同黨の良く組織せられたる且系統的なる宣傳に開放せられたり。同黨は、其の公式の印刷物に於て又同黨と關係深き多數の機關紙に於て常に喪失主權回復の極めて重要なること、不平等條約の廢棄、帝國主義の邪惡を強調するを止めざりき。支那領土上に於ける外國の利益、裁判所、警察、軍隊又は軍隊の實態が明白なる滿洲に於て斯る宣傳が深き印象を與へたるは必然なり。國民黨の宣傳は同黨の教科書に依り學校に侵入し又選舉人民外交協會の如き協會出現して國民主義的感情を鼓吹強調すると共に、抗日運動を實行し又支那人家主及地主に對しては日本人及朝鮮人たる借人の實料の引上又は實業契約の更新拒絶を強要したり(本報告書附屬の特別研究第九號參照)。日本人は當委員會に對し多數の此の種事件を訴へ來り。朝鮮人移民は組織的迫害を蒙り。諸種の抗日的命令及訓令發せられ輦輦の機會は重なり危險なる緊張加れり。一九三二年三月各省官都に國民黨省黨部設立せられ續いて其の他の都市及地方に支部の設立を見たり。黨の宣傳員にして、支那より北上し來る者は次第に其の數を加へ日本人は抗日運動の日に激化するを嘆きたり。一九三二年四月、奉天に於て人民外交協會後援の下に五日間の會議開催せられ、滿洲各地よりの代表者三百餘名之に参加し、滿洲に於ける日本の地位一掃の可能性に付討論せられたるが、其の決議の中には南滿洲鐵道回復の一項を含めり。當時「ソ」聯邦及其の市民亦右同様の傾向に優まされたるが、一方、白露人は何等返還すべき主權又は例外的特權を有せざるに保はらず屈辱的待遇を蒙り。

内政に及ぼせる影響

内政問題に關しては、滿洲官憲は其の欲する權力を悉く保持したり。而して、其の權力の根本に觸れざる限り、彼等は中央政府の採用せる行政規則及方法に従ふに異議なかりき。

東北政務委員會

國民政府との合體後間もなく奉天に東北政務委員會設立せられたるが、右は中央政府の各目的監督の下にある東北諸省の最高行政官憲なりき。同委員會は十二名より成り、其中一名を委員長に選べり。同委員會は遼寧、吉林、黑龍江及熱河の四省並に一九二二年以來東支鐵道の行政管轄下に歸せる所謂特別區の政府の活動を指揮監督する責に任じたり。同委員會は時に中央政府に留保せられたる以外の有らゆる事項を處理し、且中央政府の法律規則に牴觸せざる如何なる措置を執り得るの權限を有し、省及特別區の政府は右委員會の決定を實施するの義務ありたり。各省の行政組織は、支那のその他の地方に於て採用せられたる組織と根本的には相違する所なきも、滿洲を一行政單位として維持せんが爲めに特權を保持せること最も重要なる差異なり。尤も右特權無かりせば、滿洲側の自衛的合體は恐らく行はれざりしなるべし。事實滿洲に於ては外部的變更に拘らず、舊制度引續き存在せり。滿洲當局は從來の如く其の權力が南

軍隊 (全經費の八〇%を占むる軍費)

右の事實は約二十五萬に上る大常備軍維持せられ、又二億兩(銀)以上を費したりと傳へらるゝ大兵工廠の保持せられ居ることを説明するものなり。軍軍費は全經費の八〇%に達したりと推計せられ、其の殘額を以て行政、警察、司法及教育の費

用を支辨するに足らず、又國庫は官憲に對し適當なる供給を支給する能はざりき。而して、有らゆる權力は少數軍人の手に歸したるを以て、官職は彼等の手を通してのみ得られ、斯かる事態の避け難き結果として、親戚、特寵、腐敗、賄賂は斷たざりき。當委員會は右惡政に對する甚大の不平が廣く各地に存するを認めたり。尤も右事態は滿洲に特有のものには非ざりしものにして、支那の其他の地方にも同様乃至更に惡化せる事態存在せり。

軍隊給養の爲には重税を課するの要ありたるが、通常收入にては猶不足せるを以て當局は省政府不換紙幣の價値を著しく下落せしむることに依り、更に人民に課税せり（本報告書附屬の特別附）右政策は、殊に最近に於て既に一九三〇年頃に殆ど獨占的となり居たる「豆類公賣」に關聯した行はれたり。滿洲重要物産の管理權を取得することに依り、當局は外國の豆類買入業者對中日本人に對し高價買入を強ひ、以て其の收入を増大せんと欲したるが、斯かる取引は當局が如何なる程度に銀行及商業を管理したるやを示すものなり。官吏は又同様にあらゆる私的企業に従事し、其の權力を利用して自己及其の寵愛者の爲に富を蒐めたり。

滿洲に於ける支那政權の建設的努力

一九三二年九月の事件以前の滿洲に於ける行政が不完全なりしは事實とするも、同地方の或る部分に於ては、行政改善の努力行はれ、殊に教育の進歩、都市行政及公共事業の方面に於て若干の效果著りたることは之を認めざるべからず。此の時代に於て張作霖元帥及張學良元帥の行政の下に滿洲の經濟資源の開發組織に關し、支那人民及支那の利益が從來よりも遙に大なる役割を演ずるに至りたる事實は特に茲に強調するの要あり（第八章及本報告書附屬の特別附第三號參照）。

既述せる如く、支那移民の増加は滿洲と支那の其他の地方との經濟的及社會的關係の發展に貢獻したり。然れ共、右殖民以外に此の時代に於て日本の資本に關聯なき支那鐵道殊に奉天海龍鐵道、打通鐵道（京奉線支線）「チチハル」克山鐵道呼倫海倫鐵道建設せられ、又銅礦島嶼港計畫、遼河改修事業及諸河川に於ける航行事業の開始を見たり。支那官民の多數は之等企業に参加するに至り、鐵山業に於ては本溪湖、穆稜、札賚諾爾及老頭溝炭坑に關係を持ち、其他諸鐵山の開發に付單獨責任を有したるが、之等鐵山の多くは官立東北鐵業公司の指揮の下に採掘せられたり。支那人は猶黑龍江省の採金事業にも利益を有したり。森林業に關しては、支那人は鴨綠江採木公司に於て日本人と共同の利益を有し、翁牛龍江省及吉林省に於て伐木事業に従事せり。滿洲各地に農事試驗場設置せられ、農業組合及灌溉計畫獎勵せられたり。最後に支那人の資本は製粉及織物工業、哈爾濱に於ける豆、油及小麦製粉事業、繭綢及榨蠶絹、木綿及羊毛の紡績及製織工場に投せられたり。

支那他地方との貿易

滿洲と支那の其他の各地方との間の貿易亦増大せり（第八章及本報告書附屬の特別附第六號參照）。右貿易は一部分支那の銀行對中滿洲の主要都市に支店を設けたる中國銀行に依つて金融を受けたり。支那汽船及「ジャンク」は支那本部と大連、營口（牛莊）及安東との間を往復したるが、其の運送貨物量漸増し滿洲海運業界に於ては日本の噸數に次ぎ第二位を占めたり。支那保險業も漸次増加の趨勢に在り又支那海關が對滿貿易に依り取得する收入は増加しつゝありたり。斯の如く日支衝突以前に於ては、滿洲と支那の其他の各地方との政治的及經濟的關係は漸次鞏固を加へつゝありたり。右漸増しつゝありたる相互依存關係は滿洲及南京に於ける支那人指導者をして露西亞及日本の取得せる權益排除を目的とする國民主義的政策を益實行せしむる

に與つて力ありたり。

第三節 對露關係

對露關係

一八九四—九五年の日清戰爭は、其の後の事件の立證せる如く、露西亞をして表面上は支那の爲に、而して事實上は自己の利益の爲に支那に對し干渉を爲すの機會を與へたり。日本は一八九五年下關條約に依て、日本に讓渡せられたる南滿洲に於ける遼東半島を外交上の壓迫に依り支那に返還するの餘義なきに至りたるが、露西亞は日本が支那に課したる戰爭償金の支拂に付支那を援助したり。

東支鐵道

一八九六年露支兩國間に防守同盟條約締結せられ、同年露西亞は上述の對支援助の報償として滿洲を横斷して「チタ」より浦潮斯德に至る直通線を西伯利亞橫斷鐵道の支線として建設する權利を獲得したり。同線は日本が再び支那を攻撃したる場合に、露西亞軍隊を東部に輸送するの必要に出でたりと稱せられたるが、露清銀行（後の露亞銀行）は本計畫の官的色彩を多少隠蔽せんが爲に設立せられたり。同銀行は本件鐵道の建設及運輸の爲に東支鐵道會社を設立したり。

一八九六年九月八日の契約

一八九六年九月八日、露清銀行と支那政府との間に締結せられたる契約の條項に依れば、東支鐵道會社は本件鐵道を建設し八十年間之を運轉すべきものにして、其の期間満了後は無償にて支那の所有に歸すべきものなるが、支那は三十年後に於て協定せらるべき價格を以て之を買収するの權利を有したり。契約期間中は鐵道會社は、其の土地に對し絕對的排他的の行政權を有すべきものなりしが、本條項は露西亞に依つて契約の他の諸條項が許與せりと認めらるゝより遂に廣義に解釋せられたり。支那は露西亞が契約の範圍を常に擴大せんと試みつゝあるに對し抗議したるも、之を阻止する能はざりき。露西亞は東支鐵道の地域内に於て其の鐵道都市の急激なる發達に伴ひ主權にも等しき權利を行使するに漸次成功したり。猶支那は鐵道の必要とする總ての政府所有地を無償にて引渡すに同意したるが、私有地は時價を以て買上げ得ることゝしたり。鐵道會社は更に同社に必要な電信線を建設運用することと許與せられたり。

一八九八年露西亞の遼東半島租借

露西亞は一八九八年、嘗て日本が一八九五年抛棄を條條なからしめられたる遼東半島の南部に對し、二十五ヶ年間の租借權を得ると共に東支鐵道を哈爾濱より租借地内の旅順及「マルニー」(現在の大连)に聯絡する權利をも取得したり。右支線の通過地方に於て、鐵道會社は列車用として伐木採炭の權利を認められ、又一八九六年九月八日の契約の各條項は新支線にも適用せられたり。露西亞は租借地内に於ては自由に關稅を取捨むることを許され、一八九九年「マルニー」(現在の大连)は自由港たるべき旨聲明せられ、外國の船舶及貿易に開放せられたり。右支線の通過地域内に於ては、如何なる鐵道特權も他國臣民には許與せらるるを得ず、且租借地北方の中立地帯に於ては、如何なる港も外國貿易に開かるることなく、又露西亞の同意なくしては如何なる特許特權も許與せらるるべからざらん。

一九〇〇年、露國は國匪の終起が露國臣民を危殆ならしめたることを理由として滿洲を占領せり。他の諸國は、之に抗議し且露國軍隊の撤退を要求したるも、露國は右の措置を執ることを遷延せり。一九〇一年二月、露支秘密條約案「セント・ピーターズブルグ」に於て討議せられたるが、其の條項に依れば、支那は滿洲に於ける其の行政權を回收し、之が代償として、露國が一八九六年の基礎契約第六條に基き撤立せる鐵道守備隊の維持を承認すること及他の諸國又は其の臣民に對し露國の同意なくして滿洲、蒙古及新疆に於ける鐵山又は他の利益を讓渡せざることを約することとせり。該條約案の右條項及他の數條項周知せらるるに及び、支那及他の諸國に於て輿論の反對を惹起し、一九〇一年四月三日露國政府は右計劃は撤回せられたる旨の回章を發したり。

一九〇四年二月十日日本は露國に對し開戦せり

日本は右策動を注視し來りたり。一九〇二年一月二十日日本は日英同盟條約を締結したるを以て一層自國の安固なるを窺えたり。然れども、日本は依然露國が朝鮮及滿洲に侵略し來ることあるべきを懸念したり。従つて日本は他の諸國と共に滿洲に於ける露國軍隊の撤退を要求せり。露國は自國のものに非ざる企業に對し、事實上滿洲及蒙古を閉鎖するに至るべき條件の下に撤退に異存なきことを宣言せり。露國の壓迫は朝鮮に於ても亦増大せり。一九〇二年七月露國軍隊は鴨綠江の河口に現れたり。その他數多の行爲は、日本をして露國が日本の生存に對する脅威には非ずとするも、日本の利益に對する脅威たる政策を執るに決したりと信ぜしめたり。一九〇三年七月、日本は門戶開放主義の維持及支那の領土保全に關し露國と商

議を開始したるが、何等成功を見ざりしを以て一九〇四年二月十日開戦せり。支那は中立を保ちたり。

「ポーツマス」條約

露國は敗退せり。一九〇五年九月三日露國は「ポーツマス」條約を締結し、之に依り日本の爲に南滿洲に於ける其の特殊權利を放棄せり。租借地及租借に關係せる一切の權利は、日本に讓渡せられ、同時に旅順口長春間の鐵道及其の支線並に右鐵道に付し、又は右鐵道の利益の爲に經營せらるる右地域内の一切の炭坑も亦日本に讓渡せられたり。兩當事國は租借地を除き、各自の軍隊に於て占領し、又は其の監督の下に在る滿洲全部を擧げて全然支那帝國の行政に還附することに同意せり。兩國は滿洲に於ける各自の鐵道線路を保護せんが爲め（特定條件に基き）守備兵を維持するの權利を留保し、右守備兵の數は二キロメートル毎に十五名を超過することを得ずとせり。

露國の勢力北滿に制限せらる

露國は其の勢力範圍の半を失ひ、爾來其の範圍は北滿洲に限定せらるることとなれり。露國は、同地方に其の地位を保持し、爾後其の勢力を増大したるが、一九一七年露國革命勃發するに及び、支那は右地域に於ける其の主權を再び主張する決心をなせり。

西伯利亞出兵

始め支那の行動は露國の干渉（自一九一八年）參加に限定せられ居たるが、右干渉は露國革命後西伯利亞及北滿洲に於て迅速に擴大しつゝありたる海關狀態に關聯し、浦鹽斯德に集積貯藏せられたる莫大なる兵隊軍需品の保護及東部戰線より、

西伯利亚を経て退却中なりし「チエツコ、スロヴァキア」軍約五萬の撤退援助の爲め北米合衆國に依り援助せられたるものなりき。右提議は受諾せられ、且つ各國は西伯利亚横斷鐵道の各自の特定部分を擔任すべき七千名の遠征軍を派遣すべく、東支鐵道は支那軍の單獨の責任に委することに協定せられたり。聯合國軍隊と協力し、鐵道の運行を確保する爲一の特別の聯合國鐵道委員會は一九一九年組織せられ、右委員會の下に技術部及輸送部を配せり。一九二〇年右交渉終了し聯合國軍隊は日本軍を除き西伯利亚を撤退したるが、日本軍は既に過激派と公然敵對状態に入り居りたり。右戦局は殆ど二ヶ年に亘り膠着せり。一九二二年「ワシントン」會議後日本軍亦撤退し同時に聯合國委員會は其の技術部と共に消滅せり。

一九一七年露國革命勃發後支那は一八九六年露國に許容せる特權を廢止す

其の間、支那は、東支鐵道の首腦者、ホルヴァト、將軍が鐵道地帯に一獨立政權を樹立せんとする企圖に失敗したる後、右地帯に於ける秩序維持の責任を引受けたり(一九二〇年)同年支那は敗退後の露國銀行と一協定を締結し、且つ新露西亞政府と協定の締結ある迄、暫時鐵道の最高支配權を執るの意圖を表明したり。支那は又一八九六年の契約及會社の感定款に依り會社に許與せられたる諸利益を回收するの意圖を表明せり。爾來、會社管理及會社四名並に稽察委員二名は支那政府之を指名することとなり。露西亞の優勢は又其後行はれたる他の多くの措置に依り衰へたり。鐵道地帯に於ける露西亞の武装兵は武装を廢除せられ支那兵之に代はれり。露西亞人の治外法權は廢止せられたり。其の法廷は侵入せられ且閉鎖せられたり。露西亞人は支那の法律、裁判及課税に服せしめられたり。露西亞人は支那警察が大なる權力を有し、且統制不十分なりし爲右警察に依り逮捕せられ且無期限に拘禁せらるべきこととなり。

特別行政區域の形成

一九二二年、從來會社の行政に服し來りたる鐵道附屬地は奉天に對し直接責任を負ふ二行政長官の支配する東三省の特別區に編改せられたり。鐵道に附屬する土地の行政にも亦干渉を受けたり。張作霖元帥は、露西亞新政府が承認せらるゝに先立ち事實上露西亞の勢力範圍を清算し了りたるが、私人の利益は右過程中に於て甚だしき侵害を受けたり。「ソ」聯邦政府が其の前政府の滿洲に於ける遺産を繼承せる時には同鐵道は既に其の特權の大半を失ひ居たり。

一九一九—一九二〇年の「ソ」支協定

一九一九年及一九二〇年「ソ」聯邦政府が爲したる支那に關する政策の宣言は、帝政政府が支那に於て獲得したる特權殊に北滿洲に於て獲得したる特權の完全なる拋棄を包含せり。

一九二四年の協定

右政策に従ひ、「ソ」聯邦政府は新協定に依りて既成事實の調整を行ふことに同意せり。一九二四年五月三十一日の「ソ」支協定に依り東支鐵道は共同管理下の純商業的企業となり、支那も亦右企業に財政上の利益を獲得せり。然れども、「ソ」聯邦政府は廣大にして範圍確定せざる權力を行使する露支配人の任命權を有し、且つ右協定に依り、「ソ」聯邦政府は鐵道業務に優越せる勢力を振ひ又北滿洲に於ける其の經濟利益の重要部分を保持し得たり。上述の如く、北京に於て支那政府と締結せられたる一九二四年五月の協定は張作霖之を承認せず、自ら別個の協定を締結することを主張したり。一九二四年九月調日せられたる右協定は、其の條項と同一なりしものに依り鐵道の租借は八十年より六十年に短縮せられたり。

「ソ」聯邦權益に對する張作霖の侵略政策

右協定は「ソ」聯邦及滿洲に於ける張作霖政府間の友好關係の一期間を招來せざりき。一九二四年の二協定に於て未解決に殘されたる多くの問題を處理すべき會議の開催は、各種の口實に依り延期せられたり。一九二五年及一九二六年に於て兩度に亘り、東支鐵道支配人は張作霖軍隊の鐵道輸送を拒絶せり。右第二次の拒絶事件に依り鐵道支配人逮捕せられ「ソ」聯邦は最後通牒を發するに至れり（一九二六年一月二十三日）而して之等は孤立せる事件には非ざりき。然るに、支那官憲は露西亞の利益に反し且「ソ」聯邦政府及白系露人に依り均しく遺憾とせられたる政策を固執せり。

一九二九年滿洲に於ける「ソ」聯邦勢力を清算せんとする支那の最後の努力

滿洲が南京政府に附屬したる後、國民主義精神は力を増し、且つ鐵道に對し優越なる支配を維持せんとする「ソ」聯邦の努力は従前に比し一層反感を以て迎へられたり。一九二九年五月、露西亞の利益範圍の殘存せるものを清算し終らんとする企圖行はれたり。攻撃は各地に於ける支那警察の「ソ」聯邦領事館襲撃に依り開始せられたるが、支那警察は多數を逮捕し且「ソ」聯邦政府及東支鐵道の雇傭者が共產主義革命を陰謀し居たることを證する證據を發見したりと主張せり。七月鐵道の電信電話機關は押收せられ、且多數の重要なる「ソ」聯邦機關及企業は強制的に閉鎖せられたり。最後に、東支鐵道「ソ」聯邦支配人は支那委任の者に事務を引継ぐべき旨要請せられたるも同人は之を拒絶したる爲め其の任務遂行を禁止せられたり。支那官憲は自由に「ソ」聯邦幹部を免職して自己の担当者を立て代へ、且多數の「ソ」聯邦民を逮捕し其の一部を追放せり。支那則は「ソ」聯邦政府が支那の政治社會制度に反對する宣傳を行はざる旨の條約に背きたりとの理由に基き、右強力行

爲を正當なりとせり。「ソ」聯邦政府は其の五月二十日附公文に於て右非難を否認せり。

「ソ」聯邦の措置

殘存せる露西亞權益が強制に依り清算せられたる結果、「ソ」聯邦政府は行動に出つべく決意したり。數度の公文交換を行ひたる後、「ソ」聯邦政府は支那より其の外交官及商務代表並に東支鐵道に於ける其の職員全部を召還し、且其の領土と支那との間の一切の鐵道交通を斷絶せり。支那も又同様に「ソ」聯邦との關係を斷絶し一切の支那外交官を「ソ」聯邦領土より召還せり。「ソ」聯邦軍隊は滿洲國境を越へて侵攻を開始し一九二九年十一月には武力侵入となるに至れり。南京政府が紛争の解決を托せる滿洲官憲は敗戦し且甚だしく感傷を失墜したる後、「ソ」聯邦の要求を承認するの止むなきに至りたり。

一九二九年十二月二十二日「ハバロウスク」議定書

一九二九年十二月二十二日「ハバロウスク」に於て議定書調印せられ、之に依り原狀回復行はれたり。右紛争中「ソ」聯邦政府は不戰條約の締結國たる第三國よりの數多の聲譽に對する回答に於て、常に「ソ」聯邦の措置は正當なる自己防衛の行動にして何等右條約違反として解釋し得ずとの態度を執りたり。

一九〇五年以後滿洲に關する日露關係

滿洲に於ける日本の利益は次章に於て詳説せらるべきも、之に先立ち今滿洲に於ける露西亞の地位を敘述するに當り、一九〇五年以後の日露兩國關係に付略説するの必要あり。

一九〇七年——一七七年の協調政策

日露戦争の殆ど直後に於て兩國間に密接なる協調政策行はれたることは興味ある事實にして、講和成るに及び、兩國は北滿洲及南滿洲に於ける各自の利益範圍に關し満足なる合意に到達することを得たり。残存したる抗争の痕跡は、滿洲の發展に活潑に従事せんと欲したる他の諸國との論争に依り間も無く拭ひ去られたり。他の抗争者に對する憂懼は、二國講和の過程を促進したり。一九〇七年、一九一〇年、一九一二年及一九一六年の諸條約は二國を益親密ならしめたり。

露西亞革命の日本に及ぼせる影響

一九一七年の露西亞革命、次で爲されたる支那國民に對する政策に關する一九一九年七月二十五日附及一九二〇年十月二十七日附ソ聯邦政府宣言並に一九二四年五月三十一日附及一九二四年九月二十日附ソ支協定は滿洲に於ける日露の諒解及協調の基礎を粉砕せり。政策の此の根本的變更は、極東に於ける三國の關係を全く變改せり。更に聯合國干涉（一九一八年——二〇年）は之に伴へる西伯利亞に於ける日本及ソ聯邦政府間の隔執と共に日露關係の變更を大ならしめたり。「ソ」聯邦政府の態度は支那の國民主義的願望に強き刺戟を與へたり。「ソ」聯邦政府及第三「インターナショナル」は現行條約を基礎として對支關係を維持せる一切の帝國主義諸國に反對する政策を採用したるを以て、右兩者が主權回收の闘争に於て支那を援助することはあり得べきこととなりとせられたり。此の形勢の發展は、日本が隣邦露西亞に對し嘗て抱きたる一切の懸念及疑念を復活せり。嘗て日本と戦争したる露國は、其の戦争後數年の間に友邦及同盟國と成りたり。然るに今や右關係は變化し、北滿洲境を越え來る危険の可能性は再び日本の關心事となれり。北部に於ける共產主義者の政義と南部に於ける國民黨の排日宣傳との提携の有り得べきことを懸念し、日本は益々日露兩國の間に共產主義及排日宣傳に染まざる滿洲を介在せしめんとする希望を感ずるに至れり。日本の懸念は「ソ」聯邦が外蒙古に於て獲得せる優越なる勢力及支那に於ける共產主義の發展に依り最近數年間に於て更に増大したり。

一九二五年一月日本及ソ聯邦間に締結せられたる協定は、正規の關係を確立せるも革命前に於ける密接なる協調を復活するの望みは乏しき。

第三章 日支兩國間の滿洲に關する諸問題

——一九三二年九月十八日以前——

第一節 支那に於ける日本の利益

一九三二年九月に至る四半世紀間に於て、滿洲と支那の他の部分との結合は追々鞏固となりつつあり。夫れと同時に滿洲に於ける日本の利益は増加しつつありたり。滿洲は明かに支那の一部たりしも、同地方に於て日本は支那の主權行使を制限するが如き特殊の權利を獲得若くは主張し、兩國間の衝突は其の當然の歸結なりき。

一九〇五年の條約に依る日本の權利

一九〇五年十二月の北京條約に依り、支那は從來露西亞の租借し居たる關東州租借地、及露西亞の管理し居たる京支鐵道（長春以南の鐵道の日本への讓渡を承認し、尙追加協定に依り、支那は安東奉天間の軍用鐵道を改良し、之を十五

同業同業する權利を日本へ轉與したり。

一九〇六年八月南滿洲鐵道株式會社創立せらる

一九〇六年八月勅令に依り、前記の露西兩鐵道と安奉鐵道と共に引受け日管理する爲め、南滿洲鐵道株式會社設立せられなるが、日本政府は鐵道、其の附屬財產並に煤炭及煙草の價值ある炭坑を擔保する代價として同會社の株式の半額を其の有とし、同會社を締結する地位を得たり。同會社は鐵道地帯に於ける行政を委任せられ鐵道を許され且商業、實業、倉庫業、其の他の諸事業經營の權利を與へられたり。一九二〇年日本は朝鮮を併合したるが、是に依り朝鮮人移民は日本國民となり、日本官吏は之等朝鮮人に對し特權を行使することとなりたる爲、滿洲に於ける日本の權利は間接に増大したり。

一九一五年の條約及交換公文

一九一五年一般に二十一個條約として知らるゝ日本の異常なる要求の結果、同年五月廿五日日支兩國間に南滿洲及東部内蒙古に關する條約の調印及公文の交換行はれたり。右條約に依り、旅順及大連を含む遼東州の元來二十五箇年間の租借期限、前に南滿洲及安奉兩鐵道に關する期限は總て九十九箇年に延長せられ、日本臣民は南滿洲に於て旅行及居住し、各種の營業に従事し、且商業、工業及農業の爲め土地を商租する權利を得、同日本は南滿洲及東部内蒙古に於ける鐵道及其他の租借地に對する權利並に南滿洲に於ける顧問任命に關する權利を獲得したり。然れども一九二一—二二年の華盛頓會議に於て日本は、右諸權利の中借款及顧問に關する權利を抛棄したり。

上記各條約及其他の諸約定は滿洲に於て重要にして且特殊なる地位を日本に與へたり。即ち日本は遼東州租借地を事實上完全なる主權を以て統治し、南滿洲鐵道會社を通じて鐵道附屬地の施政に當れるが、右鐵道附屬地は數箇の都市並に奉天及長春の如き人口大なる都會の廣大なる部分を占め、此等地域に於て日本は警察、徴稅、教育及公共事業を管理したり。又日本は租借地に國軍を置き、鐵道地帯に鐵道守備隊を駐屯せしめ、各地方に領事館警察官を駐する等滿洲諸地方に武裝部隊を配置し來れり。

滿洲に於ける日支兩國間の政治經濟及法律關係の特殊性

上記滿洲に於て日本の有する數多の權利の概説に依り、滿洲に於ける日支兩國間の政治、經濟及法律關係の特殊性は明瞭にして、此の如き事態は恐らく世界の何處にも其の例なかるべく、又隣邦人の領土内に此の如き腐亂なる經濟上及行政上の特權を有する國は他に比較を見ざるべし。若し此の如き事態にして双方が自由に希望又は受諾し、且つ經濟的及政治的領域に於ける緊密なる協力に關する熱誠の表現及具體化なりとせば、不斷の紛争を醸すことなく之を持續し得べきも、斯る條件を缺くに於ては右は軋強及び衝突を惹起するのみ。

第二節 滿洲に於ける日支兩國間の根本的利害關係の衝突

滿洲に對する支那の態度

支那人は滿洲を以て支那の構成部分と見做し、同地方を支那の他の部分より分離せしめんとする一切の企てに對して憤激す。從來東三省は常に支那及諸列國が共に支那の一部と認むる所にして、同地方に於ける支那政府の法律上の權限に付屬

の稱へられたることなし。右は多數の日支間條約及協定並に他の諸國條約に依り明かなる所にして、又日本を含む諸國の外務省より正式に公表せられたる多數「ステートメント」に繰返され居る所なり。

六六

支那國防の第一線としての滿洲

支那人は滿洲を以て其の「國防の第一線」と考へ居れり。支那の領土として滿洲は之と接壤する日本及露西亞の領域に對する一種の緩衝地帯と見做され、日本及露西亞の勢力がこれ等の地域より支那の他の地方に侵入するを防く爲の前哨とせられ居れり。北京を含む長城以南の支那へ滿洲より侵入することの容易なるは、歴史上の經驗に依り支那人の熟知する所なるが、右東北よりの外國の侵略を虞るる念は鐵道の發達に依り近年一層増大し、且前年の事件中一層激化せられたり。

滿洲に於ける支那の經濟的利益

支那人は又經濟的理由によるも滿洲の彼等の爲に重要なるを認むるものにして、數十年來彼等は滿洲を「支那の穀倉」と呼び、更に近年に至りては之を近隣諸省の支那農民及勞働者の季節的動勞地と認むるに至れり。

支那は全體として人口過剰なりと謂ひ得べきやは何問なるも、或地方又は或省例へば山東省の如きが住民を他地方に移出する要ある程度に人口過剰なることは、此の問題に關する權威者の一般に認むる所なり（附屬書第三號の（特別研究參照））。従つて、支那人は滿洲を以て、現在及將來に於ける支那の他地方の人口問題を緩和し得る邊疆地方と認め居れり。支那人は滿洲の經濟的開發が主として日本人の力に依るとの主張を否定し、其論の根據として特に一九二五年以降に於ける支那人の植民事業、彼等の鐵道建設及其他の事業を挙げ居れり。

滿洲に於ける日本の利益、日露戰爭より生ぜる感情

滿洲に於ける日本の利益は諸外國の夫れと其の性質及程度に於て全く異なるものあり。一九〇四—五年奉天及遼陽南滿洲鐵道沿線、鴨綠江、並に遼東半島等滿洲の野に於て戰はれたる日本人の露西亞に對する大戰爭の記憶は、總ての日本人の腦裡に深く印せらるゝ所なり。日本人にとりては露西亞は露西亞の侵略の脅威に對する自衛の爲生死を賭したる戦ひとして永久に記憶せらるべく、此一戰に十萬の將士を失ひ且つ二十億圓の國帑を消費したる事實は、日本人をして此の讎を決して無益に終らしめざらんことを決心せしめたり。然れども、滿洲に於ける日本の利益は其の源泉を日露戰役より十年以前に發す。一八九四—五年の主として朝鮮問題に關する日清戰爭は、大部分旅順及滿洲の野に於て戰はれたるが下關に於て調印せられたる講和條約に依り遼東半島は完全に日本に割讓せられたり。日本人にとりては露西亞、佛蘭西及獨逸がこの獲得したる領土の拋棄を強制したる事實は、日本が戰勝の結果滿洲の此の部分を獲得し、之に依りて日本は同地方に對する道義的權利を得、其權利は今尙存續するものなりとの確信に何等の變更を及ぼすものに非ず。

滿洲に於ける日本の戰略上の利益

滿洲は屢々日本の「生命線」と稱せらる。滿洲は現在日本の領土たる朝鮮に壤を接す。支那四億の民衆が一度統一せられ強力となり、且日本に敵意を有し、滿洲及東部亞細亞に擴張するの目を想はふことは、多數日本人の平靜を攪亂するものなり。然れども彼等が國家的生存の脅威及自衛の必要を感ずる時、多くの場合彼等の意中に存するは露西亞にして支那に非ず。従つて、滿洲に於ける日本の利益中根本的なものは同地方の戰略的軍要性なり。日本人中には日本は露西亞より

六七

の攻撃の場合に備ふる爲め滿洲に於て堅き防禦線を築く要ありと考へ居るものあり。彼等は朝鮮人の不平分子が隣接せる沿海州の露西亞共産主義者と聯絡して、將來北方よりの軍事的侵入を誘致し、又は之と協力することあるべきを常に懼れ居り。彼等は滿洲を以て蘇聯邦及支那の他の部分に對する緩衝地帯と認め居り。殊に、日本の陸軍人は露西亞及支那との協定に依り南滿洲鐵道沿線に數千の守備兵を駐屯せしむる權利を得たるは、日露戰爭に於ける日本の莫大なる犠牲に對する代償としては尠きに失し、同方面よりの攻撃の可能性に對する安全保障としては貧弱に過ぐると考へ居り。

滿洲に於ける日本の「特殊地位」

愛國心、國防の絕對的必要及特殊なる條約上の權利等の總てが合體して滿洲に於ける「特殊地位」の要求を形成し居り。乍併、日本人の廣く特殊地位の觀念は、支那又は他の諸國との間の條約及協定中に法律的に規定せられ居る所に局限せられ居るものに非ず。日露戰役の遺産たる賠償及陸軍的權利並に最近四年半の間に於ける在滿洲日本企業の結果に對する誇りは、「特殊地位」の要求の現質なる一捕捉し難きも——一部分を爲すものなり。従つて特殊地位なる語を日本政府が外交用語として使用する時、其の意味は不明瞭にして、他の諸國が國際文書により之を認むることは不可能に非ずとするも困難なること蓋し當然なり。日本政府は日露戰爭以來隨時露西亞、佛蘭西、英國及米國より滿洲に於ける日本の「特殊地位」、「特殊勢力及利益」又は「最高利益」の承認を得んことを試みたるが、其努力は單に部分的に成功したるに止まり、斯る要求が稍々明確に認められたる場合にも、右承認を含む國際協定又は了解の多くは、時の経過と共に正式なる排棄又は其他の方法に依り消滅するに至り。露西亞帝政府と結ばれたる一九〇七年、一九一〇年、一九一二年及一九一六年の日露秘密協定、

日英同盟協約、一九一七年の石井、ランシング協定は其の例なり。韓盛商會館に於ける一九二二年二月六日の九國條約の調印は米、白、英、支、佛、伊、日、葡及葡の九ヶ國に於て一切の國民の商業及工業に對する機會均等」を維持する爲め、支那の「主權、獨立前に其の領土的及行政的保全を尊重すること」を協定することに依り、支那に於て「特別の權利又は特權を要求する爲め」支那に於ける情勢を利用することを差控ふることに依り、又「支那が自ら有力且安固なる政府を確立維持する爲め」全にして且最國際なき機會」を之に供與することに依り、滿洲を含む支那の各地方に於ける諸國の「特殊地位」又は「特別の權利及利益」の要求を廣き範圍に於て非とせり。

然れども、九國條約の規定及論議其他の方法に依る前記諸協定の失効は、日本人の態度に何等の變更を生ぜしめざりき。石井千府が其の最近の「メモリアル」(外交全錄)中に左記の如く述べ居るは、良く同國人一般の意見を表明し居るものと謂ふべし。

「石井「ランシング」協定は廢棄せられたりと雖も、日本の特殊利益は何等變化を受くることなく存在す。支那に於て日本の有する特殊利益は國際協定に依りて生じたるものに非ず。又廢止の目的物と爲り得るものにも非ず」

滿洲に於ける日本の「特殊地位」の要求は支那の主權及政策に阻屬す

上記滿洲に關する日本の要求は支那の主權に牴觸し又國民政府の期望と衝突し得ざるものなり。蓋し同政府は支那領土を獨して他諸外國の有する特別の權利及び特權を減殺し、且將來之等の特別の權利及特權の擴張を阻止せんことを企圖するものなるを以てなり。日支兩國が夫々滿洲に於て行ふ政策を考察せば、此の衝突が益増大すべきこと自から明かとなるべし。

滿洲に對する日本の一般的政策

一九三二年九月の事件に至る迄一九〇五年以來、日本の諸内閣は滿洲に於て同一の一般的目的を有したるもの、如くなるも、其の目的を成就する爲最も適當なりとする方法に關して見解を異にし、又治安維持に對して日本の取るべき責任の範圍に付稍意見の相違ありたり。滿洲に於ける彼等の一般的目的は日本の既存利益を維持發展し、日本の企業の擴張を助成し且日本人の生命財産の充分なる保護を爲るに在りたり。以上の目的を實現する爲めに採られたる諸政策の總てに共通する一の主要なる特徴は、滿洲及東部内蒙古をその他の部分と明確に區別せんとする傾向にして、右は滿洲に於ける日本の「特殊地位」に關する日本人の觀念より生ずる自然の結果なり。日本の諸内閣の主張したる各別なる政策、例へば幣原男爵の所謂「友好政策」と故田中男爵の所謂「積極政策」との間に如何なる相違ありたりとするも、前記の特徴は常に共通のものなりき。「友好政策」は華盛頓會議の頃より始まり一九二七年四月頃迄繼續せられ、「積極政策」之に代り一九二九年七月に至り更に「友好政策」に戻り、一九三二年九月迄外務省の正式の政策として繼續せられたり。右兩政策の原動力たる精神には著ろしき相違あり。「友好政策」は幣原男爵の言を以てせば「好意と善隣の誼を基礎とし」、「積極政策」は武力を基礎とするものなり。然れども、滿洲に於て採るべき具體的政策に關する兩政策の相違は、大部分滿洲に於ける治安維持及日本の利益保護の爲すべき行動の程度の如何に在りたり。田中内閣の「積極政策」は滿洲を支那の他の部分より區別することを強調し、其の積極的性質は

「若し動亂滿洲及蒙古に波及し其の結果として治安亂れ、同地方に於ける日本の特殊地位及權利利益の脅威を受ける場

合、其の脅威の如何なる方面より來るを問はず日本は敢然其の權益を擁護すべき」

旨の腹藏なき宣言に依つて明かにせられたり。田中政策は其以前の諸政策が其の目的を滿洲に於ける日本の利益の擁護に限定せるに反し滿洲に於ける治安維持の實を日本國が採るべき旨を明かにしたり。

日本政府は滿洲に於て有する特殊なる權益を維持發展せしむる爲め滿洲に於ては、概して支那の他の地方に於けるより一層強硬なる政策を行へり。或内閣は武力に依る威嚇を伴ふ干渉政策に傾けり。右は一九一五年支那に對する二十一年條要求の際に於て殊に然るものありしが、二十一年條要求並に他の干渉及武力政策の得失に關しては日本國內に常に著ろしき意見の相違ありたり。

華盛頓會議の滿洲に於ける日本の地位及び政策に對する影響

華盛頓會議は支那の他の地方の事態に著ろしき影響を及ぼしたるも、滿洲に於ては實際殆んど變化の見るべきものなかりき。一九三二年二月六日の九國條約は支那の領土保全及門戶開放に關する規定あり又同條約の効力は條文上滿洲にも及ぶべきものなるに拘らず、滿洲に付ては日本の既存利益の性質及範圍に優み單に其制限的適用ありたるのみ。前述の如く、日本は一九一五年の條約に依り、許與せられたる借款及顧問に關する特別の權利を正式に拋棄したるも、九國條約は滿洲に於ける既存利益に基く日本の要求を實質上何等減少することなかりき。

日本國の張作霖との關係

華盛頓會議より一九二八年の張作霖將軍の死に至る期間、滿洲に於ける日本の政策は東三省の事實上の支配者との關係に

爾するものなりき。日本は彼に或る程度の支持を與へたるが、特に前章記載の郭松林謀反の際に於て然りとす。張作霖將軍は日本の要求中の多數に反対したりと雖も、右支持の報償として、日本の希望に對し適度の承認を與ふること必與なりと感じたり。右希望は償せざる兵力に依り何時にても強要せられ得るものなるを以てなり。張作霖は又時に北方に於ける露西亞の敵對に對し、日本より支持の得られんことを希望せり。概言すれば、日本の張作霖將軍との關係は日本の見地よりして相當に満足なるものなりき。尤も彼の晩年には、彼が日本側主張の約束及協定の一部を履行せざりし結果、右關係は次第に不穩を加ふるに至れり。一九二八年六月に於ける彼の敗北及奉天への最後の尹却前の數箇月に於ては、日本側の感情が張作霖に反對に激變せむとする徴さへ顯然たるに至れり。

日本國の滿洲に於ける平和及秩序維持の主眼

一九二八年春、支那國民軍が張作霖軍を驅逐せんが爲、北京に進軍中なりし時、田中男爵を首相とせる日本國政府は、日本國の滿洲に於ける「特殊地位」に鑑み、右地方における平和及秩序を維持すべき旨を聲明とせり。國民軍が内亂を長城以北に及ぼさんとする惧あるに至るや日本國政府は五月二十八日指針者たる支那將軍に左の通告を送れり。

「滿洲の治安維持は、日本國政府の最も重視する所にして、苟くも同地方の治安を紊し、若くは之を紊すの原因を爲すが如き事態の發生は、日本國政府の極力阻止せむとする所なるが、既に戦亂京津地方に進展し其の禍亂滿洲に及べんとする場合には日本國は滿洲治安維持の適當にして且有効なる措置を執らざるを得ざることあるべし。」

右と同時に、田中男爵は日本政府は「敗退軍又は其の追擊軍」が滿洲に入るを防止すべしとの一層強固たる「ステートメンツ」を發せり。右強大なる政策の旨は、北京及南京の兩政府よりの抗議を招致したるが、南京政府の「ノート」は日本の總

論するが如き措置は、唯に「支那内事項の干渉たるに止まらず、又領土主權相互尊重の原則の甚だしき侵蝕」なりと斷言せり。日本に於ても、田中内閣の右種政策は「一黨より強き支持を受けたる一方、他の一黨特に露西亞に依り全滿洲に於ける治安維持は日本の責任に非ずとの理由を以て、非議せられたり。」

日本國及張學良間の緊張せる關係

一九二八年に父の後を承けたる張學良と日本との關係は、當初より次第に緊張を加ふる所ありき。日本は、滿洲が南京に新たに樹立せられたる國民政府より分立し居らむことを希望したるが、張學良將軍は南京政府の政權を承認せんことに同意居たり。日本官憲より張學良に與へられたる中央政府に忠順を誓ふべからずとの緊急の忠告に付ては、既に訂述する所ありき。然れ共奉天政府が一九二八年十二月奉天に於ける政府請官所に國民黨旗を掲揚したると日本政府は干渉を試むることなかりき。日本と張學良將軍との關係は、緊張を繼續し一九三二年九月直前の數箇月に於ては顕著なる規模の進展を見たり。

第三節 滿洲に於ける日支鐵道問題

滿洲の國際的政策は主として鐵道政策

四分の一世紀間、滿洲に於ける國際政策は、主として鐵道政策なりき。特殊なる經濟上及鐵道運輸上の性質に付ての考慮は國家の命するが儘に無視せられ滿洲鐵道は、同地方經濟發展の爲、其の全能力を發揮したりと云ふこと能はざるの結

果を來せり。吾人の滿洲鐵道問題研究が示す所に依れば、滿洲に於ては包括的にして相互に有益なる鐵道計畫を達成せんとする協力は支那及日本の鐵道の建設當事者及官廳間には殆んど皆無なりき。鐵道權限が主として經濟的考慮に依り決定せられたる西部加奈陀及「アルゼンチン」の如き地方は於ける鐵道の發達に反し、滿洲に於ける鐵道の發展の歴史は主として日支兩國間の拮据問題に終始せり。從來滿洲に建設せられたる重要なる鐵道にして支那及日本又は他の利害關係を有する外國間の公文交換を伴はざるものなし。

南滿洲鐵道は滿洲に於ける日本の「特殊使命」を遂行せり

滿洲に於ける鐵道の建設は、露西亞が投資及び支配下に在りたる東支鐵道を以て始まり、日露戰爭後南部に於ては日本の管理する組織即ち南滿洲鐵道之に代り斯して支那日本間の將來の對抗を必然ならしむるに至れり。南滿洲鐵道會社は名義上私營會社なりと雖も、事實上に於ては日本政府の企業なり。其の職能は、單なる鐵道の經營のみに非ずして、政治的行政の特殊職能をも包含す。會社創立の當時より、日本人は同鐵道を純なる經濟的企業として見たることなし。同社の初代社長たりし故後藤千鶴は、南滿洲鐵道は滿洲に於ける日本の「特殊使命」を果さざるべからずとの基礎的原則を定めたり。南滿洲鐵道網は發達して、能率高き良く管理せられたる鐵道企業と成り、滿洲の經濟的發達に大に貢獻すると共に、支那人に對し學校、研究所、圖書院及び農事試驗所の如き鐵道以外の諸施設に什價額を不納所ありき。然れ共會社は其の政治的性質、日本に於ける政黨政治との連繫及び何等相應せる財政的利得を期待し得ざる或種の大なる支出の爲に生ずる制限及び種種的障礙を免れざりき。右鐵道會社の組織以來、其の政策は其の鐵道線に連絡せらるるが如き支那鐵道の建設に對してのみ資本を供

給し、斯くして、直通運輸協定の手段に依り、貨物の大部分を租借地内大連に於ける海運輸出の爲南滿洲鐵道に轉向せしめんとするにありき。此の種鐵道の投資に巨額の支出ありたるが、其の建設は或る場合に於ては、純粹の經濟的根據に照し安常なりと爲し得べきや疑問なり。殊に興へられたる大なる資本の前貸及包含せられたる貸付條件に鑑み然りとす。

支那國土に南滿洲鐵道の如き外國管理の施設存在することは、自然支那官廳に依り懷恨せられ、條約及び國定に依る權利及び特權に關する問題は、日露戰爭以來常に發生せり。特に、一九二四年滿洲に於ける支那官廳が、鐵道發達の重要なるを認むるに至り、日本の資本より獨立せる自身の鐵道を發達せしめんことを企圖したる後に於ては右問題は一層危機を孕むに至れり。本問題には經濟的及び軍事的考慮の兩者包含せられたり。例へば打虎山——通遼線は、新現城を輻射し且北京——奉天鐵道の收入を増加せんが爲、計畫せられたる次第なるが、一方一九二五年十二月の郭松齡謀反は、獨立に所有せられ運用せらるる支那鐵道の有することあるべき軍事的及び政治的價值を示す所ありき。日本の獨占を覆し其の將來の發達を妨害せんとする支那の試みは、南京政府の政治的勢力が滿洲に及ぶの時期以前より存せし所にして、例へば打虎山——通遼、奉天——海龍城及び呼蘭——海倫の諸鐵道は張作霖將軍の時代に建設せられたるものなり。中央政府及び國民黨の助成により延延せる「利權回復」運動に依り強硬を加へたる一九二八年政變獲得後に於ける張學良の政策は、恰も當時南滿洲鐵道を中心とし集中せられたる日本の獨占且限界的政策と衝突を來せり。

併行線に關する紛争

一九三一年九月十八日及び其の以後滿洲に於て兵力に訴へたることを正當なりとする日本側の主張に於て、日本は其の

條約上の權利」の侵害せられたることを擧げ、且一九〇五年十一月—十二月北京に於て開催せられたる日支會議中支那側政府の爲せる左記通告の約束を支那が履行せざりしことを高調せり。

清國政府は南滿洲鐵道の利益を保護するの目的を以て、該鐵道を未だ回収せざる以前に於ては該鐵道附近に之と併行する幹線又は該鐵道の利益を害すべき枝線を建設せざることを承諾す。

滿洲に於ける所謂併行鐵道問題に關する紛争は久しきにわたる重要なるものなり。同問題は一九〇七年—一九〇八年日本政府が右權利を主張し、支那が英國商會との契約の下に新民屯—法庫門鐵道を建設せんとするを防止したるとき、始めて發生せり。一九二四年滿洲に於ける支那人が再新の意氣を以て日本の財政的國策より獨立せる自身の鐵道を建設せしめんことを企圖してより以來、日本政府は支那側の打虎山—通遼及吉林—海龍城鐵道建設に抗議したり。尤も兩鐵道は日本側の抗議にも拘らず開通せり。

「條約上の權利」又は「秘密會議録」の存在に關する問題

調査委員の樺東到着以前に於ては日本の主張するが如き約束が現に存在するやに付大に疑問ありき。右紛争は久しきに亘る重要なるものに鑑み、委員は緊要なる事實に關する情報を得る爲特別の苦心を擲へり。東京、南京及び北京に於て一切の關係文書を査査せり。而して今や與人は彼の所謂「併行線」に關する一九〇五年十一月—十二月の北京會議に於ける支那全權の約束なるものは、何れの正式條約中にも包含せられざること、彼の問題の約束は一九〇五年十二月四日の北京會議の第十一日目の會議録中に存することを闡述し得。吾人は右北京會議録中に記載ある外彼の約束を包含する文書は他に存

せざること付、日本國及支那國參與員よりの同意を得たり。

論點たる眞の問題

故に、論點たる眞の問題は、支那側に依り、滿洲に於て或る鐵道が右の如き約束に違反して建設せられたることを日本が主張するに足る「條約上の權利」ありや否やには非ずして、一九〇五年の北京會議録中の前記附載辭句か「プロトコール」と稱せらるること否とを問はず正式約定の効力を有し、其の適用に於て期間又は事情の制限なく、支那側を拘束するの實質なりや否やの點にあり。北京會議録中の右記附載辭句が、國際法上の見地よりして拘束力ある約定なりや、若し然りとすれば、右に與へらるべき公當なる解釋は唯一なりやの問題の決定は當に公正なる司法的裁判所に依り判定せらるべき事項なりき。會議録中の右記附載辭句の支那側及び日本側の正式譯文に依れば「併行線」に關する右問題の辭句が支那側全權の意圖も宣言又は聲明なることに付ては疑の余地なし。

右の如き意圖の聲明を爲したることに付ては、支那側に於ても之を否認せざりき。然れども論争を導し表明せられたる意圖の性質に付、兩國間に意見の相違ありき。日本は右使用せられたる字句は南滿洲鐵道會社が同鐵道と併行線なりと認むる如何なる鐵道をも、支那が之を建設し又は建設することを許可することを禁止するものなりと主張せり、他方、支那側が論争の辭句に包含せらるる唯一の意思表示は南滿洲鐵道の商業上の效用及び價値を不當に毀害するの故意の目的を以て鐵道を毀滅することなしとの意圖の闡述なりきと主張す。新民屯—法庫門鐵道計畫に關する一九〇七年の公文の交換に際し、支那側は支那政府を代表して日本公使林使館宛一九〇七年四月七日附の通告中北京會議に於て日本全權は南滿洲鐵道よりの特定

噸數に依り「併行線」なる語の定義を定むることには同意を拒否したるも「日本は滿洲の開發の爲支那國の將來執ることあるべき措置を妨ぐるものに非ず」と宣言したることを述べたり。故に、支那政府は日本が南滿洲に於て鐵道建設を獨占する權利ありとする正當なる主張を有したりとすることに付ては、常に之を否認し來れりと雖も、右期間中事實上南滿洲鐵道の利益を明白且不當に害する鐵道を建設すべからざるの義務あることは之を承認したるものゝ如し。支那側に於て、何が併行線なりやに關する定義を希望したるも、右定義は未だ定められたることなし。日本政府が一九〇六年——一九〇八年新民屯——法庫門鐵道の建設に反對したるとき、日本は「併行線」とは南滿洲鐵道より略三十五哩以内にある鐵道なりと思考したりとの印象を生ぜしめたるが、一九二六年日本は計畫鐵道と南滿洲鐵道との間の距離は平均七十哩以内なることを指し「併行線」として打虎山——通遼鐵道の建設に抗議したり。充分清かなる定義を作成することは困難なるべし。

斯くの如く廣く且非専門的に表示せられたる字句の解釋に於ける困難

鐵道運用の見地より言へば「併行線」とは「競争線」を云ふものにして即ち他の鐵道より其の吸集し得べかりし貨物の一部を奪ふ線なりと云ふことを得べし。競争的運輸は、地方的運輸及直通運輸の兩者を包含す。而して時に後者を考慮するとき「併行線」の建設に反對する規定は如何に甚だ廣き解釋となり得べきやを知ること困難ならず。尙又何が「幹線」又は「枝線」なりやに付ても、支那及び日本間に何等の意見の一致なし。此等の語は、鐵道運用の見地よりすれば、變化するものなり。打虎山より北方に延長する北京——奉天鐵道は、當初其の鐵道當局に依り枝線と見做されたり。然るに、同線が打虎山より通遼迄完成せられたる後に於ては、之を幹線と見做すことを得。併行線に關する約束の解釋が、支那及び日本間の激しき

論争に至らしめたるは素より自然の數なりき。支那側は南滿洲に於て自己の鐵道を建設せむことを企てたるが、殆んど總ての邊合に於て、日本より抗議を惹起せり。

客年九月の事件發生前日支間の懸張を加へしめたる鐵道問題の第二類は、滿洲に於ける支那國政府の諸鐵道建設の爲、日本側が資金を貸附けたる契約より生ずるものなり。延慶金及利子をも含み、一億五千萬圓の現在價格に達する日本資本は、左記支那鐵道即ち吉林——長春、吉林——敦化、四平街——洮南及洮南——昂々溪鐵道並に或る狹軌鐵道の建設に支出せられたり。日本側は支那側が右債務の支拂を爲さんとせず、又債務に對し適當なる準備を爲さんとせず、尙又日本人鐵道顧問の任命に關するが如き契約中の諸條項を實行せんとせざることを許へたり。日本側には日本側財團が吉林——會豐鐵道の建設に參與することを許さるべしとの支那政府に依り爲されたる約束を、支那側が履行せんことを屢返し要求したり。右計畫線は、吉林——敦化鐵道を朝鮮國境迄延長し、日本の爲其の海峽より滿洲の中心に至る新たなる海陸路の利用を可能ならしめ、他の鐵道と連結して内地との交通を暢通すべし。

支那側の非難

支那側は債務支拂不應行を非難し、右は正當なる貸付行為に非ざることを指摘せり。支那側は貸付は主として南滿洲に於ける鐵道建設を獨占せんが爲、南滿洲鐵道に依り爲されたること、其の目的は元來軍事的及政治的なること及何れもあれ孰れは甚だしく過剰に資本を投下せられたるものなるを以て、少くとも當分は建設費及債務の償還に必要な金錢を收得することの財政上不可能なることを主張したり、支那側は債務不應行の何れに付ても、公正なる審査を爲すに於ては、其の行

争の正當なることを論ずべしと抗辯せり。吉會鐵道に付ては日本側の手張せる協定の道義的又は法的効力をも排除せり。

南滿洲鐵道株式會社は支線網設定を要望せり

借款競争を自然惹起せしむる此等鐵道協定に關聯し存在せる一定の事態ありき。南滿洲鐵道は事實上何等支線を有せず。而して貨物及び旅客運輸を増加する營業營業網を發展せしむることを欲せり。仍て會社は假令借款が近き將來に於て償還せられ得るの望みなき場合と雖も新線の建設に出資することを辭せざりき。又初期の借款が行なはるる場合にもより以上の出資を負擔することを辭せざりしなり。斯かる状態に於て、而して新規に建設せられたる支那線が南滿洲鐵道網の營業線たるの役目をなし且或程度迄右南滿洲鐵道の勢力下に運用せられたる限り、南滿洲鐵道は借款の償還を強制する爲何等の特別の努力を爲さざりしもの如く、支那線は常に増大する借款義務を負ひて運用せられたり。然れども、此等鐵道協定の或るものが新規の支那鐵道網に連結せられ且一九三〇年乃至一九三二年に南滿洲鐵道と激然なる競争を起すに及んで借款の不償還は直に苦情の目的となりたり。

西原借款

此等借款協定の或る場合に於ける他の紛議を生じ易き要素は其の政治的性質なり。吉長鐵道が南滿洲鐵道株式會社の下に置かれ、同線未済の負債が一九四七年に満期となる長期借款に借換へられたるは所謂「二十一箇條要求」の結果なり。所謂「四箇條協定」の結果として一九二八年に出資せられたる前借金二千萬圓は其の使用の目的に付何等の制限なく安福派に軍閥政府に對し爲されたる所謂「西原借款」の一なり。吉會鐵道建設を目的とする一九一八年の借款協定に關聯して、安

福派に千萬圓を前渡せるも西原借款の結果なり。支那國民の感情は西原借款に關し其の交渉以來激越せるにも拘らず、支那政府は右借款を拒絶せざりき。斯かる状態に於て、支那國民は借款協定の條件を履行すべき道義的義務を知んと感ぜざりき。

吉會鐵道計畫

日支關係に於て特に重要なるは吉會鐵道計畫に關する問題なり。最初の問題は一九二八年建設完成せる吉林より敦化に至る線の一部に關聯す。爾來、日本側は支那側が建設を目的とする日本前渡金を鐵道收益に依り保障せらるる正規の借款に備換せざるを理由とし、不平をならし又支那が同線の爲め、日本人會計吏の任命方を拒絶し契約に違反したる旨を主張せり。一方、支那側は建設費が日本人技術の見解高より進に大なるのみならず證據提出せられたる金額をも超ゆること大なる旨を主張し、建設費の決済せらるる迄正式に同線を引受くることを拒絶し且右決議に至る迄日本人會計吏を任命すべき何等の義務をも負はざる旨を抗議せり。何等の主權又は政策の問題を包含せざる斯かる特定の技術的問題は明かに仲裁又は司法的解決に付するを適當とするも、本問題は未解決の儘殘され日支人相互の憤怨を助長せしめたり。

教會鐵計畫

一層軍大目被維なるは敦化より會寧に至る鐵道の建設に關する問題なりき。同線は長春より朝鮮國境に至る鐵道を完成すべく右國境に於て附近の朝鮮港に通ずる日本鐵道と連絡すべし。中部滿洲に直接開通し、且木材及礦物資源の豊富なる地方を開拓すべき本線は經濟的價值あると共に、日本にとり大なる戰略的重要性を有すべし。日本側は本線は必ず建設せらるべ

く、且右貸付供給に與らざるべからざる旨を固執し、又支那側は既に右の爲の條約上の保障を與へたる旨を主張せり。又日本側は支那政府が一九〇九年九月四日の間島協定に於て「日本政府と商議の上」同線を建設すべきことを約せる旨指摘せるが、右約東は滿洲の間島地方に對する朝鮮從來の要求を日本が放棄する代償として與へられたるものなり。後年、一九一八年に於て支那政府及日本諸銀行は本線建設の爲の借款に對する實際的協定に署名し、右協定に依り銀行側は支那政府に千萬元の金額を前渡せるが、右は支那側より見れば協定の効力を阻害する事實たる所謂借款の一なり。然れども、此等契約は孰れも無條件に且特定期日前に支那側をして日本資本家の右鐵道建設参加を認めしむべき協定の借款契約協定には非ざりき

一九二八年五月の契約

本線建設の爲の正式且協定の締結は一九二八年五月北京に於て署名せられたる旨主張せられたるも、其の効力に關しては數多の疑義ありき、斯る契約は五月十三日乃至十五日非常的狀態の下に張作霖元帥當時の北京政府の交通部代表者に依り強に調印せられたり。然れども、支那側は當時國民軍に依り強抗に壓迫せられ且將に北京を撤退せんとせる張元帥は若し彼にして本契約を承認せざれば奉天への退去は危殆に瀕すべしとの日本側の威嚇に因る「強迫の束縛」の下に、其の代表者をして署名せしむることを承諾せるものなる旨を主張す。又張作霖元帥自身も果して契約に署名せりや否やは論争の點なりき。張元帥の歿後奉天東北政治委員會及張學良元帥は共に本契約は形式に欠陥あり且束縛の下に締結せられ北京内閣又は東北政治委員會に依り未だ嘗て批准せられたることなしとの理由に依り契約を承認することを拒絶せり。數回續建設に對する支那側反對の理由は日本の軍事的及協定の目的を恐れ且國家の權利及利益は日本海より滿洲への日本の新たな接近に依り威嚇

せられべしと信じたることに在りたり。

此の特殊の鐵道問題は元來財政的又は商業的問題に非ずして日本及支那の國家的政策的衝突を包含するものなりき。

運輸連絡に關する紛争

又支那及日本線間の運輸連絡措置、運賃率問題及大連港と營口を牛莊の如きは支那港との間の競争に關する問題もありき。一九三二年九月迄に支那政府は獨力にて全長約千基米の鐵道を布設し、所有し且運用せり。其の最も干なるものは奉天海龍間、海龍吉林間、齊々哈爾克山間、呼蘭海倫間及打虎山通遼間(京奉綫支綫)鐵道にして、支那政府は京奉鐵道及日本資本の投ぜられたる綫即ち吉長綫、吉敦綫、四洮綫及洮昂綫を所有せり、現在の紛争勃發前二年間支那側は此等諸綫を一大支那鐵道網として運用せんとし且支那港たる營口(牛莊)可能の場合には胡蘆島に於て海口を有する支那側運用線のみを使用して能ふ限りの一切の貨物を運輸すべく努力せり。其の結果支那側は其の全鐵道網に亘り運輸連絡の措置をなすと共に重要線區に於て支那線と南滿洲鐵道との間に同様な運輸連絡協定をなすことを拒絶せり。日本側は右差別は普通略くとも南滿洲鐵道の一部を通過し大連に出口を求むべき北滿よりの多大の貨物を南滿洲鐵道より奪取するものなる旨主張せり。

鐵道運賃競争

此等運輸連絡紛争と併行して激然なる運賃率問題日支兩線間に勃發せり。右は支那側が打通綫及び吉海綫の開闢後運賃率を低減したる一九二九年乃至一九三〇年に始まり。支那側は當時支那銀幣價值の暴落し従つて此等諸綫に於ける銀貨に依る運賃率が南滿洲鐵道に於ける金圓に依る運賃率より低廉となりし結果自然的利益を得たるもの如し。日本側が支那の運賃率の如く

元來収益を獲得するに非ずして、國土を保護せしめ地方住民をして能く限り低廉に市場に到達せしむるに在る旨答へ居り。

國産製造品の利益を計る等の國家的差別の主張

將又運賃率引下の競争に偶然條件して双方より夫々他方は其國民の利益の爲運賃率の差別を又は秘密なる割戻し金の支拂をなす旨主張せり。日本側は支那側が支那産品を外國品より低廉に支那市場上を運搬せしめ得るが如き鐵道等級の區分をなし居るを非難し且支那官運の諸港に向け支那線を通じ仕向けらるる自國産品及貨物に對し普通よりも低廉なる運賃率を與へたるを罷詰せり。又支那側に於ては之に對し南滿洲鐵道は秘密の拂戻をなすを非難し特に日本の運送業者が其の取扱に係る貨物に對し南滿洲鐵道線の正規表定運賃率より低廉なる運賃率を掲げ居ることを指摘せり。此等問題は全く技術的にして複雑なるものなりき。而して日支双方が夫々相手方に對して爲せる非難は何れが安當なるやを決定するは困難なりき。本問題の如きは鐵道委員會又は司法的決定(本報告書附屬別紙第一參照)に依り通商解決せらるべきものなるは明かなり。

港灣に關する紛争

滿洲に於ける支那官運の鐵道政策は胡蘆島に於ける新たな港灣發展に集中せられたり。牛莊は第二次港灣たるべく唯胡蘆島の完成に至る迄干港たるものなり。事實滿洲の有らゆる部分に至るべき多数の新設の鐵道が計畫せられたり。日本側は支那側に依り實施せられたる運送施設の施設及低廉なる運賃率の爲、通商大連に向つて運搬せらるべき多くの貨物が大連より奪取し右狀態は一九三〇年に特に顯著なりし旨主張せり。日本側は南滿洲鐵道に依り大連に向け輸送せらるる輸出貨物は一九

三〇年に於て百萬米噸以上の減少を見たるに牛莊港は現實に前年より増加を示したる旨指摘せり。然れども支那側は大連に於ける貨物の減少は、主として一般不況及普通南滿洲鐵道に依り輸送せらるる貨物の大部分を占むる大豆の著るしき暴落に起因せるものなる旨指摘せり。支那側は又牛莊に於ける貨物の増加は新設の支那鐵道線に依り最近輸送せられたる地方よりの貨物運送の結果なりと主張せり。日本側は特に支那線及胡蘆島港の將來の競争に關心し居るが如く日支多數鐵道の新設計畫及胡蘆島港の開發に關する支那側の目的は「大連港並に南滿洲鐵道自體を無價なるものたらしめんとするものなり」と論難せり。是等多数の鐵道問題を全般的に考察するに其の問題の多くは其の性質技術的にして且つ通常の仲買又は司法手續に依り解決し得らるるものなること明白なれ共、或るものは國家的政策に深く根據を有する紛争より來れる日支兩國間の激甚なる競争に因れるものなり。

一九三〇年の日支鐵道交渉

事實上、一切の此等鐵道問題は尙一九三二年の當初に於て未解決なりき。此等懸案たる鐵道問題に付政策を調和せしむるを目的とする會議の開催に付、日支双方に依り爲されたる最後の且有効的勢力は一月より夏迄斷續的に繼續せられたり。所謂木村、高橋の商議は何等の効果を齎さざりき。交渉が一月に開始せられたる際には双方に誠意の證據ありたり。然れ共種々の遲延あり(右に對して日支双方に責任あり)結局問題なる解決をなせる正式會議は現今の紛争の起れる時には尙行はれ居らざりき。

第四節 一九一五年の日支條約及び交換公文に關する問題

二十一箇條要求並に一九一五年の條約及交換公文

鐵道紛争を除き一九二一年九月に起れる重大なる日支問題は所謂二十一箇條要求の結果たる一九一五年の日支條約及び交換公文より勃發せるものなり。漢冶萍鐵山（漢口附近）問題を除き、一九一五年に締結せられたる他の協定は或は新なるものに替へられ又は日本國に依り自動的に放棄せられたるものあるを以て、此等論争は主として南滿洲及東部内蒙古に關せるものなり。滿洲に於ける論争は左記諸規定に關するものなりき。

- 一 關東州租借地の日本所屬期限を九十九年（一九九七年）に延長すること
- 二 南滿洲鐵道及安奉鐵道の日本所屬期限を九十九年（夫々二〇〇二年及二〇〇七年）に延長すること
- 三 「南滿洲」の内部に於て即ち條約に依り或は外國人の居住及商業の爲に開放せられたる地域外に土地を賃借するの權利を日本臣民に許與すること
- 四 南滿洲の内部に於て旅行し、居住し及營業をなすの權利並に東部内蒙古に於て日支合辦に依り農業の經營をなすの權利を日本臣民に許與すること

日本人の是等特權及び特典享有の適法なる權利は、全然一九一五年の條約及び交換公文の効力如何に懸るものにして支那政府は常に此等條約及び交換公文の支那政府を拘束することを否認し來り。如何に技術的説明又は議論をなすとも「二十一箇條要求」なる語は事實一九一五年の條約及交換公文と同意義なること並に支那國の目的は此等より自由となることに在りとする信念を支那國國民、官吏の心情より奪ふことを得ず。一九一九年の巴黎會議に於て支那は是等の條約は「日本國の強迫の最後通牒の強迫に基き」締結せられたるものなりとの理由に依り、其の廢棄を要求せり。一九二二年乃至三二年

の華盛頓會議に於ては、支那代表は「是等諸協定の公平及び公正に付及從つて其の根本的効力に付問題を提せり。而して支那が一九一八年露西亞に許與せる關東州の二十五年租借期限の満了に先だつ少し以前、即ち一九二三年三月に支那政府は日本に對し一九一五年の諸條項の廢棄要求の通告を發し且「一九一五年の條約及び交換公文は支那に於ける輿論により極度に非難せられ來れる旨」を述べたり。支那は一九一五年の條約は「根本的効力」を欠如せる旨を主張せるに依り南滿洲に依り實行するを便宜なりとせる協定を除き滿洲に關する諸條項の實施を怠れり。日本は強硬に支那に依る屢次の條約上の權利侵害を非難せり。日本は一九一五年の條約及び交換公文は正當に署名せられ完全なる効力を有するものなる旨を主張せり。日本國に於ける輿論の相當部分は當初より「二十一箇條要求」に同意せざりき。次で、日本の言論界は本政策を非難すること普通となれり。然れ共、日本政府及び國民は滿洲に關する此等條項の有効なることを固執するに一致し居るものゝ如くなりき。

關東州租借期限及び南滿洲及び安奉鐵道特權の延長

一九一五年の條約及び交換公文の二大重要規定は關東州租借期限を二十五年より九十九年に並に南滿洲及び安奉鐵道の特許を同しく九十九年の期限に延長せるの規定なり。此等延長は一九一五年の條約の結果なること並に以前の政府の租借せる地域の回復は支那に於ける外國の利益に反對せる國民黨の「國權回復」運動中に含まれ居ることの二つの理由に依り關東州租借地及び南滿洲鐵道は廢棄の目的となり、又時には支那外交部の抗議の目的となれり。斯る問題は實際政策の背後に隠れ居りたるも、中央政府に對する滿洲の忠順を宣言し滿洲に國民黨の勢力の傳播を許容したる張學良將軍の政策に依り此事

問題は一九二八年以後、強烈性を加へ來れり。又一九一五年の條約及び交通公文に關して南滿洲鐵道の回收或は之を締結する經濟的企業と爲す爲めに其の組織より政治的性質を剝奪せんとする運動ありたり。之が資本金及び利子を拂戻したる上此の鐵道を回收し得べく定められたる最も早き時期は一九三九年なりしを以て、單に一九一五年の諸條約を廢棄することに依りては支那は南滿洲鐵道を回收すること能はざりしなるべし。何れにせよ、支那が此の目的の爲に必要なる資金を調達し得べかりしや否やは極めて疑問とすべき所なり。支那國民黨「スポークスマン」等が折に觸れ南滿洲鐵道の回收を唱へたることは、日本人にとりては一の刺激となり彼等の合法的權益は之に依りて脅威を感ぜしめられたり。元來南滿洲鐵道の安當なる機能の確保如何に關する日支間の紛議は、一九〇六年同鐵道會社組織當時より存続し居れり。勿論技術的には同鐵道會社は日本法律の下に株式組織の民間企業として成立し居るものにして、實際上全然支那の管轄範圍外に在り。特に一九二七年以來、支那支那人諸團體の間には南滿洲鐵道より其の政治的行政的機能を剝奪して、之を「純粹なる商業的企業」たらしめんとする運動ありたるが、此の目的貫徹の爲の具體案は何等支那に依りて提議せられざりしものゝ如し。

事實上同鐵道會社は一の政治的企業たりき。日本政府は其の株の過半数を掌握し居り該會社は同政府の代理者たり、即ち其の業務上の方針は密接に同政府に依りて左右せられたるが故に、日本に於て新内閣成立の際には該會社の高級社員は殆んど皆に交送せられたり。更に又、該會社は常に、日本の法律の下に警察、徴税及び教育を含む廣汎なる政治的行政機能を賦與せられ居れり。従つて、該會社より此等の機能を剝奪することは、當初考案せられ其後擴大せしめられたる南滿洲鐵道の「特別使命」全部を放棄せしむることを意味したりしならむ。

鐵道附屬地

南滿洲鐵道附屬地内に於ける日本の行政權に關し、特に土地の取得、徴税、鐵道設備の駐屯に關しては無数の問題を生じたり。鐵道附屬地は鐵道線路の兩側敷地以外に、大抵より長春並に安東より奉天に至る南滿洲鐵道系統の沿線に於ける日本の「鐵道市街」と稱せらるる十五市邑を含む。右鐵道市街の中、奉天、長春及安東市街の如きは人口稠密なる支那人町の大地域を包含し居れり。鐵道附屬地内に於て南滿洲鐵道が實際上完全なる市政を施行する權利を有する法律の根據は、一八九六年露清鐵道條約、當該條約に於て「其の土地に對する總體的且排他的行政權を賦與せる一條項」に存す。露國政府は一九二四年の蘇支協定に到る迄、又南滿洲鐵道に關する限り東支鐵道の本來の權利を繼承する日本政府は其の後に於ても、共にこの規定を以て鐵道附屬地の政治的支配權を許與するものと解釋せり。然し乍ら、支那側には、一八九六年の條約中の他の條項は該規定が警察、徴税、教育及公共事業の管理等の如き廣汎なる行政權を許與することを意味したるものに非ざることを明確にし居る旨を主張して前記條約を絶へず否定し來れり。

土地に關する紛争

又鐵道會社の土地取得に關する紛争は屢返されたる所なり。一八九六年の條約中の一條項に基き、鐵道會社は「鐵道線路の建設、經營及之が保護の爲實際上必要なる」私有地を賣入又は賃租する權利を有せり。然れども支那側には日本側はより多くの土地を獲得せんが爲に此の權利を濫用せんとする旨主張せり。其の結果、南滿洲鐵道會社と支那地方官廳との間には殆んど紛争の絶ゆることなかりき。

鐵道附屬地内に於ける課税權に關する主張の相違は屢紛争を醸したり。日本側は元來鐵道會社が「其の土地に對する絕對的且排他的行政權」を許與せられ居ることに其の主張の根據を置けるに反し支那側は主權國の權利を以て其の論據とせり。要するに、實際の事態としては該鐵道會社は其の鐵道附屬地に居住する日支人及外國人に對し租税を賦課徵收せるも、支那官憲は斯る權力を行使せず單に法律上徵稅權を有すること主張せるに止まされり。累次發生せる紛争の好例としては、日本側鐵道に依りて大連に輸送する營口瀋陽道市街迄荷車にて運搬せらるる大豆の如き産物に對し支那側が課税せんとしたる場合に起れるものを舉げ得べし。支那側の主張は該課税をなさんとすに於ては南滿洲鐵道に依りて輸送せらるる産物に特恩を與ふるることなるべきが故に、右は日本「鐵道市街」の境界に於て徵稅として徵收すべしと云ふに在り。

日本の南滿洲鐵道沿線に鐵道守備隊駐屯權に關する問題

日本の鐵道守備兵に關する問題は、間斷なく紛争を惹起せり。此等の問題は、既に言及せる滿洲に於ける國是の根本的衝突を示すものにして、夥しき人命を犠牲にしたる數多の事變の原因を成せり。日本が此等守備隊駐屯權を有すと主張する法律根據は、既に引用せる如く一八九六年の條約中存する東支鐵道に對し「其の土地に對する絕對的且排他的行政權」を許與せる條項に在り。露國は、右條項に依り、露國軍隊の該鐵道守備隊駐屯權を認められたるものと主張し、支那は之を否定せり。一九〇五年の「ポーツマス」條約中に、日露兩國は該兩國間に於て一軒毎に十五人と超過せざる鐵道守備隊を保有する權利を留保せり。然るに、其後同年中日支間に締結せられたる北京條約に於ては、支那政府は日露間に締結せられたる右の特別條項に同意を與へざりき。然れども、日支兩國は、一九〇五年十二月二十二日の北京條約附屬協定第二條中に左の如き規定せり。

「清國政府は滿洲に於ける日露兩國軍隊並に鐵道守備兵の成るべく速に撤退せられむことを切望する旨を言明したるに因り、日本國政府は清國政府の希望に應ぜむことを欲し、若し露國に於て其の鐵道守備兵の撤退を承諾するか、或は清露兩國間に別に適當の方法を協定したる時は、日本國政府も同様に照辦すべきことを承諾す、若し滿洲地方平靖に歸し外國人の生命財産を清國自ら完全に保護したるに至りたる時は日本國も亦露國と同時に鐵道守備兵を撤退すべし」

日本側の主張

本條は日本の條約上の權利の根據をなすものなり。然れども、露國は一九二四年の蘇支協定に依り、夙に其の守備兵を撤去し右駐兵權を抛棄せり。然るに、日本は未だ滿洲には平等獨立せず且支那は外國人を完全に保護する能力を有せざるを以て、同鐵道守備隊を駐屯せしむべき有効なる條約上の權利を有する旨を主張せり。日本は右鐵道守備隊の使用を弁護するに當り、條約上の權利を根據とするよりも唯る「滿洲の現存事態の下に於ける絕對的必要な根據」として論ずることに漸次傾き來れり。

支那側の主張

支那政府は日本の主張を斷えず論駁し、日本鐵道守備隊の滿洲駐屯は法律上に於ても事實上に於ても正常ならず、支那の領土及び行政的保全を害するものなる旨を主張せり。前掲——北京條約の規定に關しては、支那政府は右は單に一時的性質

なる軍艦上の軍艦を露明したるものにして、一つ權利に永続的性質を有する權利を付與したるものと言ふ能はざる言を主張せり。更に、露國は既に其の守備兵を撤去し滿洲の平和は回復せられ、且支那官憲に於て、日本の守備隊の防害なき限り、他の在滿諸國道に對して爲しつゝあるが如く南滿洲鐵道に對しても適當の保護を與へ得べきが故に、日本は其の守備隊を撤退せしむる法律上の義務を負ふものなる言を主張せり。

日本の鐵道守備隊の鐵道附屬地外に於ける活動

日本の鐵道守備隊に關し發生したる紛争は鐵道附屬地内に於ける駐屯及び活動に限られたるものに非ず。右守備隊は日本の正規兵にして、彼等は屢其の警察職權を該地域に及ぼし又或は支那官憲より許可を得ず或は之に通告し或は通告をなすことなく、鐵道附屬地外に於て演習を舉行せること屢なりき。此等の行動は、官憲民間を問はず支那人一般に對し威嚇せられ、不法なるのみならず不幸なる事態を挑発するものと見做されたり。右演習は屢次諷刺を生ぜしめ且支那人の農作物に夥しき損害を與へ之に對し物質的賠償を爲すも其の驅された反感を緩和し得ざりしなり。

日本領事館警察

日本の鐵道守備隊問題に密接に關聯したるものに日本領事館警察の問題あり。右警察は、單に南滿洲鐵道沿線のみならず、哈爾濱、齊々哈爾濱及び滿洲里の如き都市並に多數の在滿朝鮮人の居住する地域たる所謂間島地方等に於て各日本領事館管轄地域に存する日本領事館及び同分館に所屬せり。

領事館警察の滿洲駐在に對する日本側の主張

日本側は領事館警察存置の權利は、治外法權に當然に屬するものなり、即ち此等警察官は日本臣民を保護し懲罰する上に必要なるを以て、右領事館管轄所の司法的權能の延長に過ぎずと主張せり。事實、日本の領事館警察官は、其の數は滿洲に於けるよりも少きも、滿洲以外の支那諸地方に在る同國領事館にも所屬し居るものにして右は治外法權條約を有する他の諸國の一般に實行し居らざる所なり。實際問題として、日本政府は同地方の現狀に於て特に日本の重大なる利益存在し多數日鮮人の居住し居る處を顧慮せば、滿洲に於ける領事館警察の存置は必要なりと信し居るものゝ如し。

日本の主張に對する支那側の否定

然れども、支那政府は日本が滿洲に於ける領事館警察存置の理由として提示せる右論旨を常に反駁し、要本問題に關し日本に抗し滿洲の如何なる地方にも日本の警察官を駐在せしむる必要なこと、警察官問題は治外法權と關聯せしめ得ざること、並に斯かる警察官の存在は何等條約上の根據を有せず、支那主權の侵害なることを主張せり。事の當否は姑らく措き、領事館警察の存在は多くの場合に於て右警察官と支那地方官憲との間に重大なる紛争を誘發せり。

日本人の南滿洲内地に於ける往來、居住及營業の權利

一九一五年の日支條約は「日本國臣民は南滿洲に於て自由に居住往來し各種の商業其の他の業務に従事することを得」と規定せり。右は一の重要なる權利なるが、支那の他の地方に於ては、外國人は一律開市場を除く外居住及び營業を許容せられ居らざるに付、右規定は支那側にとりては好ましからざるものなりき。支那政府は治外法權撤廢せられ、外國人が支那の法律及び司法權に服するに至る迄は、右特權を許さるることを以て、其の政策と爲し居れり。尤も南滿洲に於ては右權利に

は一定の制限を附せられたり。即ち日本人は南滿洲の内地を旅行中旅券を携帯し且支那の法規を遵守することを要せり。然れども日本人に適用せらるべき支那の法規は先づ支那官憲に於て「日本領事館と協約の上」に非ざれば施行し得ざるものとせり。

而して多數の場合に於て、支那官憲の行動は該條約の規定に合致せざりき。尤も右條約の有效性に關しては支那側は常に争ひ來れり。南滿洲の内地に於ける日本國民の居住、往來及び營業に對して制限の存したる事實並に日本人、又は他の外國人の開市場外居住、或は建物賃借契約の更新を禁止したる命令及び規則が該國の支那人官吏に依りて設せられたる事實に關しては、支那參事官が本國參事會に提出したる公文書中に何等論及せられ居らず。然れども、日本人を南滿洲及び東部內蒙古の多數の市邑より退去せしむる爲又は支那側家主が日本人に家賃を貸付くることを阻止する爲屢々苛酷なる警察手段に依り支持せられたる官憲の壓迫が加へられたるは事實なり。又、日本側の聲明したる所に依れば、支那官憲は日本人に旅券を發給することを拒み、不當課税に依り彼等を悩まし又一九三一年九月以前數年間日本人を拘束すべき規則は先づ日本領事に提出すべきことを約せる前記條約中の規定を遵守せざりし趣なり。

支那側の解釋及び説明

支那側の目的は、滿洲に於ける日本人の例外的特權を制限し以て東三省に對する支那の支那を強固ならしめんとする其の國策の實行に在りたり。彼等は一九一五年の條約を以て「根本的効力」なきものと看做し、其の理由下に彼等の行動を正當なりとなし、更に條約の規定には南滿洲と局限しあるに拘らず、日本人は滿洲全地域に亘り居住營業を爲さんと試みるも

のなることを指摘せり。

右論争は一九三一年九月の事件に至る迄延えず兩國を刺激せり

日支兩國の相反する國家的政策及び目的に鑑みれば、右條約規定に關し絶えず熾烈なる論争の生ずるは殆んど避け得ざりし所なり。兩國は共に斯る形勢が一九三一年九月の事件に至る迄の彼等の相互關係に漸次刺激を加重し來ることを認容するものなり。

商租權問題

南滿洲内地に於ける居住並に營業の權利と商租權とは密接なる關係を有す。右商租權は一九一五年日支條約に基き日本人に許與せられたるものにして、關係條文左の如し。

「日本國民は南滿洲に於て各種商工業上の建物を建設する爲又は農業を經營する爲必要とする土地を商租することを得」
右條約締結の際の兩國政府間に於ける公文交換は「商租」とは支那文に依る「三十年より長からざる期限付にて且無條件にして更新するの可能性がある租借」(不過三十年之長期限) 及無條件而得續租) を含むものなりと定義せり。日本文は單に「三十年迄の長き期限付にて且無條件にて更新し得べき租借」となり居れり。其の結果、日本側商租は日本側の選擇に依り「無條件に更新せらるるものなりや否や」の問題に關し争論を生ずるは蓋し自然なり。

支那人側は日本人が滿洲に於て土地を獲得せむとする願望は、其の租借に依ると、買入に依ると將又抵當權によるの如何を問はず、之を以て「滿洲を買収せむとする」日本の國策の證左なりと解釋せり。従つて、支那官憲は專つて右目的を達せ

むとする日本人の努力を妨害せんと試みたり。而も右は一九三一年九月前二三、四年間、支那の「國權恢復運動」が最も猖獗を極めたる時、其の勢ひ益々旺んとなり。支那官憲が、日本人の土地買収、其の完全なる所有權に依る保有、又は抵當に依る之が留置權の獲得に對し、峻嚴なる規則を制定せるは、元來、前記條約が單に商租權を許與せるに過ぎざりしことに鑑み、其の正常なる權利に基きたるものと見るを得べし。然れども、日本人側は土地に對する抵當權の設定を禁止するは條約の精神に悖る旨苦情を述べたり。

然るに、支那官憲は條約の効力を認めず、日本人が土地を租借せむとするに當りては省令又は地方廳の命令を以て極力之を妨害し、日本人に土地を租借せしむる時はこれを刑法を以て罰すべしとなし、或は其の租借に當り事前に特別手数料及税を課し、或は地方官更に訓令し、日本人への土地讓渡の許可を禁止せんがため刑罰の脅威を以てせり。

北滿洲並に南滿洲に於ける日本人の土地租借抵當權設定及買収

前記の如き各種の障害ありしにも拘らず、事實、日本人は廣大なる地域に亘る土地を單に租借せるのみならず、買収又は一層普通にいはれ居る抵當流れの方法に依り、實際其の所有權を取得せり。但し之等地方官が支那の法廷に於て其の効力を認められしや否やは別なり。これ等土地に對する抵當權は日本の金融業者、殊に大規模なる金融會社にして、其の中の或るもの如きは特に土地の取得を目的として組織せられたるものゝ手に落ちたり。今、日本の官廳よりの資料によれば、全滿洲前に熱河に於ける日本人租借地の全面積は一九三二—一九三五年に於ける約八〇、〇〇〇「エーカー」より一九三二年に於ける五〇〇、〇〇〇「エーカー」以上に増加せり。右の内日本人が支那法又は國際條約の何れによるも商租權を有せざる北滿

洲に於て所有する部分は僅少なり。

土地商租問題に關する日支交渉

右商租問題の重要性に鑑み、一九三二年に至る十年間に於て、少くとも三回に亘り、日支直接交渉により何等かの協定に到達せんと企圖行はれたり。而して、商租權と治外法權撤廢の兩問題を共に取上げ、即ち滿洲に於て日本人は治外法權を拋棄し、支那人は日本人に土地の自由なる租借を許すの條件による解決案が、兩者に於て考究せられつゝありしものと信ずべき理由あるも、右商議は遂に不成立に終り。

右日本人の土地商租權に關する日支間の長期に亘る紛争は、既述の他の諸問題と等しく、其の依て來る源は相反する兩國の政策に於ける根本的の不一致にありて、國際協定の侵犯呼ばはり又は之が反駁の如きは右兩國政策の根本的の目的に比すれば左まで重要なるものに非ず。

第五節 滿洲に於ける朝鮮人問題

日本の法律に依り日本の國籍を有する八十萬朝鮮人の滿洲内居住は、日支間の政策の衝突の尖鋭化を促進せり。右事案の結果、諸種の紛争惹起せられ爲に朝鮮人自身犠牲者となり災厄と慘禍とを蒙りたり（本報告附屬 朝鮮人が買収又は租借に依り滿洲に於て土地を取得するに對し、支那側の反對ある處、日本側は朝鮮人も等しく日本臣民として、一九二五年の條約並に交換公文によりて獲得せる商租權に均霑すべきものなりと主張して之に反對せり。而して、日本人は朝鮮人が歸化に

よりて支那臣民たることを否認せるが爲め、茲に亦二重國籍の問題發生せり。朝鮮人の監視及び保護の爲めの日本領事館監察の使用は支那側の意思を招き度日支警察の衝突を惹起せり。殊に、朝鮮の北境に接する間島地方の如く朝鮮人の居住者四〇〇、〇〇〇人に及び、同地支那人口に對する比率二對一の多數を算する所に於ては、特殊の問題發生せり。之等問題は支那人をして一九二七年に至るに及び、滿洲に於ける朝鮮人の自由居住を禁止するの政策を採るに至らしめたり。右政策は日本人側より許すべからざる彈壓の一例として目せられたり。

滿洲に於ける朝鮮人の地位に關する日支協定

滿洲に於ける朝鮮人の地位及び權利は主として日支間に於ける左記二協定に依りて決定せらる。即ち、一九〇九年九月四日の間島協約、一九一五年五月二十五日の南滿洲及び東部内蒙古に關する條約及び交換公文並に一九二五年七月八日の所謂「三矢協定」之なり。而して、朝鮮人の場合に起り來る二重國籍に關する微妙なる問題に關しては日支間に何等の協定なし。一九二七年に至るに及び、支那官憲は一般に事實朝鮮人は滿洲に對する「日本の侵略前に併合の前線」なりと信するに至れり。斯る見解よりすれば、日本が朝鮮人の歸化して支那臣民たることを認めず、殊に日本の領事館監察が常に朝鮮人に對する監視を怠らざる以上、朝鮮人の土地獲得は其の實質によると租借によるとを問はず「滿洲に於ける支那人の生存を脅かす」經濟的及び政治的脅威たるべきなり。

支那側の見解

支那人間に廣まれる見解に従へば、朝鮮人は日本よりの移住民をして朝鮮人に代らしめ、又は政治的に經濟的に殊に所有土地の處分を餘儀なくせしむることにより、朝鮮人の生活を窮乏化し自然滿洲への移住を招來せんとする日本政府の深謀より出たる政策の結果、其の母國を追はれたるものなりとす。即ち、支那側の見解によれば、朝鮮人は其の母國に於て外國人の政府によりて統治せらるる一切の重要な官職を日本人に専有せらるる「被壓迫民族」たるを以て、彼等は政治的自由及び經濟的生活の途を求めんが爲め、滿洲に移住するの止むなきに至れるなりと云ふ。朝鮮移民の九割は農民にして、其の殆んど全部は米の耕作に従事す。然して、彼等は當初支那人により經濟的に有用なるものとして歡迎せられ、且つ其の所謂壓迫に對し自然に流露せる同情よりして大いに好意を寄せられたり。支那側をして言はしむれば、若し日本にして朝鮮人が歸化して支那臣民たることを拒まず、且彼等に必要なる警察の保護を興ふと稱する口實の下に、彼等を滿洲内に追隨することなかりせば、朝鮮人の滿洲移民は重大なる政治的乃至經濟的問題を惹起するに至らざりしなるべしと謂ふ。支那側に於ては特に一九二七年以後滿洲の支那官吏が單なる小作人若くは勞務者以外の朝鮮人の滿洲定住を制限せんと努めたることを以て直に「虐待」の例證と看做さるることを拒絶せり。

支那側の批論に對する日本側の否認

日本側に於ては、支那側の右の如き痛疑心が支那側の鮮人「虐待」の主たる原因なるべきを認むるも、朝鮮人の滿洲移住を獎勵する爲めに確定的政策を採りつつありとの批論は力強く之を否定し、

「日本としては之に對し特に獎勵し又は制限を加へ居らず、朝鮮人の滿洲移住は自然の大勢の然らしむる所にして何等政治的乃至外交的動機に基かざる一現象と見る外なし」

と述べたり。従つて彼等は

「日本は朝鮮移民を利用して之等二地方を併合せむと企圖しつつありとの支那側の危惧は全然其の根據なし」と聲明せり。

朝鮮人問題による日支關係激化並に朝鮮人の犠牲

之等の相互に妥協し難き兩者の見解は商租權、法權及び日本の領事監督權に關する諸問題を尖鋭化するの結果を招來し之等は朝鮮人にとり最も不幸なる状態を齎し、日支關係をして益悪化せしめたり。(報告附屬書 第九參照)

朝鮮人と商租權問題

現在日支兩國間には特に朝鮮人に對し開港場以外の地に於て定住、居住又は營業を爲すの權利、又は所謂間島地方以外の滿洲各地に於て、租借又は其の他の方法に依り土地を取得するの權利を許與又は拒否せる何等の協定存せず。然りと雖も、間島以外の滿洲各地に居住する朝鮮人の數も恐らく四〇〇、〇〇〇人を超過すべく、然して彼等は各處に廣く分布し特に滿洲の東半部に濃がれり。彼等は吉林省中朝鮮の北境に近き地方に多く居住し、又東支鐵道の東部線地方、松花江下流地方及び朝鮮の東北部より烏蘇里、黑龍江の流域地方に及ぶ露支國境方面に泛漫濶し、彼等の移住並に定住は隣接蘇聯邦の領域内迄溢れ出たり。加之其の祖先が數代前に移住して滿洲民族となり終せる朝鮮人の群衆多ある一方、朝鮮人中には日本の羈絆を脱し歸化支那臣民となるものあるが爲、朝鮮人中事實間島以外の滿洲各地に於て所有權又は租借權により農地を取得せるもの多數に上れり。然れども、彼等の大部分は支那人地主との間に收穫分配の基礎の上に結ばれたる租借契約により、

單なる小作人として米作に従事するに過ぎず。而して、其の契約は概ね一年乃至二年の期限に限られ、且其の更新も地主の自由にて委せらるるを常とす。

朝鮮人の商租權に關する日支協定に付いての紛争

支那側は朝鮮人が間島地方以外の滿洲各地に於て土地を買収し、又は租借する權利を否認す。何となれば、本件に關する日支間の唯一の協定は一九〇九年の間島協約あるのみにして、右は、其の適用を此の地方に局限し居ればなり。故に、唯支那臣民たる朝鮮人のみが滿洲内地に於て土地を買収し、又は居住並に土地租借の權利を有す。支那政府は朝鮮人の滿洲に於ける土地の自由租借の權利に關する要求を否認し、間島地方に限り朝鮮人に對し、土地取得の特殊なる權利を伴ふ居住權を與へこれ等朝鮮人が支那の法權に服すべき旨を取極めたる一九〇九年の間島協約は、夫自身「當時日支間に於て懸案となり居たる地方的諸問題を互譲によりて解決せんとせる獨立せる取極なりしなり」と稱せり。即ち間島協約は、支那が朝鮮人に農地を所有すべき特殊權利を與ふる代償として、日本が之等朝鮮人に對する法權を拋棄すべき箇合のものたりしなりと謂ふ。

支那側の主張

斯くて、日支兩國は一九二〇年、日本が朝鮮を併合したる後も、同協約を遵守し來りし所、支那側には於ては一九一五年の條約並に交換公文は、右間島協約の規定に變更を加ふること能はず、何となれば、特に新條約は其の一條項中に於て

「滿洲に關する日支現行各條約は本條約に別に規定するものを除くの外一切従前の通實行すべし」

と規定すればなりと謂ふ。而して、間島協約に關し、何等の例外規定は設けられざりき。尙支那政府は一九一五年の條約前に交際公文は間島地方には適用せられず、何となれば右地方は地理的に云へば南滿洲——由來本語は地理的に政治的に適用せられたり一部には關せざればなりと謂ふ。

日本側の主張

右支那側の見解に對しては、一九一五年以來日本は絶えず、論争し來れり。彼等は曰く、一九一〇年朝鮮併合に依り朝鮮人は日本臣民となりたるを以て、日本臣民に對し南滿洲に於ける居住權及び商租權並に東部内蒙古に於ける合辦農業企業參加を許與したる南滿洲並に東部内蒙古に關する一九一五年の條約並に交際公文の規定は、等しく朝鮮人に對しても適用せらるべきものなりと。即ち、日本政府の主張に依れば間島協約の條項中一九一五年の協約の條項と矛盾するものは後者によりて廢棄せらるべく(間島に於て朝鮮人の獲得せる權利は實に日本が右地方を支那の一地方なりと承認せる結果に基くものなるを以て)支那側が間島協約を自して全然獨立なる取極めなりと主張するは全然誤れるものと謂ふべし。日本側に於ては若し滿洲に於ける朝鮮人に對し他の日本臣民に許與せられたると同様の權利及特權を要求せざらんか、右は朝鮮人に對し差別を設くることとなるべしと主張す。日本側が滿洲に於ける朝鮮人の土地獲得を獎勵する理由の一は、日本の爲に米穀の輸出を得んとする願望に依る處、右願望は今迄の處一部分達成せられたるのみなり。何となれば、恐らく一九二〇年産出の七百萬「ブツシエル」以上の米の中約半分が地方的に消費せられ、殘部の輸出は制限せられたればなり。日本側は朝鮮人小作人は支那人地主の爲に荒蕪地を開墾して利益あるものと爲したる後不法に追放せられたりと主張す。

兩國主張の相異の朝鮮人の地位に及ぼす影響

一方、支那側は可耕低地が米を産出することを等しく希望するも、彼等は土地其のものが日本人の手に入ることを防がんと爲めに概ね朝鮮人を小作人又は労働者として雇傭せり。茲に於て、多數の朝鮮人は土地を所有せんが爲めに、歸化支那臣民と爲りたるが、其の中の或者は地券を獲得すると共に、之を日本人の土地抵當會社に讓渡せり。右は即ち日本人自身の内に於ても、日本政府が朝鮮人の歸化して、支那臣民たるを認むべきや否やに關し議論の分れたる一理由を暗示し居るものと云ふべし。

滿洲に於ける朝鮮人の二重國籍問題

一九一四年制定の支那國籍法によれば、外國人にして支那に歸化し得べきものは其の本國法によりて他國に歸化することを認められ居る者に限り。然るに、一九二九年二月五日の修正支那國籍法は支那の國籍を取得するが爲めには、外國人が其の原國籍を喪失することを要する旨の規定を包含せず。従つて朝鮮人は日本の法律の下に於ては、其の歸化を認めざる旨の日本側主張に關係なる支那に歸化せり。日本の國籍法は未だ嘗て朝鮮人が其の日本國籍を喪失することを認めず。而して、一九二四年の改正國籍法は「自己の死亡に依りて外國の國籍を取得したる者は日本の國籍を失ふ」との趣旨の條項を有すれども、未だ右一般的法律を朝鮮に適用すべき旨の勅令の發布を見ず。然るにも拘らず、滿洲に於ける朝鮮人の多數は支那に歸化し、或地方、殊に比較的日本の領事官廳の手の及ばざる地に在りては、其の數を朝鮮人人口の五「パーセント」乃至二十「パーセント」に達せり。又偶滿洲の國境を越え蘇聯邦の領域に移住したるものにして、同國の市民と成りたるも

のあり。

朝鮮人の二重国籍問題が支那の政策に及せる影響

右朝鮮人の二重国籍問題は、支那の國民政府及び滿洲の地方官廳をして擧げて朝鮮人の無差別的歸化を喜ばず、彼等が假に支那國籍を取得したる後、將來農地獲得に關する日本の政策の手先となるべきを恐れしむるに至れり。一九三〇年九月吉林省政府の公布せる同省内の土地賣買に關する規則中には

「歸化朝鮮人が土地を買收せんとするときは、右朝鮮人は永久に歸化市民として居住する手段として右土地を買收せんと欲するものなりや、將又日本人の爲に買收せんと欲するものなりやを審査するを要す」

との規定あり。然れども、地方官吏は時に上級官廳の命令を執行することあるも、應省政府及び南京内政部の認可を要する正式證明書の代りに、假歸化證を發給する等其の態度の一貫せざるものあり。之等地方官吏中、特に日本領事館より遼陽の地にある者は朝鮮人より出願ありし場合は、直に、この證明書の發給を承諾すること屢なり。而して、彼等は時に實際朝鮮人に歸化を強制し、或は之を賣外に洩放せるが、右は日本側の政策及び歸化手数料より得る收入の影響を受けたるものなり。更に、支那人側の主張する所によれば、日本人中には之を僱地主として使用し、又は之等歸化朝鮮人よりの譲渡により土地を獲得せんが爲めに屢自ら通謀して朝鮮人歸化の企みを爲すものある由なり。然れども、總括的に言へば、日本官憲は朝鮮人の歸化を排し出來得る限り其の法權を彼等に及したり。

朝鮮人に關係する警察權の主張の衝突問題

日本が治外法權を有する結果としての滿洲に於ける領事館警察維持の權利の主張は、之に朝鮮人の關聯する場合、紛らざる紛争の原因を形成せり。朝鮮人が彼等の爲めにする表立ちたる日本の干渉を欲すると否とに拘らず、日本の領事館警察は特に間島地方に於ては常に保護的任務に當りたるのみならず、朝鮮人居住の搜索及び差押へを行ふの權利を恣にし、右は獨立運動者又は共產若しくは反日運動に關係ありとの疑念ある朝鮮人に對し特に甚だしかりき。又支那警察は支那の國法を實施し、治安を維持し又は「不逞」鮮人の活動を抑壓せんと努むるに當り、屢日本警察と衝突せり。東部奉天省に於て支那側が「不逞鮮人團」を組織し、且日本側の要求に應じ「不逞鮮人」を引渡すべきことを協定せる一九二五年所謂「二三天協定」に規定せる如く、日支兩國の警察は幾多の場合に於て協力の實を擧げたるも、實情は寔に不斷の紛争軌條に外ならず。斯の如き形勢が紛擾を惹起すべきは當然のことなりき。

間島の特種問題

朝鮮人間題並に之に基く間島地方に關する日支關係は特に複雑且重大なる性質を帶ぶるに至れり。間島（日本語にては「カントウ」朝鮮語にては「カンドウ」と呼ぶる）は遼寧（奉天省の延吉、和龍、汪清の三縣より成り、且慣習上は日本政府の應ににより明かなるが如く、琿春縣をも包含し、之等四縣は圖們江を隔て、朝鮮の東北隅に隣接す。

日本の間島に對する態度

日本側は間島地方に對する鮮人の傳統的態度を敘説し、一九〇九年の間島協約により、該地方が支那又は朝鮮の孰れに歸屬すべきやの問題が、永久に終結を告げたりと認むることを欲せず。蓋し右は、同地方に於ける朝鮮人住民數は壓倒的多數

を占め、耕作地の過半は朝鮮人の耕作する所に係り、「同地方は事實上一鮮人地域と看做し得る程度に朝鮮人は牢固たる地歩を樹立したり」と云ふに在り。日本政府は問島に於て、他の滿洲各地に比し一層朝鮮人に對し法權的に監視を履行せんことを主張し、四百名以上の領事館警察官を多年同地に配置したり。又、日本領事館は朝鮮總督府の任命せる日本人官吏と協力し同地方に於て行政的性質を有する廣汎なる權力を行使し、其の職能は日本人學校、病院及び政府の補助する朝鮮人に對する金剛機關の維持を包含せり。該地方は米田を耕作する朝鮮移民の自然的捌口と看做さるる一方、永く朝鮮獨立主義者、共產團體及び其の他不逞反日徒黨の地なるを以て、政治上に於ても、特殊の重要性を有す。而して又問島は一九二〇年理春に於ける鮮人の反日暴動により明かにせられたる如く朝鮮に於ける獨立運動勃發後日本が朝鮮統治の全般的問題と密接なる政治的諸問題を有したる地方なり。此の地域の軍事的重要性は即ち圖們江の下流が日本、支那及び「ソヴェエツト」領土の境界を爲すものなるにより明白なり。

問島協約に關する日支解釋の概略

問島協約は「從來の滿洲門江北の農耕地に於ける朝鮮人の居住は支那國より許容せらるべき旨、右地域に居住する朝鮮人は以後支那國地方官憲の管轄裁判に服すべき旨、右朝鮮人は支那人と同等の待遇を許與せらるべき旨、及び右朝鮮人に關する民事及び刑事一切の事件は「支那國官憲に依り審問及び判決せらるる」べしと雖も一名の日本國領事官は法廷に出席するを許さるべく特に人命に關する重要事件に於て然り、而して特別の支那司法手續の下に「支那國官憲に對し再審を要求する」の權利を有すべき旨を規定せり。然れ共、日本側は司法問題に關する限り一九二五年の日支條約及び覺書は問島協約を

超えて適用あるものにして一九一五年以後は朝鮮人は日本國民として日支諸條約の下に治外法權に關する一切の權利及び特權を認めらるべきものとなす立場を取來れり。此の議論は支那國政府に依り認められたることなく、支那側は若し朝鮮人の農耕地居住權に關し問島協約の適用あるものとはせば、朝鮮人は支那の管轄裁判に服すべしと規定する同協約の諸條項も亦適用あるものなる旨を商榷せり。日本側は朝鮮人の農耕地居住を認むる條項は問島に於て右土地を購入及び商租するの權利を意味するものと解し、支那側は右條項に反對して、同條項は字句通りに解せらるべきものにして只歸化に依り支那國民となれる朝鮮人のみ同地に於て土地購入權を有すと爲す立場を執り居れり。故に現状は變態を呈す。何となれば問島には支那に歸化せざる朝鮮人にして支那國地方官憲の默認により土地所有權を獲得せる者あり。尤も朝鮮人自身は通例問島に於て土地購入權を得る爲めには支那國籍を取得すること必要條件なりと認め居れり。日本側當局の統計に依れば問島（理春を含む）の可耕地の半以上は朝鮮人の「所有」と爲り居る處、同時に同統計は同地の朝鮮人の一五パーセント強が歸化して支那國民となり居れることを認め居れり。右土地所有者が之等歸化朝鮮人なりや否やは茲に確信することを得ず。斯かる状態は自然幾多の不規則及不協の紛争を惹起し、日支警察官憲間の公然たる衝突となりたること一切ならず。

支那の朝鮮人壓迫に對する日本の主張

日本側は一九二七年末頃より一般的排日運動に伴ひ、支那國官憲の煽動により滿洲に於て朝鮮人迫害運動起れることを主張し、又此の壓迫は滿洲諸省が南京國民政府に忠誠を宣言せる後更に熾烈を加へたることを陳べ居れり。或は、朝鮮人を強制して支那に歸化せしめ、或は米田より彼等を驅逐し、或は彼等に移住を強制し、或は彼等に不當の納金及び法外なる租税

を謀し、或は彼等をして家居及び土地の商租又は賃借契約を結ぶことを禁じ、或は彼等に幾多の暴力を加ふる等、朝鮮人に對する支那の徹底的壓迫政策の證據として、滿洲に於ける中央及び地方の支那官憲の發したる多數の命令の翻譯委員會に提供せられたり。日本の主張に依れば、右條處なる運動は特に「親日朝鮮人に對して行はれ、日本政府より補助金を受くる朝鮮人居留民會は迫害的となり、朝鮮人により又は朝鮮人のために設立せられたる支那學校に非ざる學校は閉鎖せられ、「不逞朝鮮人」は朝鮮人農民より脅迫により金錢を徴收し又之に暴行加害を爲すことを許され、又朝鮮人は支那服を着用することを強制せらるると共に、其の悲惨なる状態に對し日本の保護又は補助に依頼する一切の權利を抛棄するの已む無かりし趣なり。滿洲官憲が歸化せざる朝鮮人に對し差別的命令を發せる事實は支那側之を否定することなし。此種命令の數及び性質特に一九二七年以後のものを見るに、滿洲の支那官憲は一般に日本の司法官憲を伴ふ限り朝鮮人の侵入は一の脅威にして反對すべきものと認めたることを明白なり。

朝鮮人問題に對し委員會の拂ひたる特別の注意

日本の主張の重大なるに鑑み、又滿洲に於ける朝鮮人の哀れむべき状態に鑑み、委員會は本問題に對し特別の注意を拂へり。而して本委員會は必ずしも右非難の全部が事實を適當に敘述せるものとは認めず又朝鮮人に適用せられたる右抑壓手段の或ものが全然不正なりしものと斷ずることなしと雖も、只滿洲の或地方に於ける朝鮮人に對する支那の行動に關する右一般的記述を確證するものなり。委員會は其の滿洲滞在朝鮮人團體の陳情委員と稱する多數の代表者を引見せり。滿洲に於ける其の大なる少数民族たる朝鮮人の存在が土地商租、司法官憲及び警察、並に一九三二年九月事件の序幕を爲せる經濟的

抗爭に關する日支紛争を複雑ならしめたることは明白なり。大部分の朝鮮人の欲する所は、只自由に其の生計を繰がんとするに在るも、其の中には支那人又は日本人より又は其の兩者より「不逞朝鮮人」と呼ばれる團體ありて、右は日本の統治より朝鮮を獨立せしめんと主張する者及其の同志、共產主義者、職業的犯罪人、密輸入者及賣藥業者を含む職業的犯罪人、並に支那人匪賊と結託して、其の同胞より脅取財を行ひ又は金錢を強制する者を包含し居れり。朝鮮人農民自身も其の無智、不用心に依り又彼等より更に狡猾なる家主又は地主より借財せる爲め、屢自ら壓迫を招來せり。

朝鮮人待遇に關する支那側の説明

朝鮮人が支那側見解よりすれば、日本の滿洲に對する一般政策の不可避的結果たる爭論の渦中に不誠々々描き込まれることは別として、支那側は所謂朝鮮人「壓迫」なるもの多くは之を壓迫と稱すること正當ならず、又朝鮮人に對し支那の執れる方法の或ものは日本國官憲より現に是認せられ又は默過せられたりと述べ居れり。支那側は朝鮮人の大部分は極めて反日的なること、日本が彼等の故國を併合することに終始反對なること及び朝鮮人移民は決して其の故國を去るを欲せるものならず、政治的及び經濟的困難に基く苦痛の爲めに故國を去られるに外ならずして、一般に滿洲に於て日本の監視より免るゝを欲する者なることを認むべからずと主張し居れり。

所謂一九二五年「三矢協定」

支那人は朝鮮人に對し或程度の同情を示すも、一九二五年六月—七月の「三矢協定」の存在に付注意を喚起し、之を以て日本國民が「不良分子」と目し又朝鮮に於ける日本の地位に對する脅威と目する朝鮮人の行動は支那側官憲に於ても進んで之

を抑制したることの證據となし、又日本側に於て支那側の朝鮮人「壓迫」の實例として擧げんとするが如き右記行為の或ものに對し日本自身公式の承認を與へたる證據なりと爲す。外間には未だ廣く知悉せらるゝに至らざる本國定は朝鮮總督府警察局長と支那奉天省警察局長との間に商議せられたるものなり。同協定は東部奉天省に於ける「朝鮮人結社」(反日的のもの)と推定せらるゝの禁遏に關する日支警察官の協力を目的とするものにして「支那官憲は朝鮮官憲の指名せる朝鮮人結社の首領を直に逮捕し之を引渡すべきこと、及び「不良分子」たる朝鮮人は支那警察官之を逮捕し裁判及び處罰の爲日本警察官に引渡すべきこと」を規定す。故に、支那側は

朝鮮人の待遇に關し或種の禁遏手段を執れるは王として此の協定に實際的効果を與ふるを目的とす。若し右手段が支那國官憲の朝鮮人壓迫を示す證據として考へらるゝに於ては斯かる壓迫手段は假令事實なりとするも是れ主として日本國の利益の爲めに行はれたるものなり。
と主張す。更に支那側は

自國農民との激烈なる經濟的競争に鑑み、支那官憲が其の同胞の利益を保護する手段を講ずる固有の權利を執行すべきは實に當然なり。
と主張す。

第六節 萬寶山事件及朝鮮に於ける反支暴動

萬寶山事件の一九三一年九月事件に對する關係

萬寶山事件は中村大尉事件と共に滿洲に於ける日支間の危機を齎せる直接原因として廣く認めらる。然れ共、前者の眞重要件は大に誇張せられたり。何等死傷者を出さざりし萬寶山事件の誇大なる報道は日支兩國民間に強き反感を起さしめ、朝鮮に於ては朝鮮人の支那在留民團體の大事を惹起したり。此の反支暴動は次いで支那に於ける排日「ボイコット」を復活せしめたり。事件そのものとしては萬寶山事件は過去數年間滿洲に發生せる日支兩國軍又は警察隊の衝突を誘發せる他の數事件よりも重大なりしものに非ず。

支那人地主及支那人仲介人間の水田商租契約は支那國官憲の正式承認を要せり

萬寶山は長春の南約十八哩(二十基米)に位する一小村にして伊通河に沿ふ低濕地なり。此の地に於て支那人仲介業者藤水徳なる者一九三二年四月十六日附契約を以て長慶水田公司の爲支那人地主より廣大なる一劃の地を商租せり。契約中には長其の條項の承認を肯せざる場合には契約は無効なるべき旨規定せられたり。此後暫時にして右商租者は此の土地全部を朝鮮人の一團に再商租せり。この第二契約はその實施に付官憲の承認を必要とする規定を言はず、又朝鮮人が濶濶用水溝及附屬の小溝を構築することを當然のことと看做し居たり。藤水徳は先づ支那人地主との原商租契約に對する支那側の正式承認を取付くることなくして朝鮮人農民に對し此の土地を再商租せる次第なり。第二契約締結後朝鮮人は數哩に亘り濶濶用水溝を開鑿を開始し、伊通河の水を引きて此の低濕地に之を分ち此の土地を水田耕作に適せしめんとせり。然るに、何れの商租契約の當事者にも非ざる支那人の大部分の耕地伊通河と朝鮮人の右商租地との間に介在したるを以て、右水道は該耕地を横斷せり。朝鮮人は濶濶溝に依り其の土地に充分の水を引き來る爲め伊通河に堰を築かんとせり。既に相當の長さの溝

溝完成せる後水道に依り其の土地を横切られたる支那農民は群を爲して蜂起し萬善山當局に抗議し彼等の爲め干渉せんことを請願せり。其の結果、支那地方官憲は現場に警察官を派し朝鮮人に對し即時開墾工事を停止し同地より退去せんことを命じたり。之と同時に、在長春日本領事は朝鮮人保護の爲め領事館警察官を派遣せり。日支代表間の地方的交渉は問題の解決に成功せざりき。其後暫時にして兩國側共増援警察官を派して互に抗議、反駁すると共に交渉を試みたり。六月八日、兩國側は其の警察隊を撤去し萬善山に於ける事情の共同調査を行ふことに意見一致せり。此の共同調査の結果、原商租契約は若し支那領長の承認なきときは全契約「無効」となるべき旨の規定を有したること、並に領長の承認は未だ與へられたることなきこと明かとなれり。然るに、共同調査員は其の調査の結果に付、何等意見の一致を見るを得ざりき。即ち、支那側に於ては瀋陽溝の開墾は之に依り其の土地を横切られたる支那農民の權利を侵害すること明白なりと主張し、日本側に於ては朝鮮人は其の商租手續の誤謬に付何等責任無かりしにも拘らず、右誤謬の故に排斥せらるることは公正ならず故に其の工事繼續を許容せらるべきなりと主張せり。其後、幾何もなく朝鮮人は日本領事館警察官の援助を得て水道開墾を續行せり。

七月一日事件

七月一日の事件は斯かる事態より惹起せられたり。同日瀋陽溝に依り、其の土地を切斷せられたる四百名の支那農民の一行は農具及び矛槍を携へて朝鮮人を驅逐し瀋陽溝の大部分を埋立てたり。茲に於て、日本領事館警察官は右暴徒を散逸せしめ、朝鮮人を保護する爲設備したるも何等被害はなかりき。支那農民は撤退し日本警察官は朝鮮人が水溝及び伊通河の堰を完成する迄現場に中留せり。七月一日事件以後支那地方官憲は、在長春日本領事に對し日本領事館警察官及び朝鮮人の行動に付抗議を繼續せり。

朝鮮に於ける反支暴動

萬善山事件よりも遙に重大なりしは朝鮮に於ける本事件に對する反動なりき。日本語及び朝鮮語新聞に記載せられたる萬善山に於ける事態殊に七月一日事件の誇大なる報道の結果は、朝鮮全道に亘り激烈なる反支暴動の續發を見たり。右暴動は七月二日仁川に始まり急速に他市に傳播せり。

支那居留民の受けたる生命財産の重大なる損害

支那側は其の公報に基き、支那人百二十七名殺せられ、二百九十三名負傷し、二百五十萬圓に達する支那人財産は破壊せられたりと稱す。

朝鮮に於ける日本官憲の所謂責任

尙、支那側は日本官憲が暴動阻止に付適當の手段を講せず、且之を鎮壓せず、遂に支那人の生命財産に多大の損失を與へたりとの理由の下に、在鮮日本官憲は右暴動の結果に對し多大の責任ありと主張す。日本及び朝鮮の新聞は七月一日の萬善山事件に付支那居留民に對する朝鮮民衆の憎惡の念を起さしむるが如き性質の煽動的且不正確なる記事の掲載禁止を受けざりき。然るに、日本側は右暴動は民族的感情の自然的爆發に依るものにして日本官憲は右暴動を出來得る限り速かに鎮壓せりと主張す。この重要な一結果とも云ふ可きは朝鮮に於ける右暴動が直に支那全國を通じ排日「ボイコット」を復活せしむるに至れることなり、朝鮮に於ける排支暴動直後萬善山事件の未だ解決せられざるに先立ち、支那政府は日本に對し暴動

の廉に依り抗議を爲し暴動騒擾失敗に對する全責任を負はしめたり。日本政府は七月十五日回答を發し右暴動の發生に對し遺憾の意を表し且つ死者の家族に對し賠償金を提供せり。

萬寶山事件に關する支那側抗議の根據

七月二十二日より九月十五日に至る迄、日支地方及び中央官憲の間に萬寶山事件に關する交渉及び傳書の交換ありたり。支那側は一九〇九年九月四日の間島協約に依れば、朝鮮人の居住及び借地の特權は間島地方以外に及ぼざるを以て、萬寶山に於ける紛議は朝鮮人が斯る居住の權利無き場所に住せし事實に基くことを主張す。支那政府は日本領事館警察の支那に駐在することを抗議し、且萬寶山に多數の警察官を派遣せることは七月一日事件の誘因を爲せる旨主張せり。

日本側の主張

他方、日本側は朝鮮人の居住及び借地の特權は間島協約に依り限定せられずして、南滿洲を通じ、一般日本臣民に許與せられたる居住及び商租に關する權利に包含せらるるが故に、朝鮮人は萬寶山に於て居住及び商租に關する條約上の權利ありと主張せり。尙其の主張に據れば、朝鮮人の地位は他の日本臣民の地位と同一なり、又日本側は朝鮮人は善意を以て米の耕作計畫を爲せるのみならず、日本官憲は租借契約を取扱ひたる支那人仲介人の不仕末に對し責任を負ふことを得ずと主張せり。日本政府は萬寶山より領事館警察官撤退に同意せるが朝鮮人小作人は依然同地に留まり其の米作地の耕作を繼續せり。一九三二年九月迄には萬寶山事件の完全なる解決を見せり。

第七節 中村大尉事件

中村事件の重要性

中村大尉事件は日本側の見解に依れば、滿洲に於ける日本の權益に對し支那側が全然之を無視せる幾多の事件が遂に其の極點に達せるものなり。中村大尉は一九三二年盛夏の候滿洲の僻遠なる一地方に於て支那兵に殺害せられたり。中村大尉大尉は日本現役陸軍將校にして日本政府の認めたるが如く日本陸軍の命令に依る使命を有したり。哈爾濱通過の際、支那官憲は同大尉の護照を検査せるが同大尉は農藝技師と自稱せり。其の際、同大尉は其の旅行地城は匪賊横行地城なる旨警告せられ右事實は同大尉の護照に記載せられたり。同大尉は武器を携帯し、且賣藥を所持し居たるが支那側に據れば賣藥中には藥用に非ざる癩藥ありたり。六月九日中村大尉は三名の通譯者及び助手を伴ひ東支鐵道西部の伊勒克特驛を出發せり。同大尉が洮南の方向に於て農地へ相當の距離に在る一地點に到達せる際一行は中支軍第三團長國玉衛の指揮する支那兵に監視せられたり。數日後六月二十七日頃同大尉及び一行は支那兵の爲に射殺せられ死體は右行爲の證據湮滅の爲棄置せられたり。

日本側の主張

日本側は中村大尉及び其の一行の殺害は、不正にして日本軍隊及び國民に對する侮辱なりと主張し、又在滿支那官憲は事件の公式調査を遅延し、事件の責任を回避し、且支那官憲は事件の真相を確むる爲有らゆる努力を爲しつとありと稱するも何等誠意なかりしと主張せり。

支那側の主張

支那側は、當初中村大尉及び一行は慣習上内地旅行の際、外國人が所持すべき許可證を檢査する期間中監察せられたること、同大尉一行は好遇せられたること及中村大尉は逃走を企てつつある際一步哨に射殺せられたことを主張せり。支那側によれば、中村大尉は身邊に日本軍軍地圖一冊及日記帳二冊を含む書類を携帯せることを發見せられたるが、右は同大尉が軍事探偵若しくは特別の軍事的使命を帯びたる將校なりしことを證するものなり。

調査

七年十七日中村大尉死去の報が在齊々哈爾日本總領事の許に到達せるが、同月末在奉天日本官憲は支那地方官憲に對し中村大尉が支那兵に依り殺害せられたる確實なる證據を有する旨を通告せり。八月十七日、在奉天日本軍當局は中村大尉死去の最初の報道を公表せり(一九三一年八月十七日「マンチユ」)。同日林總領事及事件調査の爲め、東京日本陸軍參謀本部より滿洲へ派遣せられたる森陸軍少佐は遼寧省主席戚式毅と會見せるが、戚主席は即時同事件を調査す可きことを約束せり。戚式毅主席は、其の後直に北平の一病院に病臥中なる張學良元帥及在南京外交部長に之を通告し又二名の支那人調査員を任命し直に所謂殺害の現場へ赴きたり。右二名の調査員は九月三日、又日本陸軍參謀本部の爲獨立に調査を爲しつつありし森少佐は九月四日奉天に歸還せり。同日、林總領事は支那參謀長榮蔭將軍を訪問し、同將軍より支那調査員の判定は不確實且不満足なりしを以て、再度調査の必要ある可き旨の通告に接せり。榮蔭將軍は滿洲事應の新たなる進展に關し張學良元帥と商議の爲九月四日北平に赴き九月七日奉天に歸還せり。

解決の爲の支那側の努力

張學良元帥は滿洲に於ける事應の重大なるを知り、戚式毅主席及び榮蔭將軍に對し遲滞なく中村事件の現地再調査を訓令せり。張學良元帥は本事件に對し日本陸軍が多なる關心を有することを其の日本人軍顧問より知りたるを以て、事件を有效的に解決せんと欲する意思を明かならしむる爲め柴山少佐を東京に派遣せり。柴山少佐は九月十二日東京に到着したるが其の後の新聞報道に依れば張學良元帥は中村事件の速急且つ公平なる結末を得んことを切望し居る旨述べたり。其の間張元帥は滿洲に關する諸國の外交官問題解決の爲め兩國に取り何等共通點ありやを確めしむる目的を以て、高級官吏湯爾和を外務大臣幣原男爵と商議せしむる爲特別の使命の下に東京に派遣せり。湯爾和氏は幣原男爵、南大將及び他の陸軍高級武官と會談せり。九月十六日張學良元帥は新聞記者と會見せるが、新聞は張學良元帥が中村事件は日本側の希望に基き、戚式毅主席及び滿洲官憲に依り處理せられ南京政府は與らざる可き旨述べたりと報道せり。

第二回支那調査團は中村大尉殺害の現場を視察せる後、九月十六日朝歸奉せり。十八日午後日本領事は榮蔭將軍を訪問せるが、其の際同將軍は關玉衡團長は九月十六日中村大尉殺害の責に依り奉天に召喚せられ、即時軍法會議に於て裁判せらる可き旨述べたり。日本側は奉天占領後關團長が支那側に依り陸軍監獄に監禁せられ居る旨發表せり。在奉天林總領事は九月十二日及び十三日日本外務省に對し調査員の奉天歸還後恐らく友好的解決を見る可きこと殊に榮蔭將軍は遂に支那兵が中村大尉殺害に對し責任あることを認めたることを報告せる旨報道せられたり。日本電報通信社奉天通信員は「支那軍の兵隊に依る日本陸軍參謀本部中村大尉の所謂殺害事件の有効的解決は近きにあり」と九月十二日電報せり。然れども、幾多の日本陸軍將校殊に土肥原大佐は中村大尉の死去に對し責任ありと稱する、團長は奉天に於て監禁せられ、其の

軍法會議の日取が一週間以内なる可きものとして發表せられたる事實に鑑み、中村事件の満足なる解決を計らむとする支那側努力の誠意如何に付引續き疑惑を表明せり。支那官憲は、九月十八日午後開議せられたる正式會議に於て在奉天日本領事官に對し支那兵は中村大尉の死に對し責任あることを認め、又速かに事件が外交的に解決せらる可き希望を表明せしに依り中村事件解決の爲の外交交渉は九月十八日夜迄は好都合に進展しつつありしが如し。

中村事件の結果

中村事件は他の如何なる事件よりも一層日本人を憤慨せしめ、遂には滿洲に關する日支懸案解決の爲實力行使を可とするの激論を聞くに至れり。本事件自體の重大性は當時萬善山事件、朝鮮に於ける排支暴動、日本陸軍の瀋陽國境門江渡河演習並に青島に於ける日本帝國團體の活動に對し行はれたる支那人の暴行等に依り日支關係が緊張し居たる際なるを以て一層増大せられたり。中村大尉は現役陸軍將校なりしが、此の事實は強硬迅速なる軍事行動の理由として、日本側に依り指摘せられ、斯かる軍事行動に好都合なる國民的感情を純化する爲、滿洲及日本國に於て國民大會行はたり。九月最初の二週間中日本新聞は陸軍に於て問題解決の爲他に方法無きを以て武力に訴ふべきことに決定せりと囑返し述べたり。支那側は事件の重大性は甚だしく誇張され居る旨並に右は滿洲の軍軍占領に對する口實とせられたる旨主張し支那側に於て事件處理上不誠意又は遲延ありたりとの日本側主張を否認せり。

斯くて、一九三二年八月末頃迄に滿洲に關する日支懸案は本章に記述せるが如き幾多の紛議及事件の結果著るしく緊張し來れり。兩國間に三百の懸案あり、且此等事件を處理すべき平和的手段が當國の一方に依り利用し溢されたりとの主張に付ては充分なる實證あり得ず。此等所謂懸案は根本的に調和し得ざる政策に基く一層廣汎なる問題より派生せる事態なりき。兩國は各他方が日支協定の規定を侵害し一方的に解釋し又は無視せりと責むるも兩者何れも他方に對し正當なる言分を有したり。兩國間の此等紛争解決の爲め、一方又は他方に依り爲されたる努力に付與へられたる説明に依れば、外交交渉及び平和的手段の正當なる手續に依り處理する爲め多少の努力が爲されたることを立證せられ居るも、而も右手續は未だ十分用ひ盡されざりき。然るに、長期に亘る支那側の調査遅延は日本側をして之を懸念し得ざる事態に立至らしめたり。特に軍部は中村事件の即時解決を主張し、十分なる賠償金を要求せり。就中帝國在華軍人會は輿論喚起に與て力ありたり。九月中支那問題に關する一般的感情は中村事件を焦點として頗る強大となり、滿洲に於て幾多問題を未解決の儘放置するの政策は支那官憲をして日本を無視せしむるに至らしめたりとの意見屢々表示せられたり。あらゆる紛争問題の解決が實力に依るを必要とする場合には、軍力に訴ふ可しとの決議は民衆の標語となれり。右目的を以てする計畫討論の爲めの陸軍省、參謀本部及び他の官憲間の會議、必要の場合に右計畫を實行せしむ可き陸軍軍司令官に對する確定的訓令及び九月上旬東京に招致され且つ必要なる場合には實力に依り成る可く速かに有らゆる懸案を解決す可しとする主張者として新報に引用せられたる奉天駐在武官十肥原陸軍大佐等に關する記事が新聞紙上に速慮なく掲げられたり。此等及他の團體に依り述べられたる所感に付ての新報報道は漸増しつつありし時局の危険なる緊張を支持せり。

第四章 一九三一年九月十八日及其後に於ける 滿洲に於て發生せる事件の概要

事件突發直前の事態

前章に於て滿洲に於ける日支兩國利益の關係漸次緊張し來れるを述べ、之が兩國軍部の態度に及ぼす影響を述べ置きたり。既に相當期間或種の内部的、經濟的及政治的要因が、日本國民の滿洲に於て再び「積極政策」に出づるに備へつつありしことは疑ひなきところなり。軍部の不満、政府の財政策、全て政黨に對して不満の意を表明し、西洋文明の妥協的方法を蔑視して古代日本の道徳に依存することを主張し、又財界及政界の利己的方法をも非とする軍部、農村落及國家主義的青年の間より醸成せられたる新政治勢力の出現、物價下落が主要生産者をして其の増進を緩和せんが爲めに、冒險的外交政策に望みを馳するの傾きあらしむるに至れること、事業界の不況が工業及商業界をして一層強硬なる外交政策により取引改善すべしと信ぜしむるに至れること、これ等の事情は何れも何等實績を擧げ得ざりし對支幣原「妥協政策」放棄への道を閉ざすつありたるものなり。而して、日本國內に於けるかかる焦燥の念は在滿日本人の間にありて一層甚だしく、夏期を通じ同地方の不安漸次加はりたり。九月に入るに及び、右不安の遠からずして破裂點に達すべきことは、慎重なる觀察者の均しく認め得る點に達したり。而して兩國の新聞は輿論を沈黙せしむるよりは、駁る之を煽動するに傾けり。東京に於て陸軍大臣が在滿陸軍に直接行動に出でんことを勸告して、激越なる演説を爲せる旨報道せられたり。就中、支那當局が中村大尉殺害事

件につき満足なる調査及救済をなすを遅延せるは、在滿日本軍少尉將校を激昂せしめ、彼等は同様無責任なる支那將校が道路、料理店其の他相接觸せる場所に於て、無責任なる言辭及譏諷を弄するに對して明かに敏感となり居たり。斯して、突で來るべき事件の舞臺の準備はひたる次第なり。

九月十八日夜——十九日

九月十九日十時日朝、奉天市民の醒むるや、同市日本軍の手中に歸したるを發見せり。夜中砲聲を聞きたるも之は別に異とするに足らず、日本軍は小銃及機關銃の猛射を含む夜間演習をなし來れることとて、右の如きことは其間連夜のことなりき。九月十八日當夜は大砲の轟き及砲彈の音の爲め、之を識別し得たる少數のものが恐慌を感したるは事實なるも、市民の大部分は砲聲を以て單に日本軍演習の再開に過ぎずとすし、恐らく、平常よりやや騒々し位に考へたり。

後述の如く、殆ど全滿洲の軍事的占領に導きたる運動の第一歩として本事件の頗る重大なるを認め、調査團は同夜の事件につき廣汎なる調査を遂げたり。日支兩國關係指播官公式陳述の頗る重要且興味あるは勿論なり。日本側は本事件を最初に目撃せる河本中尉、北大營攻撃に當れる大隊の指揮官島本中佐、及城内を占領せる平田大佐により説明せられたり。吾等は又關東軍司令官本庄中將及若干參謀將校の證言を聴取せり。支那側主張は北大營支那軍指揮官王以哲之を説明し、之が補足として彼の參謀長董軍軍行動中現場にありたる其の他の將校の個人的談話ありたり。吾等は又張學良元帥並に其の參謀長葉蔭將軍の證言を聴取せり。

日本側説明によれば、河本中尉は兵卒六名を率ゐる、九月十八日夜、奉天北方の南滿洲鐵道線に沿ひて防線警備を行ひつつありたり。彼等は奉天の方向に南進しつつありたるが、同夜は天晴れたるも暗夜にして視野廣からず。彼等が小道が線路を横断せる地點に達せる時、やや後方に當りて爆發の大音響を耳にせるを以て、方向を轉して走り退りたる處、約二百碼行きたる地點にて下り線軌道片方側の一部分が爆發され居るを見せり。右爆發は二軌道接合點に起れるものにして、兩軌道の尖端は全く引き離され、之が爲め線路に三十一吋の間隙を生じたり。爆發點に達するや歩哨隊は線路兩側の崑崙より砲撃されたるを以て、河本中尉は直に部下に對し展開警備すべきを命じたり。此處に於て約五、六名と覺はしき砲撃隊は射撃を止め北方に退却せり。日本歩哨隊は直に砲撃を開始したるが、約二百碼前進せる處にて、約三四百名に達する一層有力なる部隊の爲め再び射撃せられたり。河本中尉は此の優勢なる部隊に包圍せらるるの危険あるを認め、部下の一名をして約千五百碼北方に於て同様夜間演習中の第三中隊長に報告せしめ、同時に他の一名をして（現狀付近にある電報局により）在奉天大隊本部に救援を求めしめたり。

此の時、長春鐵道下り列車の接近しつゝあるを聞きたるが、列車が破損線路に到達して破壞すべきを恐れ、日本歩哨隊は交戦を停止し、列車に警告を與へんが爲め線路上に警備哨號を設置せり。而るに列車は全速力にて進行し來り爆發地點に達するや動搖し一方に傾くを認めたるも回復し、停車せずして通過し去りたり。列車は十時半奉天着の音にて、定期通り到着せるより見れば、河本中尉の初めて爆發を開きたるは十時過なるべしと同中尉は語りたり。

次で戰團再開せられたるが、第二中隊を擁する川島大尉は既に爆音を聞きて軍下の途中、河本中尉の使者と遭遇し之が案内にて現場に向ひ、約十時五十分到着せり。一方大隊長島本中尉は電話に接するや、直に奉天にありたる第一及び第四中隊に現場に向ふべきを命じ、又一時間半の距離にある撫順駐在の第二中隊に對し、出來得る限り速かに之に加はるべきを命じたり。右の二中隊は奉天より汽車にて柳條溝に至り、次で徒歩にて現場に向ひ夜半過到着せり。川島中隊の援助を受けたる河本歩哨隊が、爆發せる高粱の藥陰に潛む支那軍の射撃を受けつつある際、右の二中隊奉天より到達せり。

島本中尉は其兵力五百に過ぎず。而して北大營支那軍一萬に及ぶと信したるに拘はらず、彼の吾人に語るところによれば、彼は「攻撃は最良の防禦なり」と信し、直に營舎の攻撃を命じたり。線路、營舎間約二百五十碼の地面は水溜りの爲め衆團にて横斷すること困難なりしが、支那軍が右地面を越え退却されつつある際、野田中尉は第二中隊の一部を以て彼等の退路を斷つ爲めに、鐵道に沿ひて進出することを命ぜられたり。日本軍が煙々と點燈しつつありたりと傳へらるる北大營營に到達するや、第二中隊は攻撃を行ひ、左翼陣占領に成功せり。右攻撃に對し營内支那軍は頑強に抵抗し、激戰數時間に亘れり。第一中隊は右翼を第四中隊は中央部を攻撃す。午前五時、營舎間には其の直前にある附屬家屋内に支那軍の放置せる大砲よりの二弾に依りて破壞せられ、同六時、全兵舎占領せられたるが、日本側兵卒死者二名、傷者二十二名を出せり。兵舎建物中には交戦中火災を起したるものありたるが、殘餘は十九日朝日本軍により焼き拂はれたり。日本側にては支那兵三百二十名を捕獲せるが、負傷者は二十名を發見せるに過ぎずと陳述せり。

一方、他の地點に於ても、同様に迅速且徹底的に軍事行動實施せられたり。平田大佐は午後十時四十分頃島本中佐より、南滿洲鐵道線路支那軍の爲め破壊されたるを以て將に敵軍攻撃に向はんとする旨の電話を受けたるが、同大佐は島本中佐の行動を急識し、自ら城内攻撃に當るべきを決定し、午後十一時三十分迄に軍隊の集合を完了し攻撃を開始せり。而して何等の抵抗をも受けず、時々市街上に戦闘ありたるも、主として支那警備隊との間に行はれたるものにて、之が爲め支那側巡警の間に死者七十五名を生じたり。午前二時十五分市の城壁を乗り越し三時四十分迄之を占領せり。午前四時五十分彼は第二師團本部及第十六聯隊一部午後三時三十分遼陽を出發せる旨の情報に接したるが、右軍隊は午前五時直後到着せり。而して午前六時東部城壁の占領を完了し兵工廠及飛行場は七時半占領せられ、次で東大營を攻撃し、午後一時戦闘を見ずして之を占領せり。之等の行動による總死傷數は日本側傷者七名支那側死者三千名なり。

當日恰も檢閲より歸來せる本庄中將は、午後十一時頃新聞記者よりの電話にて初めて奉天に起りつゝある事件の報道を受けし。參謀長は奉天特務機關より午後十一時四十六分電話にて攻撃の状況につき仔細の報告を受け次で遼陽、營口、鳳城にある軍隊に對し直に奉天出動を命令せり。艦隊は旅順を出發して營口に赴くことを命ぜられ、在朝鮮日本軍司令官は後軍派遣を求められたり。本庄中將は午前三時半旅順を出發し正午奉天に到着せり。

支那側の説明

支那側の説明によれば、日本軍北大營攻撃は何等挑釁によるものに非ずして、全然奇襲に出でたるものなり。九月十八日夜、第七旅全軍約一萬北大營にありたり。九月六日張學良元帥より當時の緊張せる状態に於て、日本軍との衝突は一切之を避けんが爲め特別の注意を爲すべき旨の訓令(北平に於て調査團に示されたる電文)下の如し。

「日本との關係頗る機微なるものある以て、彼等に接する際には特に慎重なるを要す。如何に彼等に於て挑戦するも吾人は特に隱忍し、斷じて武力に訴ふることなく、以て一切の紛争を避くべし。貴官は秘密且即時全將校に命令を發し、右の點につき彼等の注意を喚起すべし。」

を接受せるを以て、兵營城門の衛兵は木小銃を携帯したるのみにて任務に服したり。而して、同様の理由に依り、兵營附近十里内の鐵道線路に導く西門は閉鎖せられ居たり。九月十四、十五、十六、十七日夜日本軍は兵營附近に於て夜間演習を行ひ、十八日夜午後七時には文官屯なる一村落にて演習しつゝありたり。午後九時將校劉某は通常の型の機關車を有せざる三、四輛の客車よりなる列車が、同地に停車せる旨を報告せるが、午後十時燄發の大音響あり、之に引續きて銃聲を聞きたり。依つて直に電話により參謀長より之を兵營南方六七哩、鐵道線路近くの私宅にありたる司令官王以哲に報告せるが、參謀長が筒電話中日本軍の兵營を攻撃しつゝある旨直に衛兵二名負傷せる旨の報道あり。十一時頃より兵營南西隅に對する總攻撃開始せられ、十一時半日本軍は城壁の隙より侵入し來れり。攻撃開始せらるゝや參謀長は消燈を命じ、再度王以哲に電話にて報告せる處、王は抵抗すべからざる旨を告へたり。十一時半南西及び北西方向遠方よりの大砲の音を聞きたるが、夜半に至り兵營内に砲彈落下し始めたり。退却中の第六百二十一團軍南門に達するや日本軍が同門を攻撃し居り、守備兵撤退中なりしを以て、同軍は日本軍の内部に侵入する迄懸崖土壕内に逃避し、然る後南門を経て逃ることを得、約午前二時頃營舎東方の二百子村落に到着せり。他軍は東門及び東門外直近の空舎を経て逃れ、遂に三時より四時迄の間に同村落に達す

るを得たり。

第一の抵抗は、北東隅建物及び夫の南方第二位建物内にありたる第六百二十團の試みたるものなり。同團長は日本軍が午前七時南門より侵入し来るや、支那軍は建物より建物へと逃れ、日本軍をして空虚なる建物を攻撃せしめたる旨述べ居れり。支那軍主力撤退後日本軍は東方に向ひ東方出口を占領せり。かくして第六百二十團は連絡を絶たれたるを以て、自ら戦ひて活路を開くの外なきに至れり。彼等は午前五時に至り突破を始めたが全然脱出し得たるは午前七時なりき。之れ營舎内に起れる第一の激戦にして、死傷の大部分も之が爲なり。本團が最後に二百子村落に到着せる部隊なり。支那軍は全部集合するや、十九日早朝直に同村落出陣大陣に向ひ、次で同地より吉林近傍の一村落に至りて冬衣の支給を受け、又王大佐を派し熙洽將軍より軍隊の吉林入市許可を求めたり。在吉林日本在留民は支那兵の接近に恐れを抱きたるを以て、即刻長春四平街及奉天より吉林に援軍派遣せられたるが、之が爲め支那軍は再び奉天方面に向ふことなれり。彼等は奉天外十三哩の地點に下車し九隊に分れ、夜間奉天を迂回行軍せり。日本軍の発見を免れんが爲め王以哲自ら農民に假装し、市中を乗馬にて通過せり。朝に至り日本軍は彼等存在の報に接し、飛行機を發して之を攻撃せるを以て、彼等は晝間隠避するの已まなかりしも、夜間は進軍を續行し、遂に京奉線の一驛に達し此處にて七列車を命じ、之により十月四日山海關に達したり。

調査團の意見

以上は所謂九月十八日事件につき兩國當事者の調査團に照れるところなり。二者相異り矛盾しざるは明かなるが、これ其の事情に鑑み別と異とするに足らざるところなり。

事件直前の不安状態並に輿論を考へ、又利害關係者の時に夜間に起れる事件に關する陳述には必ずや相違するところあるべきを認め、吾等は海東艦隊中、事件發生當時又は其直後奉天にありたる代表的外國人に出來得る限り多數意見を聞き、其の内には事件直後現地を視察し、又先づ日本側の正式説明を與へられたる新聞通信員其他の人々あり。利害關係者の陳述と共に斯かる意見を充分に考慮し、多數の文書資料を熟讀し、又接受若くは收蒐せる幾多の證據を慎重研究せる結果、調査團は左の結論に達したり。

調査團の結論

日支兩軍の間に不安氣分の存在したることに付ては疑ふの餘地なし。證據につき調査團に説明せられたるが如く、日本軍が支那軍との間に於ける敵對行為起り得べきことを豫想して、慎重準備せられたる計畫を有し居たるが、九月十八日十九日夜本計畫は迅速且正確に實施せられたり。支那軍は一八七頁(原文)に言及せる訓令に基き、日本軍に攻撃を加へ、又は特に右の時及び場所に於て日本人の生命或は財産を危険ならしむるが如き計畫を有したるものに非ず。彼等は日本軍に對し聯繫ある又は命令を受けたる攻撃を行ひたるものに非ずして、日本軍の攻撃及び其の後の行動に狼狽せるものなり。九月十八日午後十時より十時半の間に鐵道線路上若くは其付近に於て爆發ありしは疑ひなきも、鐵道に對する損傷は若しありとするも、事實長春よりの南行列車の定刻到着を妨げざりしものにて、其れのみにては軍事行動を正當とするものに非ず。同夜に於ける彼上日本軍の軍事行動は正當なる自衛手段と認むることを得ず。尤も之により調査團は現地に在りたる日本將校が自衛の爲め行動しつゝありと信じつゝありたるなるべしとの假説を排除せんとするものに非ず。尙爾

後の事件につき述べる可からず。

日本軍隊の移動

九月十八日夜在遼日本軍は左の如く分布せられ居たり。上述の如く、北大營の攻撃に参加せる鐵道守備大隊四中隊、及奉天城市を占領せる平田大佐部下の第二師團第二十九聯隊の外、第二師團殘部は各地に分布され居り、第四聯隊本部は長春、第十六聯隊本部は遼陽、第三十聯隊本部は旅順にあり。而して之等各聯隊に屬する他部隊は安東、營口、南滿洲鐵道の長春—奉天線及奉天—安東線沿線數多小都市に駐屯せり。又鐵道守備隊一個大隊は長春にあり、又鐵道守備隊及憲兵隊は上記各小都市に第二師團と共に分布され居り。最後に朝鮮警備軍ありたり。

至遼全軍及朝鮮軍數分は、九月十八日夜長春より旅順に至る南滿洲鐵道全線に亘り殆ど同時に行動を開始せり。其全勢力左の如し。

第二師團 五千四百 野砲十六門

鐵道守備隊 約五千

憲兵 約五百

安東、營口、遼陽其他の小都市にある支那軍は爲す所を知らず、無抵抗に武器を解除せられたり。鐵道守備隊及憲兵は之等の場所に残り、第二師團部隊は直に集結してより重要なる行動に加はれり。第十六及三十聯隊は早く到着して平田大佐に合して東大營の占領を援助せり。第二十師團、所屬第三十九混成旅團(兵四千及砲兵)十九日午前十時朝鮮國境新義州に集結、二十一日鴨綠江を越へ夜半奉天に到着し、同地より分遣隊は鄭家屯及新民に派遣せられ、二十二日之を占領せり。

九月十八—十九日長春占領、九月二十一日吉林占領

兵約一萬、大砲四十門を有する長春に於ける實城子及實領支那兵隊は、九月十八日夜同地駐屯の第二師團第四聯隊及第一鐵道守備大隊(長谷部少將指揮下)にありにより攻撃せられたるが、同地にては多少支那軍の抵抗ありたり。夜半戰鬥開始され南領兵隊は十九日午前十一時、實城子兵隊は同日午前三時占領する。之による日本側全死傷は死者將校三名兵卒六十四名、傷者將校三名兵卒八十五名なり。奉天の戰鬥終了と共に第二師團の各聯隊は長春に集結せられ、多門中將及參謀部、第三十聯隊及野砲兵一大隊は二十日、又天野少將指揮下の第十五旅團は二十二日到着せり。吉林は二十一日渡鶴を見ずして占領され、支那軍は約八哩外に移されたり。

當時、日本の半官出版物たりし「ハラルド、オヴ、エシア」は、軍事行動は之にて完了せしめんと考せられ、これ以上軍隊を移動することは豫期せられ居らざる旨述べ居れり。爾後、に於ける軍事行動は支那の排寇によるものとせられ、二十日間島における反日游行、鶴井村に於ける停車場破壊、及九月二十三日哈爾濱に於て數個の爆彈破裂したるも、日本側建物には損傷なかりし事件等が斯かる排寇の例として擧げられ居れり。且又馬賊の漸次撲滅しつゝあること及敗殘兵の活動等につきても抗議せられ居れり。而して之等の事情により、日本軍は其の意に反して新たなる軍事行動を起すに至れるものなりと主張せられ居れり。

錦州爆發

これ等行動の第一は十月八日の錦州擄奪なるが、同地は九月末馬學良が遼寧省政府を移轉せる處なり。日本側の云ふところによれば、擄奪は主として政廳事務所の設置されたる兵營及奉天大學を目標とせる由なるが、兵力により政廳を擄奪するは正常とすることを得ず。且又擄奪區域が事實日本側主張の如く制限されたりや否や疑問の余地あり。支那政府の名譽顧問米國人ルウイス氏は、十月十二日錦州に到着し、其目撃せるところを顧博士に由送り、顧博士は後に參風貫の資格に於て其情報調査團に傳達せるが、「ルウイス氏の云ふところによれば兵營には全然異狀なく、擄奪の大部分は市内至るところに落下し、病院及び大學建物にも落下せる由なり。擄奪機指揮官は其の直務新聞記者に對し、早春よりの四機は八日午前八時三十分奉天に向ふ旨命令されたる由を告げたるが、同地にて右機は他機と合し、偵察機六台、擄奪機五台の一隊は擄奪及び燃料を運載して直に錦州に派遣せられ、午後一時到着十分乃至十五分内に擄奪八十個を投じ直に奉天に歸還せり。「ルウイス」氏の談によれば支那軍は應戦せざりし由なり。

嫩江橋頭戰圖

次の行動は嫩江橋頭に於て行はれたるものにして、十月中旬開始せられ、十一月十九日日本軍の齊々哈爾占領に了れるものなり。之に對し日本側の理由として擧ぐるところは、馬占山に破壊せられたる橋梁の修理、中日本軍が攻撃せられたりと云ふにあり。然れどもこれ以上に遡りて陳述し橋梁破壊につき説明するの要あり。

十月始め嘗て馬占山、萬福麟と同地位を保有し、彼等に代つて黒龍江首席たらんとせしことある洮南、龍江、張海騰は、明かに強力により省政府を奪取するの目的を以て洮南、昂昂溪、嫩江道に沿ひ進出を開始せり。支那側參與員提出文書第三號には、進出が日本側の煽動によるものとなし居れるが、中立の方面より得たる情報もその見解を支持し居れり。張海騰軍の進出を防止せんが爲、馬占山は嫩江橋梁の破壊を命じ、兩軍は廣大且沼澤地たる同河流域を隔てて相對峙せり。

洮昂線は南滿洲鐵道提供の資本により建設せられ、右線路は備前の確保とされ居るを以て南滿洲鐵道當局は北滿よりの農産物運搬の時に必要なる時に當り、同線の運輸妨害を斷つことは許す可からずと感したり。在齊哈爾日本總領事は政府の訓令により十月二十日齊哈爾に到着せる馬占山に對し、成るべく早く橋梁の修理をなすべきを求めたるが、右請求には期限は付せざりき。日本當局は交通社總により張海騰軍を一定距離外に止め得べきを以て、馬占山としては出来得る限り橋梁の修理を速行するものと言ひ居りたり。十月二十日洮昂線及南滿洲鐵道使用者の一隊は、軍の護衛によらず橋梁破壊の視察をなさんとしたところ、豫め黒龍江省軍將校に説明し覆きたるに係はらず射撃せられたり。これが爲め事態悪化したるにより、十月二十八日在齊々哈爾本庄中將代表者林少佐は、十一月二日迄に橋梁修理の完成を要求し、若し同日迄に實行されざるに於ては南滿洲鐵道修理員が日本軍保護の下に之に當るべき旨を述べたり。支那當局は期限の延長を求めたるも、右請求には何等の回答なく、右修理事業遂行保護の目的を以て日本軍四平街より派遣せられたり。十一月二日迄交渉は進捗せず、何等の決定を見ざりき。其の日林少佐は馬占山將軍及張海騰將軍に對して、兩軍何れも鐵道を作戰上の目的に使用すべからざることを、及び各自の軍隊を河の兩岸より十軒の地點に撤退せしむべき旨の最後通牒を手交せり。

右通牒は、若し右兩將軍の何れかが南滿洲鐵道會社の技術員の鐵道修理を妨害するときは、日本軍は之を敵軍と見做すべき旨を表明し、十一月三日より効力を發生することとなり居りたり。而して日本救護隊は、其の峡谷の北側なる大興に十一

月四日迄に到達すべき命令を受け居りたり。中國參謀員(第三號文書)在齊々哈爾日本總領事及第二師團の將校は、何れも馬占山將軍は中央政府の訓令有る迄彼の獨斷を以て假に日本軍の要求に應ずべき旨回答せりとの意見に一致せり。然れども、一方日本側の諒人は、馬將軍が破壊されたる橋梁を迅速に又は有効に修理すること許す意志無きこと明白なりしを以て、其の誠意を信ぜざりきと附言したり。十一月四日に於て日本總領事館代表者林少佐中國將校及び官吏を含む共同委員會は、二度も斷行爲の開始を防止する爲め橋梁に赴き、且つ中國側代表者は日本軍の前進を延期方依頼せり。右要求は容れられず、歩兵第十六團隊長大本佐は彼の命令通り其の隊中の一個大隊、野砲兵二個中隊及び一個中隊の技術員を率ゐ、日本軍の最後滿鉄條項に従ひ修理作業開始の爲め橋梁に前進せり。技術員は花井大尉の指揮の下に十一月四日の朝作業を開始し、歩兵一個小隊は同日正午迄に二箇の日本國旗を押し立て、大興縣に向ひ前進を開始せり。

戰局は實際に於ては、前記共同委員會が再度努力を爲し居りたる最中、即ち十一月四日の暮過ぎ中國軍を撤退せしむべく、最終の努力を試みたるため再度現場に赴きたる際開始せられたり。彼の開始せらるゝや、大本佐は彼の部下の頗る苦戦の状況に在るを曉り、其の用ふべき全兵力を率ひて之が救援に赴けり。彼は直に前面は沼地なる爲め正面攻撃は不可能にして、此の苦境を脱するには敵の左翼を包圍攻撃するより他に方法なしと信じたり。仍て彼は其の補充中隊を分派して敵の左翼の占據せる丘陵を攻撃せしめたるも、兵力の寡少なるを有効射撃距離迄充分接近せしむることを得ざりしため、黄昏迄には右地點を占領するを得ざりき。丘陵は午後八時三十分占領せられたるも同日は夫れ以上の前進不可能なりき。關東軍司令部は戰況の報告を受くるや、直に強力なる増援部隊を派遣し、歩兵一個大隊は其の夜の裡に到着したるを以

て、同大佐は十一月五日未明攻撃を再開するを得たり。數時間後その第一線に達せる時に於ても、以然として約七十餘挺の自動機關銃及機關銃を以て防禦せる強固なる敵兵に遭遇せることは、同大佐自身の委員會に對して陳述せる所なり。彼の攻撃は阻止され中國軍の歩兵、騎兵の包圍逆襲に遇ひ、彼の部隊は多大の損害を蒙りたり。日本軍は已むなく退却し、夜に入る迄其の陣地を支ふる外無かりき。十一月五日より六日に亘る夜間に於て新たに二個大隊到着せるを以て、日本軍は苦境を脱するを得、六日中國軍の全線に亘り攻撃を再び開始し、同日正午迄に大興停車場は日本軍の掌中に歸したり。大本佐の使命は橋梁修理、防禦の爲大興縣を占領するに在りたるを以て、退却する中國軍を追撃せざりしも、日本軍は停車場附近に留まされり。中國參謀員は前記第三號文書中に林少佐は十一月六日黑龍江省政府に對して新たに

- 一 馬占山將軍は張海鵬將軍の爲めに省主席を辭職すること、
- 二 治安維持委員會を組織すべきこと

を要求せる旨を主張し居り。林少佐の是等要求を含むる書翰の寫眞は職權調查委員に呈示せられたり。尙右文書は、十一月七日日本軍は黑龍江省の回答を待たずして、當時大興の北方約二十哩の三軒房に駐屯せる同省軍に對して新たに攻撃を開始せること、及び十一月八日林少佐は再應書翰を送り、馬占山は張海鵬に代るため黑龍江省政府主席を辭職すべく、之に對しては同日夜半迄に回答すべき旨の要求を繰返したることを述べ居り。更に、中國側の報告に依れば、十一月十一日日本將軍自ら電報を以て馬占山將軍は辭職の上齊々哈爾を撤退すべきこと、日本軍の昂々溪前進の權利有ることを要求し、之に對する回答も同様同日夜迄に回答すべき旨を要求したり。十一月十三日、林少佐は第三回要求中に日本軍は昂々溪のみならず、齊々哈爾停車場をも占領すべしとの一項を増加せり。馬占山將軍はその回答中に齊々哈爾停車場は洮昂鐵道と何等無

職なる言を指摘せり。十一月十四日及び十五日日本海軍部隊は飛行機四台の援護の下に攻撃を再開せり。十一月十六日日本陸軍は馬占山將軍は齊々哈爾の北方に退却すること、中國軍隊は東支鐵道以北に撤退すること、如何なる方法に依るを問はず遼寧鐵道の交通運輸を阻害することを保證すること、是等の要求は同月十五日より十日間に實行せらるべきこと、右に對する回答は在哈爾濱日本特務機關に送付すべきことを要求せり。馬占山將軍が右要求を容るるを拒むや、多門將軍は十一月十八日新たに總攻撃を開始せり。馬占山將軍は最初齊々哈爾に退却せるが、同地は十一月十九日日本軍に奪はれ次で海倫に退き、同地に省政府行政官署を多轉せり。

現地に於て指揮せる日本軍總將の證言に據れば、右新軍軍行動は十一月十二日以前に於ては開始せられたること無しとの趣なり、當時馬占山將軍は既に麾下軍隊二萬を三軒房の西方に集中し、黑龍江省中壘軍及丁綽將軍の軍隊迄も集めたり。益々威嚇的態度を示せる之等大部隊に對して日本軍は天野、長谷部兩將麾下の二旅團より成る近々漸く集中せる多門師團のみを以て對抗し得るのみなりき。此の緊張せる事態を救ふ爲、十一月十二日日本陸軍は全黑龍江省軍は齊々哈爾の北方へ撤退し、日本軍をして北進し遼寧鐵道を守備するを得せしむべき旨を要求せり。十一月十七日支那軍が其の騎兵部隊をして日本軍の右側を包圍攻撃せしむる迄日本軍は前進を開始せざりき。多門將軍は委員會に對し、彼の部隊は歩兵三千、野砲二十四門より成る小部隊に過ぎざりしも、敢て支那軍を攻撃し十一月十八日完全に之を撃滅したる結果、同十九日朝齊々哈爾を占領せりと述べたり。一週間後第二師團は馬占山軍に對抗し、齊々哈爾を閉ざせしむる爲大野將軍を歩兵一個師團、砲兵一個大隊と共に同地に殘し、既駐地に歸還せり。此の小部隊は後に新たに編成せられたる「滿洲國軍隊の増援を得たるも、吾

人が一九三二年五月齊々哈爾を訪問せる當時は、未だ馬占山將軍の軍隊に對抗し得と認むるを得ざりき。

附屬軍軍狀地圖第二號は、聯盟軍會第一回決議當時に於ける双方の正規軍の配置を示す。當時特に遼河東西及び間島地方に出沒せる武裝解除兵及び匪賊に關し叙述せられ居らず、双方互に匪賊を使賊せる旨を非難し合ひ居り。即ち、日本側は支那に於て遼洲の失地の秩序を擾亂せんとする動機より之を使賊すと言ひ、支那側は日本側が支那の國土を占領し、益々其の軍事行動を擴大すべき口實を窺見せん爲め之を使賊せりと言ふ。是等無賴の徒の勢力及び其の軍事的價値は頗る漠然且不定なるを以て、右軍軍狀地圖中に其の重要性の正確なる評價を記入することは不可能なるべし。同地圖は東北軍の指揮官が、遼寧省の南西地方に於て著るしく強力なる部隊を組織したるを示し居り。此の部隊は日本軍の最前線に間近き大凌河の右岸に強力なる壘障陣地を建設するを得たり。斯かる形勢が日本軍當局をして、右部隊の正規軍の全兵力は三萬五千人或は當時日本が滿洲に於て有すと認められたる兵力の約二倍なりと評價し、相當の不安を感じしめたるは無理からざることならん。

天津事變

本軍變は十一月中天津に於て惹起せる或事件の結果、執られたる行動により發生せるなり。紛争の發端に關する報告は非常に相異りをれり。

十一月八日の擾亂日本側の所見

十一月八日及び同二十六日の再度の擾亂ありたるが、事件全體が極めて曖昧なり。「ヘラルド・オブ・エシヤ」所載の日本側の説明に據れば、天津の支那住民が張學良元帥の支持者及びその反對者に分れ、後者が十一月八日支那側に於て武装團體を組織し、公安保守當局を攻撃し政治的不感運動を爲したりとの趣なり。右支那人兩派間の紛争に於ては、日本軍司令官は最初より嚴密に中立を守りたるも、日本租界附近の支那警衛隊が日本租界に向て矢鋒に敵對するに至るや、已むなく日本側も砲火を開始せり。同司令官は交戦中の支那軍に對し日本租界の境界より三百「ヤード」外に離るべき旨要求せるが、事際は緩和せず極度に緊張したるを以て、十一月十一日又は十二日一切の外國軍隊警備を整ふに至れり。

支那側の見解

天津市政府の叙述は右と頗る異れり。彼等は日本側が支那人無禮漢及び便衣隊を備ひたるものにして、是等は支那側に於て事件を惹起せしむるため、日本租界内に於て軍事行動を爲す暴力團に編成せられたりと主張し居り、幸にして警察當局が其の謀報者より此の形勢の報告を受けたるを以て、右無秩序なる暴徒が日本租界より闖入するを難避せるが、右暴徒中逮捕せられたるもの、自白により、暴徒は日本租界に於て編成せられ、日本製の銃及弾薬を以て武装せる事を證明するを得と述べ居れり。彼等は九日朝日本軍司令官が其の部下數名流弾に依り重傷せるに對し抗議し、三百「ヤード」外に撤退すべき旨要求せることは認めたるも、支那側に於て右諸条件を承諾せるにも拘らず、日本正規軍隊は支那街を装甲自動車を用いて攻撃し且砲撃を加へたりと主張し居れり。天津市政府側は十一月十七日三百「ヤード」外に撤退することに關する詳細なる附則を有する協定成立せる旨を述べ、日本側は協定に依る義務を履行せざりしため事態は益悪化せりと主張し居れり。

十一月二十六日夜まじき激戦あり、次いで直に大砲隊砲撃及び小銃の砲撃起りたり。日本租界の電燈は消され、同租界より便衣隊現れ附近の公安局を襲撃せり。

十一月二十六日の事件の發端、相異せる報告

其の後起りたる本擾亂に關する「ヘラルド・オブ・エシヤ」所載の日本側の報告に依れば、二十一日事應頗る好轉せるを以て日本義勇隊を解散したる處、同日夕刻支那側は日本兵營に向て砲撃を開始し、抗議せるにも拘らず二十七日正午に至るも砲撃を中止せざりしが故に、挑戰に應じ、支那軍と戦ふより外無かりきとあり。戦闘は二十七日の午後和平交渉開始せり。其の際日本側は戦闘の即時停止及、支那軍隊並に警衛隊をして、外國軍隊の駐屯する凡ての地點より二十華里外に撤退すべきことを要求せり。支那側は其の軍隊の撤退に同意するも、同地方の外國人の安全に對する唯一の責任者たる警察隊の撤退には肯せざりき。日本側の言に依れば、十一月二十九日支那軍側より日本租界附近より警衛隊を撤退すべき旨申越したるを以て之を容れたるが、支那武装警察は二十九日朝撤退し三十日防禦工事を除去せる由なり。

天津事件の滿洲の事態に及ぼせる影響

二十六日の天津に於ける緊張せる状態は、關東軍參謀をして司令官に對し危險に瀕する天津の小部隊に對して、錦州及び山海關を経て直に警衛隊を派遣すべしと提議せしむるに至れり。單に輸送上の問題としては、警衛隊を大連を経て海路派遣する方二層容易且迅速なりならん。然れども戦線上より考慮せんに、右沿路に依れば前進部隊として途中錦州附近に集中

せる邪應なる支那軍隊を片付けるを得せしむる利益ありたり。此路を執るも支那軍の抵抗は皆無又は殆んど無しと想像し得るを以て、左程延宕すとは思はれざりき。右提議は容れられ、十一月二十七日一裝甲列車、一車隊輸送列車、二台の飛行機遼河を越え、支那國軍の前線を攻撃せるのみにて、重壕に據れる支那軍の撤退を開始せしむるに充分なりき。裝甲自動車隊も亦陣地を變更せり。日本軍は抵抗の爲に裝甲列車、歩兵列車及び砲兵列車の数を増し兵力増加を爲すに至れり。又日本軍は屢々錦州に爆弾を投下せるも、天津の軍艦好轉せる報達するや、直に出動軍は本來の目的を失ひ、十一月二十九日日本軍隊は新民屯へ撤退し、支那軍をして大いに驚異せしめたり。當官の天津事件の他の結果は、日本租界に居住し居りし前清皇帝が十師團大佐と會談の後、十一月十三日旅順より安全なる避難所を求められたることなり。

錦州占據

日本國の撤退せる地方は支那軍に依り再び占領せられ、此の事實は廣く宣傳せられたり。支那軍の士氣稍々昂り、不正規兵及び匪賊活動増大せり。彼等は冬期を利用して水結せる遼河の諸所を渡り、奉天附近地方を襲ひたり。日本軍當局は現在の位置を維持するにさへも増援軍必要なることを語り、是等援軍を以て錦州に支那軍の集結する危険を除かんことを希望するに至れり。

十二月十日の理事會決議承認に際する日本の留保

其の間、滿洲に於ける事態は「ジュネーヴ」に於て猶も論争の議題なりき。十二月十日の決議を承認したるとき、日本代

表は

「本項(第二)は、日本軍が日本臣民の生命財産を、滿洲各地に於て跳梁し居れる匪賊及び無法なる徒輩の活動に對して直接保護を爲すに必要なる行動を執ることを妨ぐる意圖に出でたるに非ずとの了解に基き受諾するものにして、斯かる行動は明かに「滿洲」において類殺し居れる特殊の事態のため必要なる例外的手段」にして同地方が常態に復す時は不必要となるならん」と聲明せり。之に對し支那代表は

「紛争當事國に對して事態を擴大すべからずとの命令は、滿洲に於ける現状に依り惹起せる無秩序状態の存在を口實として違反すべからず」と應答し、右討論に列席し居りたる數名の理事は

「日本臣民の生命財産に危険を及ぼすが如き事態發生すること有り得べく、斯かる緊急の場合には、その附近の日本軍が行動するは已むを得ざるべきこと」と

を容認したり。

日本將校が本問題に關して委員に對し語言を提供したる際、該將校は常に十二月十日の決議は「日本に對し」滿洲に於て「其の軍隊を維持するの權利を賦與し」、若くは日本軍をして同地方に於ける馬賊討伐の責に任せしめたりと主張せり。爾後の軍事行動を叙述するに當り、日本將校等は遼河附近に於て十師團に對し、銃上權利を行使するに際し同時に錦州附近に残留せる支那軍隊と衝突し、其の結果支那軍隊は關内に撤退せられたりと主張す。即ちジュネーヴに於て留保を爲したる後、

日本が其の計畫に據り引續き滿洲の形勢を處理せんとしたるは事實存す。

援軍の到着

齊々哈爾濱守備隊を除き第二師團は奉天西方に集中されたり。援軍は相次いで速かに來着し、第八師團の第四旅團は（茲に記載せる日本軍の部隊の番號及び兵力は總て日本側の公報に依る）十二月十日より十五日の間に到着せり。更に十二月二十七日朝鮮より第二十師團司令部前に一師團派遣の御裁可を得たり。又長春並に吉林は差當り獨立鐵道守備隊に依りてのみ保護せられたり。

支那軍隊撤退に關する交渉の失敗

錦州に對する日本軍進撃が切迫せる爲め支那外交部長は、三乃至四箇國が錦州北方及び南方に中立地帯維持を保障するの意あるに於ては支那軍隊の國內撤退を提議し、以て戰爭の進展を阻止せんことを企圖したるも、此の提議は何等効果を收めざりき。一方北平に於て張學良と日本代理公使との間に交渉行はれたるも、之亦諸般の理由に依り失敗に終り。支那側は其の請書第二號附屬書「ホ」中に十二月七日、二十五日、及び二十九日に於ける訪問の度毎に、日本代理公使は支那軍隊の撤退に關する其の要求を增大し、且つ日本軍の抑制に關する其の約束は益々曖昧となりと主張し居れるに對し、他方日本は支那の撤退に關する約束は決して眞實なるものに非ざりしと論議す。

錦州攻撃

日本軍の集團的攻撃は十二月二十三日を以て開始せられ、而して支那第十九旅は其の陣地を抛棄するの己むなきに至れり。支那軍司令官は撤退却の命令を發したるに依り、其の日より日本軍の進撃は熾然として行はれ、殆んど何等抵抗を受けざりき。斯くて、錦州は一月三日朝占領せられ、日本軍は山海關即ち長城直下に至るまで進撃を續け、同地に於ける日本守備隊と恒久的接觸を遂げたり。張學良軍の完全なる滿洲撤退、殊に相手に對し殆んど一撃をも加へずして撤退せるは、長城以南の内部事情と關係なかりしものに非ず。相抵抗する諸將領間に纏まれる備戦に就きては前章に記述せる所なるが、此の備戦が當時然應せざりしことを記憶するを要す。

哈爾濱占領

山海關に至る進撃が比較的容易に遂行せられたることは、日本をして其の軍隊を原駐地より移動し、之を他方面の進撃に使用するを得せしめたり。乃ち、從來殆んど戰國の全局を擔當せる第二師團の主力は休養の爲め遼陽、奉天並に長春の駐屯地に復歸したり。一方、陽明に於て受くる威ある馬賊の襲撃に對し、保護を加ふべき鐵道線路の延長は多數の軍隊使用を必要とするが、該軍隊は斯の如き騷亂なる地域に分駐せしむる爲め、其の戰鬥力は殺滅せられたり。第二十師團司令部の轄下に在る二個旅團は、此の目的に對し新占領地帯に殘留せしめられ、而して第八師團の第四旅團は更に北方に於て兩旅團と連結したり。日本軍はこれ等の守備完全なる地域内に於ては、安寧秩序は速かに確立せられ、而して爾後數週間に馬賊は遼河の兩岸に於て殆んど其の影を潛むるに至れりと斷言せり。此の聲明は、六月に余等に對し爲されたるが而も本報告書を記

述しつゝある際、余等は義勇軍が營口並に海城を盛んに侵襲し、奉天及錦州を奪へ襲撃せんと威嚇しつゝある報道に接したり。

本年(昭和)初頭に於て最終亂を來せるは哈爾濱の北方前に東方地方にして、該地方には豫て舊吉林及黒龍江政府當局の殘存せる追従者が移動したり。該北方地域に於ける支那將領等は北平の本據と若干の接衝を保持し居たりしもの如く、北平より隨時或る支隊を受けた。曩に齊々哈爾濱に對し行はれたる如く、哈爾濱進軍は支那兩軍間の激戦を以て開始せられたり。一月初旬哈爾濱將軍は哈爾濱占領を目的とし北方に遠征軍派遣の準備を爲せり。當時、吉林と哈爾濱の間には反吉林軍と稱せられたる軍隊を率ふる丁超、李杜兩將軍蟄居したり。我々の假報告書が討議に付せられたつありし際、日本參事員より北平當局の聲援に莫かりせば、兩軍者間の交渉に依り満足なる條件を設定し得べしとの情報と與へられたり。軍事交渉は開始され、而して交渉進行中哈爾濱將軍は麾下の軍隊を率ゐて双城堡に進軍し、一月二十五日同市を占領せり。朝鮮同市南方隣接郊外に於て激戦を交するに及んで右進軍は忽ち阻止せられたり。斯くして發生せる形勢は、在哈爾濱多數日本居留民並に鮮人に取り大に危険なるものと日本人をして思惟せしめたり。蓋し同市隣接地域に於ける多少とも不正規なる二個の支那軍隊の間の戦闘は、敗退せる軍隊が同市に向け退却するの結果となりしならん。而して、其の結果、幾多の慘事を惹起したるべきは支那近世史上多くの實例を見るなり。故に、至急救援の要請は關東軍に向けせられ、日本人の確言する所に據れば支那商人等すら其の財産の劫掠せらるべきを恐れ、此の要請に賛同したりと言ふ。

此の危急に當り、日本特務機關軍事管理引繼の爲め二十六日哈爾濱に派遣せられたる十肥原大佐は(現時)委員會に對

し、同市付近に於ける支那兩軍の戦闘は約十日間繼續し、而して脅かされたる地區に主として居住せる四千の日本居留民、及び哈市郊外營家同の支那街にありて虐殺の危険に曝露せられ居りたる一千六百の鮮人に付多大の脅威存したりと述べたり。尤も反吉林軍は戰鬥の進行せられたる十日間同市を保持せるも、日鮮居留民の死傷数は比較的僅少なかりき。其の際日本居留民は義勇隊を組織し、同胞の郊外支那街より脱出し來ることを助けたり。同所を脱出せんとするに當り日本人一名、鮮人二名が屠殺されたりと云ふ。加之、此の危急なる形勢偵察の爲め派遣せられたる日本軍飛行機中の一台は機師の故障の爲め着陸を余儀なくせられ、而して搭乗者は丁超軍の爲めに屠殺せられたりと云ふ。射上の事件は日本軍として戰鬥に干渉するの決意を爲さしむるに至り、第二師團は再び危險に瀕せる同胞救助の任務を擔當することとなれり。然るに、其の際長春以北の鐵道が露支合併たる關係上如何にして軍隊を輸送すべきか、戰鬥よりも重要なる問題なりしなり。東支鐵道の南部隊に於ける車輛は大に減少し居たるを以て、第二師團司令官は第一着手として僅に長春前將軍の率ゆる歩兵二箇大隊を派遣するに決し、鐵道當局と交渉を開始せるも交渉遅延すべしと見るや、日本將校は軍隊輸送を強行するに決したり。鐵道當局は之に對し抗議し、列車の運輸を拒絶したるも、其の反對に拘らず一月二十八日夜日本軍は三面の軍用列車の仕立に成功せり。右列車は松花江の第二鐵橋を北上し、同所に於て同鐵橋が支那軍により破壊せられたるを窺見したり。其の修理は翌二十九日に行はれたるを以て日本軍は三十日双城堡に達したり。翌拂曉、天未だ明けざる時此の少數の日本軍隊は間に乘じて來襲せる丁超軍の攻撃する所となり、激戦の結果支那軍隊は敗退せられたるも、其の日は前進すること能はざりき。此の間支鐵道當局は日本軍隊が單に哈爾濱日本居留民保護の目的を以て前進しつゝありとの諒解の下に、東支鐵道に依る

日本軍隊の進軍を許可するに同意したり。是に於て其の乘車費は現金を以て支拂はれ、二月一日日本軍隊は俄々到着し、第二師團の主力は二月三日朝双城子附近に集結せられたり。更に激戦は既述の如く十一月十九日以来第二師團の一部が駐屯せる齊々哈爾濱よりも亦召致せられたり。而も哈爾濱、齊々哈爾濱間の鐵道は支那軍の爲めに破壊せられたるが故に、綏遠の困難を克服するを要せり。支那軍は又同時に各處に於て東支鐵道南段沿線の獨立鐵道守備隊を攻撃したり。これより先二月三日今や砲十六門を有し其の總兵力約一萬三千乃至一萬四千と算せられたる反吉林軍は、同市南方境界に沿ひて新據陣地を構築したり。同日第二師團は此の陣地に對し前進を開始し、三日夜より四日に至る間に双城子の北方約二十哩の甯城子河に達し、翌朝敵陣は開始せられたり。四日夕支那軍陣地の一部は日本軍の占領する所となり越えて五日正午迄に最後の結末を告げたり。哈爾濱は同日午後占領され、支那軍は三姓に向け退却したり。

一九三二年八月末迄の日本軍事行動の進展

第二師團の攻勢成功に依り、哈爾濱市は日本軍意の手に歸したるも、右攻撃に次ぐに直に敗退支那軍の追撃を以てせざりし爲め、全局的には北支の形勢には何等の變化を齎らざりき。哈爾濱北方及び東方の鐵道並に松花江の重要な水路は依然反吉林軍及び馬占山軍の支配に委せられたり。故に、占領地域が北に於ては海倫、東に於ては方正、海林地方に擴大せらるゝ激戦軍の増派、東方並に北方に向けての遠征軍の反動的派遣及び六箇月に亘る戦闘は行はれたり。日本側の公表に依れば馬占山軍と合せる反吉林軍は全く撃破せられたりと傳へらるゝも、支那側の公表に據れば同軍は今猶ほ存在すと云ふ。其の戦闘力は減殺せられたりと雖も、反吉林軍は絶えず日本軍の行動を妨げ、同時に戦場における實際的會戦を回避しつゝあり。新聞報道に據れば東支鐵道東部、西部兩文線は依然哈爾濱海林間の各所に於て襲撃を受け、破壊せらるゝの現状なり。二月初頭以來の日本軍の行動は次の如く略説するを得べし。

三月末頃第二師團の主力は、丁超及び李杜の反吉林軍討伐の爲め方正方面に向け哈爾濱を出發せり。同師團は三姓地方迄前進したり後四月初旬哈爾濱に歸還せり。此の部隊は約一箇月其の主力を以て、三姓附近に於て又其の小枝隊を以て海林方面に於て東支鐵道東部線に沿ひ、反吉林軍と不斷の戦闘に従ひたり。

五月初旬、北滿の日本軍は更に第十四師團の増援を受けたり。同師團の一枝隊は反吉林軍との戦闘に参加し、三姓の南方牡丹江溪谷に進出し、敵對軍をして吉林省の最北方隅に退去するの餘儀なきに至らしめたり。而かも五月下旬に開始せられたる第十四師團の主要行動は、哈爾濱の東方地方に行はれ馬占山軍攻撃を目的としたり。同師團は呼蘭—海林鐵道に沿ひて哈爾濱の北方まで主要なる攻撃を遂行し、又小部隊を以て齊々哈爾濱—克山鐵道の終點たるべき克山より東方に向ひて攻撃をなせり。日本側は八月初旬馬占山軍は再び有効に撃破せられ、且つ馬占山が死亡せる確證を有すと主張するも、支那側は馬占山は今猶ほ生存せりと確言す。此の戦闘に於ては日本より新たに到着せる騎兵部隊も亦参加したり。

八月中數回の小規模なる戦闘は、奉天熱河兩省の境界主として鐵道により熱河に至る唯一の途たる(京奉鐵道の)錦州—北票支線附近に於て行はれたり。支那に於ては此等の戦闘は、單に日本軍の熱河占領を目的とする一層大規模なる軍車行動の序幕に過ぎずとの危懼廣く行はる。今も猶ほ支那本部と滿洲に於ける支那軍との間に存する主要交通路は熱河を貫通するを以て、既に滿洲國領土の一部と主張せらるゝ熱河省に對する日本軍攻撃の危懼は強ち無稽の事に非ず。右攻撃の切迫せるは日本新聞の公然論議する所なり。

最近の事件に關し日本參事員が委員會に提出したる日本側説明は左の如し。

石本と呼ぶ關東軍附官更は七月十七日「支那義勇軍」の爲め、熱河省内に於て北票錦州間に運轉せらるゝ一列車より拉

致せられたり。輕砲を有する日本軍の歩兵小部隊は直ちに同氏救出を企てたるも、其の目的を達する能はず、其の結果日本軍は熱河省境の一村落を占領せり。

七月下旬並に八月中日本軍の飛行機は熱河の同地方上空を數回飛翔し、數箇の爆弾を投下したるも、而かも慎重に「諸村落外の無住地域」をば選びたり。次で八月十九日、日本參謀將校一名石本氏釋放方交渉の爲め北票と省境間に位する小郡呂南嶺に派遣されたるが、少數の歩兵部隊を隨へて歸還の途中、同將校は射撃されたるを以て自衛上應援し、他の歩兵部隊の到着と共に南嶺を占領せるが、翌日同地を撤退せり。支那參謀員は熱河省長湯玉麟の報告中より摘録せるものを委員會に提出せるが、右報告は彼上戦闘は遙かに大規模に行はれ、而して鐵道守備隊の支那兵一箇大隊は二裝甲列車に支持せられたる優勢の日本軍歩兵部隊と交戦したること、並に日本側の謂ふ所の爆撃は同地方大都邑の一たる朝陽を目標とせること、並に其の結果軍隊及住民間に三十名の死傷を出せることを主張す。八月十九日日本軍の攻撃は一裝甲列車の南嶺攻撃と共に再び開始されたり。

日本參謀員の提供せる情報未尾に於て、熱河に於ける秩序の維持は「滿洲國國內政策の一事項たりと雖も、日本は滿蒙に於ける平和と秩序の維持に關し其の重要なる責務を有するに鑑み、同地方の形勢に無關心なる能はず、且つ熱河に於ける如何なる紛亂も直ちに滿蒙全體に重大なる反響を惹起すべきことを説教す。一方、湯玉麟將軍は其の報告の末尾に於て日本軍の攻撃再開せらるる場合は有効なる抵抗を爲すべく、凡ゆる可能的方法を採用しつゝありと述ぶ。

支那側の抵抗の性質

支那軍の主要部隊は一九三一年末國內に撤退せられたるも、日本軍は滿洲各地に於て絶えず不規則的なる抵抗に遭遇せり。曾て遼江に於て行はれしが如き、戦闘は最長に及りしも、戦闘は不斷にして日廣汎なる地方に亘りて諸所に之を見た

り。日本人は現今自己に反抗する凡ゆる部隊をば無差別に「匪賊」と稱するを常とせり。事實上に於ては匪賊の外、日本軍隊若くは「滿洲國」軍隊に對する組織ある抵抗を爲すものに截然たる二種別あり。即ち支那正規軍隊前に不正規軍隊是なり。右兩軍隊の兵數を計算するは至難にして、委員一行は依然戰鬥に従事しつゝある何れの支那將領とも會見するを得ざりしを以て、下記情報の確實性に就き留保を爲すの必要あり。支那當局は滿洲に於て今猶ほ日本軍に對する抵抗を待望しつゝある軍隊に關する正確なる情報を與ふるを欲せざるは當然なり。他方、日本當局は自己に抵抗を續けつゝある軍隊の戰鬥價値を最小限度に局量せんとする傾向あり。

舊東北軍の殘黨

舊東北軍の殘黨は全く吉林黑龍江兩省に於てのみ之を看る。一九三一年末錦州を繞りて行はれし軍隊の改編は、是等の全ての部隊が其の後國內に撤退せられたるを以て永續せざりき。而も一九三二年九月以前松花江地方並に東支鐵道沿線に駐屯せられたる支那正規軍隊は、未だ曾て日本軍と激戦を交へたることなく、從來日本軍隊前に「滿洲國」軍隊に對し多大の困難を與へ且つ今猶ほ與へつゝある奇襲戰を繼續す。馬占山、丁超、李杜三將領は此等軍隊の指揮者として支那全土を通じて盛名を博したり。右三將領は曩に北滿に於ける勝將軍若くは駐屯軍の司令たりし旅長なり。恐らく其の麾下に在りし軍隊の大半は、各其の指揮者及び張學良政府破滅後の支那の主張に忠誠を盡したるならん。馬占山軍の勢力は同將軍が其の忠誠を變改せるを以て容易に測定するを得ず。黑龍江省長として馬占山は省軍隊全部を統率したるが、余等に提示せられたる兵數は合計七箇旅を算せり、四月以降、彼は日本前に「滿洲國」に對し明かに反對の立場を執れり。呼蘭河、海倫、太平河間に在

りて馬占山の有せし兵力は日本當局の概算に依れば六箇隊即ち七千乃至八千なり。丁超並に李杜は舊張學良軍の六箇隊を支配し、且つ爾來同地方に於て更に三箇旅を擧舞し、假令告作成當時日本當局は其の總勢力を約三萬と概算したり。然れも馬占山軍及び丁超、李杜軍は四月以來著るしく其の兵數を減じ、現今尙上萬餘以下に在りと看るは恐らく妥當ならん。下段に記す如く、此等兩軍は哈爾濱占領以來日本正規軍の集中攻撃に依り大損害を被れり。現在兩軍は日本軍の如何なる行動をも阻む能はずして、努めて公然日本軍と會戦するを回避す。日本軍の飛行機を使用するに反し支那軍が全然此の武器を缺如せることは、從來支那軍の被りたる損害の大半の原因となすものなり。

不正規軍を考慮するに當りては、丁超李杜軍と同力したる吉林省各滿義勇軍を區別すること必要なり。一九三二年四月二十九日の調査團報告に於ては、調査團は第五頁に義勇軍なる題下に、三種義勇軍及び七種の小集團を掲げたるが、後者の一は敦化及び萬善山間にありて丁超李杜軍隊と連絡を保ちつつあるものなり。右集團は之等地域に於ける鐵道及び其他交通機關の缺如に依り、今尙其地位を保持しつつあり。其の長たる王德林は各滿反滿洲國軍を集め之を堅く其の支配下に置き居れり。本集團は日本軍（日本軍は敦化以東に於ては何等活動を示し居らざるが）に比し其の重要さ尙少なるやも知れざるも、滿洲國軍には抵抗し得るが如く見へ、吉林省の廣き地域に於て其の地位を確保し居れり。王德林と連絡を有し、間島地方に於て相當妨害をなせる大刀會の現在の活動に付ては何等確證得られず。他方、日本軍は大刀會に對し何等重要なる軍事行動を執らざりき。

多數の所謂義勇軍及び他の支那軍を總記せる日本側の一公式文書調査團に提出せられたり。右義勇軍及び支那軍は各々二百乃至四百名より成り、右は義勇軍の小單位となすものなり。之等支那軍の活動區域は奉天及び安奉線附近の地域、綏州、奉天熱河省境、東支鐵道西段及ハ新民中奉天間の地方に及ぶ。斯くの如く義勇軍及び反吉林軍聯合の占據し居る地域は滿洲の大部分を包含む。八月中旬奉天近郊、南滿洲鐵道の南段各地殊に海城及び營口に於て交戦行はれたり。數度日本軍は苦戦せるが義勇軍は何れの地に於ても何等重なる勝利を得る能はざりき。滿洲の一般状態が近き將來に於て何等か變更を見ること豫想せらるべきや否や疑はしきが如きも、本報告完成の際には交戦は廣汎なる地域に亘り繼續せられ居れり。

匪 賊

支那に於けると同様滿洲に於ても匪賊は常に存在したりき。職業的匪賊は政府の強弱に應じ、其數或は大となり或は小となりて東三省の凡ゆる地域に存し、政治的目的の爲め各黨派に依り用ゐられたり。支那政府は調査團に對し、最近二十年文は三十年の間に日本側の手先が其の政治的目的を遂ぐる爲め、非常に匪賊を使喚せる旨述べたる書翰を提出せり。右書翰には南滿洲鐵道出版の「一九三〇年に於ける滿洲匪賊に關する第二回報告」の二節引用せられあるが、右に依れば附屬地内に於てすら匪賊の數は一九〇六年の九件より一九二九年の三百六十八件に増加したる由なり。上述支那側書翰に依れば、匪賊は大連及び小瀋東州よりの大規模の武器密輸入に依り喚起せられたる由。例へば有名なる馬賊頭目凌日清は、昨年十一月所謂獨立自衛軍組織の爲め武器彈藥其他供給せられたる旨述べられあり。右自衛軍は三人の日本側手先の助力に依り組織せられ且滿洲攻撃を目的とせるものなり。右企てが失敗せる後他の匪賊頭目が同様の目的の爲め日本側の助力を得たるが、日本製

の材料と共に支那軍の手に捕はれたり。

勿論、日本官憲は滿洲匪賊に關し別種の見方をなし居れり。日本官憲に依れば匪賊の存在は全然支那政府の無能に基くものなり。日本官憲は又張作霖は或程度迄其領土内に匪賊の存するを支持したりと稱す。何となれば、作霖は非常時には匪賊は容易に兵卒に改編せられ得べしと思考したればなり。日本官憲は張學良政府及び其の軍の完全なる打倒が大に滿洲匪賊数を増加せしめたる事實を肯定する一方、日本軍が滿洲に在る結果、二、三年間に主要匪賊團は掃蕩せられ得べき旨主張す。日本官憲は滿洲國警察及び各部落に於ける自衛團の組織が、匪賊を消滅せしむるに役立つべきことを望み居れり。現在の匪賊の多くは元來良民にして、其の財産を凡て失ひたる爲め現在の職業に投ずるに至れるものと信ぜられ居れり。農工の業を再び営む機會あらば、之等匪賊は従前の平和的生活に復歸すべきこと望まれ居れり。

第五章 上海事件

一月末上海に於て戰事發生せり。二月二十日迄の本事件の經過概要は聯盟の任命せる領事團委員會に依り既に報告せられたり。領事團が二月二十九日東京に到着せる時、戰事は猶ほ進行中にして、上海に於ける日本政府の武力干渉の起因、動機、及び結果に關し調査團は同政府當局者と數度討議を行ひたり。調査團が三月十四日上海に到着せる時は戰事は終了し居たるも停戦交渉は離離に在りたる次第にて、恰も此の時に當り調査團が到着したることは機を得たるものにして良好なる空気を助成せしやも知れず。調査團は最近の敵愾行為に基く緊張せる感情を瞭解し且又本紛議に關聯する困難及び問題の双方

に付直接目撃せる印象を得たり。調査團は領事團委員會の事業を引継ぎ又は上海に發生せる最近の出來事に付特に研究すべき旨の訓令を受けたることなく、却て調査團は支那政府に於ては調査團が上海に於ける事關調査の爲其の滿洲に赴くことを延引すべしとの如何なる案にも反對の意向を表示したる旨聯盟軍務局長より通報に接し居たり。

調査團は上海事件に關する日支兩國政府の意見を聴取し又本問題に關する多數の文獻を日支双方より接受せり。尙調査團は戦禍を蒙れる地域を視察し日本陸海軍將校より最近の軍事行動に關する陳述を聴取したり。又個人の資格に於て調査團は上海在住の何人の記憶にも新しき事實に關し各該の意見を代表する人士と會談せり。然れども調査團としては正式に上海事件を調査することなく從て之に關聯する争點に關し何等意見を表示せざりき。然れども調査團は記録の爲め二月二十日以降日本軍の最後の掃收に至る迄の軍事行動の敘述を完成すべし。

二月二十日以降上海事件の記述

領事團委員會の最終報告は二月二十日日本側が江蘇及吳淞地方に於て新たなる攻撃を開始したる旨の記述にて筆を止めた。右攻撃は其後引續き行はれたるに拘らず日本軍にとりて何等顯著なる成功を看らざりしが日本軍は其の結果所謂支那警備師團第八十七師及第八十八師の一部が今や第十九路軍と同様日本軍と戦ひつゝあるを知るを得たり。此事實及び地點に基く困難ありし爲め日本側は二個師團即ち第十一師團及び第十四師團を増派することを決定せり。

二月二十八日日本軍は支那側の撤去せる江蘇西部を占領せり。同日吳淞要塞及び楊子江上の諸砲臺は再び空中及び海上より擧げせられ砲臺は紅橋飛行場及び滬寧鐵道を含む全戰線に亘り活動せり。日本軍司令官に任命せられたる白川大將は二

月二十九日上海に到着せり。同日以後日本軍司令部は着々と前進の旨を報告せり。江蘇地方にては日本軍は徐々に前進せるが海軍司令部は連日砲撃の結果南北に於ける支那軍は退却の兆ある旨を報告せり。同日上海より百哩隔たれる杭州飛行場に向する空中機撃行はれたり。

三月一日前線の攻撃の進捗運々たりしを以て日本軍司令官は七丁口、付近の揚子江右岸に第十一師團主力を上陸せしめ支那軍左翼を奇襲せむが爲め廣汎なる包圍運動を開始せり。本軍軍行動は成功し支那軍は日本軍司令官の二月二十日付最後通牒中に要求せる二十軒橋外に直に退却するの已むなきに至れり。三月三日日本軍が空中及び海上よりの機撃後吳淞要塞に入りたる時は支那軍は既に撤去し居たり。其の前日滬寧鐵道の崑山停車場の東七キロの地點迄機撃行はれたるが右は支那軍前線への援軍輸送阻止の爲めなりと稱せらる。

三月三日午後日本軍司令官は停戦命令を下したり。支那軍司令官は三月四日同様の命令を發せり。支那側は日本軍第十四師團が戦闘行為停止後三月七日より三月十四日の間に上陸し約一ヶ月後在滬日本軍敗残の爲滿洲に輸送せられたることを強硬に抗議せり。其間友好國及び聯盟の幹旋に依り停戦關係に對する試問かけられ居たり。二月二十八日英國提督「サー・ホワード・ケリー」は海軍に日支代表を交渉し相互且同時撤退の基礎とする暫行的協定提議せられたるが右提議は交渉の基礎に就する意見相違の爲に成功を見るに至らざりき。

二月二十九日聯盟理事會議長は特に地方的取極を爲すことを條件とし戦闘の終局的終了及び決定的停戦の爲他の關係國加の下に共同會議開催方を勸告せり。兩當事國は之を承諾せるも日本代表が

- 一 支那側が最初に撤退すべく
- 二 其撤退實行を勧めたる後日本側は撤退すべし、但し右は以前も述べられ居たるが如く共同租界及び擴張道路への撤收にあらざして、上海より吳淞に及ぶ地域への撤收なり

との條件を出せる爲め交渉は成功を見ること能はざりき。三月四日聯盟理事會は理事會の提案に言及し

- 一 日支兩國政府に戦闘行為停止を確實ならしめんことを求め
- 二 關係國に對し前項の實行に關し情報提出方を求め
- 三 戦闘行為停止を確實ならしめ、且日本軍の撤收を定むる取極締結の爲め列國援助の下に交渉を開始せむことを勸告する

と共に右交渉の進行に付列國より情報を受けんことを希望せり。

三月九日日本側は英國公使を通し聯盟理事會の定めたる基礎に依り商議する用意ある旨述べたる覺書を支那側に送付せり。三月十日支那側は同英國公使を通し右基礎に依り交渉するの用意あるも會議が戦闘行為の決定的停止及び日本軍の完全且無條件の撤退に關する事項に限らるることを條件とする旨回答せり。三月十三日日本側は支那側の留保は聯盟の諸決議を變更し又は如何なる意味に於ても日本側を拘束するものと認めざる旨を通報せり。日本側は日支双方は聯盟決議の基礎の上に會合すべきものなりと思考せり。

三月二十四日日支停戦會議開かれたり。其間日本陸海軍の撤收は現實に開始せられたり。三月八日海軍及び航空部隊は上海を去り其結果殘留日本兵力は「常数を超過すること遠からざるもの」となれり。日本軍司令部は三月二十七日更に撤收を行ふに際し右撤收は上述會議又は聯盟とは何等關係なく單に上海に最早必要ならざる部隊を歸還せしめむとする日本陸軍司

司令部の獨自の決定に過ぎざる旨を聲明せり。

三月二十日停戰會議は前日戰團行爲の決定的停止に關する協定成立せる旨發表せるも更に難問題發生し、五月五日に至り漸く完全なる停戰協定を調印し得るの運びを見るに至れり。右協定は戰團行爲の決定的停止を定め、正常状態恢復したる後更に取極あるまで上海の西方に支那軍の進出を一時制限すべき線を劃定し、又一月二十八日の事件以前に於けるが如く共同租界及租界外擴張道路上へ日本軍の撤收を定めたり。但し日本軍の数は共同租界内にのみ駐屯せしむるには多きに過ぎたるを以て共同租界外の若干地域は當分の間包含せらるべきものとなりたるが其後日本軍撤去せるを以て此等の地域に付ては記述の要なし。米英佛伊の友好國並に兩當事國の參加せる共同委員會を設置し双方の撤退を確しむることとし、本委員會は亦日本軍より支那警察への引繼にも協力することとなれり。

支那側は停戰協定に二箇の留保を付加せり。第一の留保は協定中の如何なる規定も支那領土内に於ける支那軍の行動を永久的に制限することを意味せざる旨の聲明にして、第二の留保は日本軍駐屯の爲暫時設けられたる地域に於ても警察を含む一切の地方行政は支那官憲の手に存すべき旨の聲明なり。

停戰協定の條項は大體主要部分に於て履行せられたり。撤退地域は五月九日及同月二十日の間に支那特別警察に引渡されたり。但し之等四地域の引繼は多少延引を見たり。家屋及工場を所有する支那人鐵道會社の役員及び其他の者が撤退地域に復歸し始めたるとき掠奪、故意の破壊及び財産喪失に關し多數の苦情が日本軍當局に提起せられたるは蓋し自然のことなり。支那側に於ては賠償に關する全問題は將來商議せらるべきものなりとし死傷及び行方不明の將卒及び人民の數二萬三千

四百、物質的損害金額は略々十五億圓に達すと推定し居れり。租界外擴張道路地域に關する協定草案は上海工部局及び支那大上海市政府代表に依り署名せられたり。然れども本案は未だ上海工部局又は市政府の何れよりも承認を得ず。工部局は領事團の意見を求める爲首席領事に本案を移し居り。

上海に於ける支那側抵抗の滿洲の事態に及ぼせる影響

上海事件は疑ひもなく滿洲に於ける事態に著るしき影響を及ぼせり。日本側が容易に滿洲の大部分を占領し得たること及び支那軍より何等抵抗を受けざりしことは單に日本陸海軍側をして支那軍の戰鬥力が無視し得べき程のものなりと信するに至らしめたるのみならず全支那をして大いに意氣沮喪せしめたり。然るに第十九路軍が最初より第八十七師及び第八十八師の援助の下に試みたる強硬なる抵抗は全支那に於て熱狂的歡呼を受けたるが當初三千の日本陸戰隊に三個師團及び一混成旅團の應援加はり六週間の戰鬪の後漸く支那軍敗退驅逐せられたるの事實は支那側士氣に多大の印象を與へ支那は其自身の努力に依りて救はれざるべからずとの感情激まされり。日支紛争は支那全民の念頭に入り支那各地何れに於ても支那人の意見強硬となり抵抗心増加して従前の消極主義は消え去り誇張せる樂觀主義行はるゝに至れり。滿洲に於ては上海よりの報道は當時尙日本軍と戦ひつゝありし各地支那軍に新たなる勇氣を與へたり。右報道は馬占山其後の抵抗を強むることとなり又世界各地に在る支那人の愛國心を刺戟せり。義勇軍の抵抗も増大せるが爲め之等支那軍討伐は拙しき成功を收めず、或地方に於ては日本軍は鐵道沿線に陣地を占め守勢を執り居りたるが右鐵道も屢支那側の攻撃を受けたり。

上海に於ける交戦に伴ひ數個の事件發生せるが其の一は南京砲撃なり。本事件は支那以外に於ても多大の昂奮と驚愕とを生ぜしめたるが右は二月一日の深更發生せるも一時間以上は繼續せざりき。本件は多分誤解に基くものならんが、支那政府の南京より洛陽への臨時遷都なる重大なる結果を招來せり。

南京事件の原因及び事實に關する日支双方の解釋には非常なる懸隔あり。日本側より調査團に提出せる主張二ありしが第一は上海の戦闘發生後支那側は獅子山砲台を擴張し艦隊を築き、江畔の城門及び江の反對側に砲兵陣地を設け江に軍艦を碇泊せしめ居たる日本側に心配を生ぜしむるに足るが如き規模の軍事施設をなせりと云ふに在り。

第二は支那新聞は上海支那軍の勝利の虚報を擴め南京支那人を大に昂奮せしめ其の結果日本側の云ふ所に依れば日本人雇傭の支那人は其職を去る様脅迫せられ支那商人は領事館員及び軍艦乗組員外日本在留民に食料品供給を拒絶するに至れりと云ふにあり。

支那側は之等の主張に對し何等批評を加へず。支那側は當時一般の不安及び緊張せる空氣は日本側が上海事件發生後碇泊軍艦數を二隻より五隻に増加し次で七隻（日本側當局は右數を六隻なりとし三老艦砲艦及び三驅逐艦なりとす）に増加したるに基くものなる言又日本海軍司令官は水兵若干を上陸せしめ之を日本領事館員及全日本居留民が「ハルク」に避難せる日清汽船埠頭の前に歩哨として配置せるが上海事件の記實尙新たる際斯かる措置は既に南京の昂奮せる人民をして同様事件發生せざるやとの恐怖の念を生ぜしめたるならんと稱す。

調査團は南京警察局長が外交部長に提出せる報告に依り南京の支那住民及外國人の保護に全責任を有する南京當局が日本水兵の上陸に對し忿激を抱き居たる旨を知れり。南京當局は日本副領事に對し數度抗議をなせるが同副領事は右上陸に關し

何等の處置を執り得ざる言答へたり。當時軍艦碇泊し居り上記埠頭の存する下關の地方警察署に對し出來得るならば同方面に於ける日支接觸殊に夜間に於ける如何なる接觸をも阻止する様特別の訓令發せられたり。日本側公報に依れば日本人避難民は二月二十九日以後日清汽船會社の一汽船内に收容せられ其の多數は上海に送られたる由なり。日本側は二月一日深更三砲の砲撃突如發せられたるが右は獅子山砲台よりなされたるものと認めらるる言述へ居れり。右と同時に支那軍正規兵は河畔にありし日本海軍歩哨に向ひ砲撃し二名を負傷せしめたるが其の中一名は死亡せり。右攻撃に對し反撃加へられたるが右は歩哨上陸地點直近の箇所のみ向けられ岸より砲撃止むや直に停止せられたり。以上は日本側の述ぶる所なるが支那側は之に對し砲撃の事實を否定すると共に日本側より砲臺、下關停車場及び其他の據所に合計八砲の砲撃せられ且つ機關銃及小銃射撃行はれたる言述に右の間「サーチャイト」が岸に向けられたる旨主張す。右は住民に多大の恐慌を生ぜしめ住民は南京市内部に急遽引移れるが死傷者はなく物質的損害も大ならざりき。

南京事件が昂奮せる支那人民が上海支那軍勝利の虚報を聽ひて鳴らしたる爆竹に端を發したりと云ふことも亦有り得べきことなり。

第六章 滿洲國

第一節 新國家建設の段階

日本軍の奉天占領の結果招來せる混亂狀態

前章に於て説述せる如く一九三二年九月十八日事件の結果、奉天市の市政及び奉天省の省行政は完全に破壊せられ、延いて其他の二省の省行政に至る迄、程度は少きも影響を蒙りたり。奉天に對する攻撃余りに急速なりし爲め、全滿洲の政治的中心なるのみならず、大連に次いで南滿洲の最も重要な商業的中心たる同市は支那人の間に恐慌を惹起するに至れり。著名の官公吏並に教育界及び商業界の主要人物の大多數は直に家族と共に逃亡せり。九月十九日後の數日間、亘り十一萬人以上の支那人住民は京奉鐵道に依り奉天を去りたるが逃走し得ざるものは多く潛匿せり。

奉天市の秩序及び市政の復活

警官及び監獄看守人に至る迄失蹤せり。奉天市、奉天縣及び奉天省の行政は完全に崩壊し電燈、水等供給の公共事業會社、乗合自動車、市街電車並に電話及び電信業務は一切停止するに至れり。銀行及び商會は閉鎖せり。至急を要するは市政の組織及び市の正常生活の復活にありたるが、之は日本人に依り警手せられ迅速且つ有効に取り進ばれたり。十肥原大佐は奉天市長に解任し三日以内に正常市政は復活せられたり。數百の警官及び監獄看守人の大部分は臧式毅將軍(省長)の援助に依り復歸せしめられ公共事業業務は回復せり。非常時委員會の大部分は日本人より成れるが十肥原大佐を援助し同大佐は一箇月間其の職に留まれり。十月二十日市政府の施設は趙欣伯博士(十一年間日本に留學し東京帝國大學の法學博士の稱號を有する法律家)を市長とする一定の資格ある支那人團體に復歸せられたり。

省政府再組織

次の問題は二省の各省政府を再建するに在りたり。右事業中奉天省は他の二省に比し一層困難なりき。何となれば、奉天は同省行政の中心にして有力者の多くは逃亡し、暫時支那人に依る省行政は錦州に於て依然として繼續せられたればなり。故に省政の再組織が完全に成就せるは三箇月後なりき。

臧式毅將軍の獨立省政府組織の拒絶

遼寧省長たりし臧式毅中將は、最初九月二十日支那中央政府より獨立せる省政府組織に關し交渉を受け勸誘せられたるが之を拒絶せり。次で同中將は逮捕せられ、十二月十五日釋放せられたり。

九月二十五日袁金凱を委員長とする「治安維持委員會」の設置

臧式毅將軍が獨立省政府樹立に關する援助を拒絶したる後支那人有力者の一人たる袁金凱氏が交渉を受けたるが同氏は元の省長にして東北政治委員會の副委員長なりき。日本軍軍當局は袁金凱氏及び其他八人の支那人住民をして治安維持委員會を組織せしめんことを勸誘せり。同委員會は九月二十四日組織せられたる旨聲明せられたり。日本側新聞は直に之を以て分離運動に歸する第一歩として稱讃せるが十月五日袁金凱氏は斯かる意思無きことを公然聲明せり。袁氏曰く同委員會は舊施政崩壊後平和及び秩序保持の爲め實現せられたるものにして逃亡者救出及び金融市場回復を援助し、且つ其他の事務に當れるが右は全く單に不必要なる困難を避けしめんが爲めなりき。然れども同委員會は省政府を組織し又は獨立宣言の意思は無りき云々

十月十九日財政部の開設

十月十九日治安維持委員會は財政部を開設し支那人官吏を輔佐する爲め日本人顧問任命せられたり。財政部長は同部の決

定に對し效力を廢せしむるに先立ち軍事當局の承認を得るを要したり。各縣内に於ける收税吏は日本人憲兵隊又は其他の代理人に依り支付せられたり。據所に依りては、右收税吏は毎日憲兵隊の檢閲に供する爲め帳簿を提出するを要し、憲兵隊の承認は警官、憲兵、教育等公共の目的に要する一切の費用の支出に對し必要なりき。錦州に於ける「敵對者」に向つての税金徴収は直に日本當局に報告せられたり。之と同時に財政整理委員會組織せられ其の主要事務は租税制度を整理すに在りたり。日本人代表者及び支那人組合代表者は税制に關する論議に参加するを許されたり。長春に於ける「外交部」下り調査委員に對し送付せられたる一九三二年五月三十日付「滿洲國獨立史」中に於ける聲明に據れば前述税制改革の結果、一九三二年十一月十六日付を以て六税の廢止、其他四税の半減、尙、其他八税の地方政府への移譲並に法律的根據なき一切の課税を禁止することを決定せり。

十月二十一日治安維持委員會（遼寧省自治委員會改名せらるる）に依り警察部開設せられたり。日本軍事當局の承認を求め且右承認を得たり、而して多數の日本人顧問任命せられたり。凡て命令を發するに先立ち同部長は日本軍事當局の承認を得るを要求せられたり。最後に遼寧省自治委員會は新たに東北交通委員會を組織したるが、同委員會は漸次遼寧省のみならず、吉林及び黑龍江兩省に於ける許多の鐵道に關する管理を掌握するに至れり。同委員會は十一月一日遼寧省自治委員會より分離せり。

十一月七日の聲明及び十一月十日省政府の樹立

十一月七日遼寧省自治委員會は臨時遼寧省政府なる體形に變化し、聲明書を發表して舊東北政府及び南京中央政府より分離せり。臨時遼寧省政府は同省内の各地方政府に對し其の發布せる命令を遵守すべきことを要求し、舊省政府としての權限を行使すべきを發表せり。十一月十日公開式舉行せられたり。

最高諮議委員會の任命

自治委員會が臨時遼寧省政府に改組さるると同時に最高諮議委員會なるもの于沖漢氏の委員長の下に創設せられたり。于沖漢氏は従來治安維持委員會の副議長なりしなり。于沖漢氏は最高諮議委員會の目的を左の如く發表せり。即ち秩序の維持、惡習の廢止に依る施政改善、租税減輕並に生産及び販賣組合の改善是れなり。同委員會は更に臨時省政府を指揮監督し傳統及び近代的的要求に準據し省自治政府の發展を助成するに在りき。同委員會は總務課、調査課、議務課、指導課、監察課及び自治指導部の各課より成る。主要委員の多くは日本人なり。

十一月二十日奉天省の改名及び十二月十五日儀式級の省長就任

十一月廿日省名は奉天省と改正せられたるが右は千九百二十八年國民憲法下の支那との合同以前の名稱なり。又十二月十五日袁金凱氏は儀式級將軍に依り代られたり。彼は監察より釋放せられ奉天省長に就任せるなり。吉林省に省政府を樹立する事業は遙かに容易なりき。二十三日第二師團長多門中將は張作相將軍の不在中省長代理たる熙洽中將と會見し省長たるんことを勸誘せり。右會見後、九月二十五日熙洽將軍は許多の政府當局者及び公共團體を召集會合せしめたるが、多數の日本人士官も亦参加せり。新省政府樹立の思案に對し何等反對の表明なく九月三十日右會合の布告發表せられたり。次で吉林省政府に關する組織法公布せられたり。政府の委員制度廢止せられ熙洽省長は省政府の行爲に對し全責任を負へり。數日

後、羅治氏に依り新政府の主要官吏任命せられ其後若干の日本人官吏追加せられたり。總務長官は日本人なりき。職に於ても亦行政改革せられ、且つ人員の變動ありたり。四十三縣の中十五縣は改革せられたるが其中支那人官吏の解任も含めり。其他十縣に於ける職吏は羅治將軍に忠誠を宣明したる後其儘就職を待たせり。其他は依然として舊政權に忠實なる支那人軍閥の下に留まるか又は國軍各派に對し中立を保てり。

東支鐵道の特別區

特別區行政官張景惠將軍は日本人に對し友好關係に在りき。舊政權は特別區内に於ける鐵道守備隊及び吉林、黑龍江兩省に於ける相當多數の軍隊も尙有し得たるに對し、張景惠氏は何等軍隊の背景を有せざりき。九月二十七日張景惠氏は「ハルビン」に於ける事務所に於て會合を催し特別區の非常時委員會の組織を論議せり。同委員會は張將軍を委員長としその他人員の委員より成り、其中王瑞龍將軍及び一九三二年一月羅治將軍に敵對せる「反吉林軍の指揮官となれる丁紹將軍を含めり。十一月五日張作相下の將官の指揮に依る「反吉林軍」は「ハルビン」に於て新たに吉林省政府を樹立せり。一九三二年一月一日張景惠將軍黑龍江省長に任命せらるゝや、相長の資格に於て一月七日同省の獨立を宣言せり。一月二十九日丁紹將軍行政長官の官廳を占領するや張將軍を其屋内に幽閉せり。張將軍は日本軍が北上し丁紹將軍を擄後二月五日「ハルビン」を占領するや再び自由となれり。爾來日本の勢力は特別區内に益々擴大するに至れり。黑龍江省に於ては前案に於て説述せる如く、張海麟及び馬占山兩將軍の拮据に因り一層複雑せる形勢を生ぜり。十一月十九日日本軍の「チチハル」占領後前例の形式の自治協會なるもの設立せられたるが、人民の意思を代表すと稱せらるる該協會は特別區の張景惠將軍に對し黑龍江省長を兼任せ

むことを勸誘せり。然れ共「ハルビン」附近の形勢尙依然として不安定にして、馬占山將軍との間に確立協定成立せざりしに因り、右勸誘は千九百三十二年一月に至る迄受諾せられざりき。一月に至りてさへも馬占山將軍の態度は暫く味變なりき、馬占山將軍は二月丁紹將軍が敗北する迄之と相提攜し、然る後日本軍と和睦し張將軍の筆中より黑龍江省長の職を受取りたるが、次いで左の省長と共に「新國家」の建設に協力せり。一月二十五日「チチハル」に於て自治指導委員會設置せられ、他の省と同一形式の省政府の形態漸次成立するに至れり。熱河省は從來滿洲に於ける政治的變動に對し中立を維持し來れり。熱河省は内蒙古の一部分なり。且つ三百萬以上の支那人移民同省内に住居し、漸次遊牧蒙古人を北方に追放しつゝあるが、蒙古人は依然として傳統部族又は旗人組織の下に生活す。約百萬を數ふる斯種蒙古人は奉天省の西部に住居する蒙古旗人と若干程度の關係を保持し來れり。奉天省及び熱河省の蒙古人は「盟」を組織したるが、其中最も有力なるものを「チエリム」盟と爲す。「チエリム」盟は獨立運動に参加せるが、從來壓受那の支配より免れんと試み來れる「ハルガ」地方、即ち黑龍江省西部の「コロンバイル」の蒙古人も亦同運動に参加せり。蒙古人は容易に支那人と同化せず。彼等は自尊心強き人種にして皆「チンギス」汗の偉業及び蒙古武人の支那征服を記憶し居れり。彼等は支那人の支配を受くることを願み、殊に支那移民の來往を好まず、蓋し右移民に因り蒙古人は漸次自己の領土より驅逐せられ居ればなり。熱河省の「チャオタ」及び「チヨサツ」の兩盟は奉天省の各旗と聯絡を取り居れるが、後者は今や委員會に依り支配せられ居れり。熱河省の首席邊玉麟は九月二十九日同省に對する委任を執り滿洲に於ける同僚と聯絡を取りたる由なり。三月九日の「滿洲國」建國に當り熱河省は新「國家」に包容せられたるが、實際に於ては同省政府は何等決定的措置を執ることなかりき。同省に於ける最近の出來事に付

ては前章の末尾に於て言及するところありたり。

「獨立國家」の創立

以上の如くにして各省に設立せられたる地方自治政治機關は、先づ分斷獨立せる「國家」として相結合せられたり。新國家が容易に成立したること及び新國家成立の後、支那人が之に對して興へたる支持に關して提出せられたる多くの證據を、理解するが爲めには、或場合には強味となり他の場合には弱點となる支那社會生活の「特徴」を考慮すること必要なり。既に第一等に於て述べたるが如く、支那人の認むる共同生活上の義務は國家に對するよりは、寧ろ家族、地方又は個人に對するものなり。西洋に所謂愛國心は支那にては今日漸く感得せられ始めたるに過ぎず。職業組合、協會、團體、軍隊等皆或個人的指導者に從ふを例とす。斯るが故に説得又は強制に依りて、或特定の指導者の支持を得るときは、右指導者の全勢力範圍内の追従者の支持も亦自ら得ることとなるなり。前掲の如き事件の記述は支那人の斯る特徴が各省政府の組織に如何に巧に利用せられたるかを示すものにして、同一の中等少數の有力者の働きは最終の階梯を完成する爲めに用ひられたり。

自治指導部

獨立を達成する主要なる手段となりしは、奉天に中央事務所を有したる自治指導部なり。信憑すべき證人が委員會に對して陳述したる所に依れば、右自治指導部は日本人に依り組織せられ、且首長は支那人なるも大部分の職員は日本人に依り充たされ、國軍司令部第四部の機關として活動したる趣なり。然して同部の主たる目的は獨立運動を作興するに在りたり。

右中央部の指揮監督の下に奉天省各縣に地方自治執行委員會組織せられたり。之等各縣に對し中央部は其の有する監督員、指導者及び教師より成る多數且つ經驗に富める人員中より必要に應じ職員を派したるが、其の多くは日本人なり。同中央部はその編輯發行せる新聞を利用したり。

一月七日の在奉天自治指導部の布告

右中央部により發せられたる訓令の性質は、同部が一月一日附を以て同月七日發布したる布告を見れば明かなり。同布告は東北は今や滿洲及び蒙古に於て新獨立國家の建設の爲め一大民衆運動を導導なく起すの必要に直面せりと告げ居れり。同布告は同奉天省各縣における其の事業の發展の狀を敘し、且奉天省の爾餘の各縣、更に進んでは奉天以外の各省に對し、其の活動を擴張する爲めの計畫を概説したり。而して更に布告は東北民衆に對し張學良を打倒し、自治協會に加入し、清國政府を設立し、人民の生活狀態を改善するが爲めに協力すべしと訴へ次の語を以て結べり、

「北部及東部の組織を團結せよ。新國家へ。獨立へ。」

右布告は五萬枚頒布せられたり。

一月中に於ける部長の計畫

同一月中には早くも自治指導部部長于沖漢は省長張式毅と共に新「國家」に對する計畫を作りつつありたるが、右新「國家」は二月十日樹立せらるべき旨報せられたり。然るに、一月二十九日哈爾濱に於て兵變勃發したること及「趙」の職權中の馬將軍の態度不明なりしことは當時右機關の進行を一時延期せるに至る理由なりしが如し。

其の後、丁超將軍張景惠中將と馬將軍との間の商議の結果、二月十四日議定成り、之に依り馬將軍は黒龍江省省長に就任することとなり。新國家の基礎を奠定すべき會議は二月十六日及十七日奉天に於て開かれたり。東三省又は省長及特別區長官前に從來一切の準備に於て重要なる役割を演じ來れる趙欣伯博士自ら出席せり。

右五人の會合に於て新國家を建設すべきこと、一時東三省及び特別區に對する最高權力を行使すべき東北行政委員會組織すべきこと、及び最後に右最高委員會は運籌無缺「國家」の建設の爲必要なる一切の準備を爲すべきこと決議せられたり。會議の第二日には二人の蒙古王族出席したるが、其の一は黒龍江省西部の「バルガ」地方（「コロンバイル」）を代表し、他即ち「チェリム」盟の「チワン」親王は同親王を他の如何なる指導者よりも尊敬し居る殆んど凡ての旗を代表したり。

二月十七日の最高行政委員會

同日最高行政委員會組織せられたり。其の委員は委員長張景惠中將、奉天、吉林、黒龍江及び熱河の四省省長並に蒙古地方代表「チワン」親王及び「リン・シエン」親王なり。同委員會最初の議決案は次の如し。

- 一 新「國家」に共和制を採用すること
- 二 構成各省の自治を尊重すること
- 三 執政に「攝政」の稱號を與ふることに
- 四 四省及び特別區長官、全旗代表「チワン」親王及び黒龍江省「コロンバイル」代表「クエイフ」の署名すべき獨立宣言を發すること。

國軍軍司令官は同夜「新國家の幹部」の爲め公式の晚餐會を催したるが、同司令官は右幹部に對し其の成功を祝すると共に必要の際には援助を與ふべき旨發言するところありたり。

二月十八日の獨立宣言

獨立の宣言は二月十八日發せられたり。右宣言は永遠の平和を享受せんとする人民の熱烈なる願望及び人民に依り建設せられたりと稱せらる、各執政者が右人民の願望を允たすべき義務に言及せり。宣言は新國家樹立の必要に言及し、且東北行政委員會は此の目的の爲設置せられたる旨述べたり。今や國民黨及び南京政府との關係破壊せられたるを以て、人民は善政を享受すべしと約束したり。同宣言は通電を以て、滿洲各地に發送せられたり。馬省長及び熱河省長は夫々其の省首頭に歸還せるが、代表を任命して儀式委員長、張景惠長官及び趙欣伯市長と會合し以て細目を決定せしめたり。此の團體に依りて次で開かれたる二月十九日の會合に於て共和國を建立すること、憲法中に於て權力分立主義を規定すること、及び前宣統皇帝に執政たらんことを請ふべきことを決議せり。次の數日中に於て首都は長春とすること、年號は「大同」（大同和を意味す）とすることを決議し、尙國旗の圖案も決定せられたり。二月二十五日右議決案は熱河省を含む各省政府前に「コロンバイル」及び「チェリム」「チヤオタ」「チヨサツ」諸盟の蒙古行政諸官署に通告せられたり。右の中最後に掲げたる盟は熱河省に設立せられたるものにして、従つて既述の如く熱河省省長の意に反する何等の措置を執ること能はざりき。

國家建立促進運動

獨立宣言及び新國家建設計劃發表後、自治指導部は民衆を組織して之に對する支持を表明せしむる上にて於て指導的役割